DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

shall consist of a chairman and commissioners.

The chairman shall be elected by Co-operation by commissioners; provided, however, that in cases where the chairman cannot be elected by Co-operation by commissioners, the prefectural governor shall appoint the chairman from among the commisisoners who have been elected in accordance with the provisions of Para. 8.

The commissioners shall be elected by persons falling under any of the categories mentioned below and having a right to vote from among persons who fall under any of the categories mentioned below and who are eligible to election.

1. A person engaging in cultivation in cases where he does not own any agricultural land or in cases where the area of agricultural land cultivated by him is more than twice as much as the area of agricultural land owned by him.

2. An owner of an agricultural land, who does not engage in cultivation of his land or whose land exceeds in area twice as much as his agricultural lands cultivated by him.

3. A person who engages in cultivation and owns agricultural land, but who does not fall under any of the categories mentioned in the preceding two items.

In applying the provisions of the preceding paragraph, an agricultural land owned by a head of the family or family members or a person engaging in cultivation who lives in the same house or the head of the family or the family members of a person engaging in cultivation who does not live in the same house by reasons as specified by order shall be deemed to be an agricultural land owned by the said person engaging in cultivation.

In applying the provisions of para. 3 the head of the family or the family member of a person falling under any of the items of the said paragraph who lives in the same house shall be deemed to be a person falling under the said item of the same paragraph.

The fixed number of commissioners to be elected in accordance with the provisions of paragraph 3, shall be five in respect to those which fall under the category of item 1 of the said Paragraph 3 in respect to those which fall under the category of item 2 of the said paragraph and 2 in respect to those which fall under the category of item 3 of the said paragraph respectively.

If it is deemed necessary, the prefectural governor may in respect to the Agricultural Land Commission of a City, Town or Vil-

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

lage, specially designated as such, increase the fixed number of commissioners to be elected in accordance with the provision of the preceding paragraph, provided, however, that in this case the increased number of those which fall under the category mentioned in item 1 of the said paragraph shall be equal to the total of the increased number of those who fall under the category mentioned in item 2 of the said paragraph and the increased number of those who fall under the category mentioned in item 3 of the said paragraph, and the total number increased shall not exceed ten.

The prefectural governor may appoint the commissioners to the extent of three, if it is deemed necessary, in addition to the commissioners which are elected in accordance with the provisions of para. 3.

In order to appoint the commissioners mentioned in the preceding paragraph the consent of all commissioners who have been elected in accordance with the provisions of para. 3 shall be required; provided, however, that this shall not apply to the case where the commissioner to be the chairman in accordance with the provisions of the proviso to para. 2 is to be appointed.

A commissioner shall be an honorary post.

Article 15-3

A person who has his permanent residence within the administrative extent of a city, town or village and who engages in cultivation of an agricultural land of such area as may be specified by order, or who owns within the administrative extent of a city, town or village concerned an agricultural land of such area as may be specified by order, or the head of the family or the family member of such person who lives in the same house shall have a right to vote and shall be eligible for the commissioner of the Agricultural Land Commission of a City, Town or Village.

The provision of para. 4 of the preceding Article shall apply mutatis mutandis to cases mentioned in the preceding paragraph.

Article 15-4

No person falling under any of the categories mentioned below shall not possess the right to vote and shall not be eligible:

1. Minors;

2. Persons adjudged incompetent;

3. Any person who has been sentenced to imprisonment with or without hard labour for a term of six years, or more.

4. Any person who has been sentenced to imprisonment with

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

or without hard labour for a term not exceeding six years, and not yet undergone the execution of such imprisonment nor has ceased to undergo the same.

The following persons shall not be eligible:

1. A person adjudged quasi-incompetent;

2. A bankrupt who is not yet rehabilitated.

Article 15-5

Affairs relating to the election shall be administered by the mayor or headman of a Town or Village.

Article 15-6

Election shall be conducted by votes.

Each person shall possess one vote only.

Voters shall come in person to the voting place, write himself the name of one candidate on the voting paper: provided, however, that for juristic persons by their representatives.

Voters may not sign their names on the voting-paper.

Article 15-7

Any person who obtained a majority of the votes shall be the person elected. In case votes are equally divided, preference shall be given to a senior; in case persons elected are of the same age, the decision shall be made by lot.

Article 15-8

The commissioner may not resign from office without just cause.

Article 15-9

The term of office of a commissioner shall be two years.

A person who falls under 1 of the categories of Paragraph 3 of Article 15-2, may with the consent of majority of more than one half of those persons who have the right to vote and who fall under the same category, demand to the headman of a city, town, or village the re-election of all commissioners who have been elected in accordance with the provisions of the said paragraph from among those persons who fall under the same category.

Under the special circumstance, the prefectural governor may remove a commissioner who has been selected in accordance with the provisions of Art. 15-2, Para. 8.

The provisions of the former part of Art. 15-2, Para. 9 shall apply mutatis mutandis to cases mentioned in the preceding paragraph.

A commissioner who has been appointed to fill a vacancy shall hold office during the remainder

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

of the term of office of his predecessor.

Commissioners shall remain in office until the appointment of their successors even after the expiration of the term of office of their own.

Article 15-10

If a commissioner who has been elected in accordance with the provisions of para. 3 of Article 15 ceases to be eligible to election, he shall forfeit his office.

Article 15-11

The presence of commissioners exceeding one half of their prescribed number shall constitute the quorum of an Agricultural Land Commission of a City, Town or Village.

All resolutions shall be adopted by a majority of the votes of the commissioners present; in case of a tie, the chairman shall exercise the casting vote.

The meeting of the Agricultural Land Commission of a City, Town or Village shall be open to public.

The chairman shall compile the minutes and submit it to public inspection.

Article 15-12

A commissioner may not participate in the proceedings of an affair with which he himself is connected or a person who shares with him the one and same House on the register.

Article 15-13

There shall be an Agricultural Land Commission in the Metropolis, the Territory, a Special Prefecture, or a Prefecture.

Agricultural Land Commissions of the Metropolis, the Territory, a Special Prefecture or a Prefecture shall be under the supervision of the Minister in charge or of the prefectural governor, and manage the following matters:

1. Matters falling within the scope of their powers by virtue of the provisions of this Law or other Laws.

2. Any other matters relating to the adjustment of agricultural lands as specified by an Imperial ordinance.

Article 15-14

Agricultural Land Commissions of the Metropolis, the Territory, Special Prefecture or Prefecture consists of a chairman and commissioners.

The prefectural governor shall be appointed chairman.

Commissioners shall be appointed from among the following persons:

1. Ten persons who have been coopted by the commissioners elected in accordance

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

with the provisions of Art. 15-2 Para. 3 in respect to persons falling under the category mentioned in Item 1 of the said Paragraph;

2. Six persons who have been co-opted by the commissioners elected in accordance with the provisions of Art. 15-2 Para. 3 in respect of persons falling under the category mentioned in Item 2 of the said Paragraph.

3. Four persons who have been co-opted by the commissioners elected in accordance with the provisions of Art. 15-2 Para. 3 in respect to persons falling under the category mentioned in Item 3 of the said Paragraph.

4. Five to ten persons appointed by the competent Minister from among the learned and experienced persons.

Article 15-15

The provisions of Art. 15-2, Para. 10. Arts. 15-6 to 15-8 inclusive Art. 15-9, Paras. 1 to 3 inclusive, Paras. 5 and 6, Arts. 15-10 to 15-12 inclusive shall apply mutatis mutandis to the Agricultural Land Commission of the Metropolis, Hokkaido, a Special Prefecture or Prefecture; provided, however, that "the headman of a city, town or village in Article 15-9, Para. 2 shall read "the prefectural governor"; "the prefectural governor" in Para. 3 of the same Article shall read "the competent Minister" and the Article 15-2, Para. 8. Article 15-9 shall read Item 4 of Para. 3 of the preceding Article.

Article 15-16

If deemed necessary for the management of the matters mentioned in Articles 15 and 15-13, an Agricultural Land Commission of a City, Town or Village or of the Metropolis, the Territory, a Special Prefecture or a Prefecture may summon owners or cultivators of agricultural lands or any other person concerned, or cause them to submit necessary reports, or cause commissioner or person engaging in the affairs of the Commission to make necessary investigations at the agricultural land or any other place.

Article 15-17

The expenses of an Agricultural Land Commission of a City, Town or Village shall be borne by the City, Town or Village concerned; the expenses of an Agricultural Land Commission of the Metropolis, the Territory, a Special Prefecture or a Prefecture by the Metropolis, the Territory, the Special Prefecture or the Prefecture concerned.

Article 15-18

Necessary matters, other than those mentioned in Articles 15 to 15-17 inclusive, relating to Agricultural Land Commission of

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

Cities, Towns or Villages, or of the Metropolis, the Territory, Special Prefectures or Prefectures shall be determined by an Imperial Ordinance.

Article 16

Local taxes shall not be levied on the following acquisitions of immovables:

1. Acquisition of the land in accordance with the provisions of Article 3 or establishment and maintenance of the owner-farmer mentioned in Article 7;

2. Acquisition of lands by an individual person made under the projects for establishing and maintaining owner-farmers mentioned in Article 7;

3. Acquisition of lands by associations conducting the projects for establishing and maintaining owner-farmers mentioned in Article 7, in cases where the owner of the lands established and maintained under the said projects ceases to be under conditions justifying the said establishment and maintenance.

Article 17

If deemed necessary, the government authorities may demand necessary reports relative to an agricultural land or other land or property, and cause an officer in charge to inspect at any time from sunrise to sunset the agricultural land or any other place and examine its conditions, ledgers, document, or other property.

Article 17-2

In respect to the Agricultural Land Commission of a city, Town or Village to be established in a city, town or village in which the number of persons eligible with regard to any of the Items mentioned in Para. 3 of Article 15-2 is less than the prescribed number mentioned in Para. 6 of the said Article, an exception may be provided for by an Imperial Ordinance.

In a city, town or village under special circumstances, an Agricultural Land Commission of a City, Town or Village may not be established in accordance with the provisions of an Imperial Ordinance. In this case the agricultural land commission in the adjacent city, town or village as designated by the prefectural governor shall make disposition of the matters which fall under the present law within the limit of the jurisdictive power of agricultural land commission of the said city, town or village.

If it is deemed specially necessary, the prefectural governor may, in accordance with the provisions of order, divide the limits of a city, town or village into two or more divisions and form the Divisional Agricultural Land Commission in respect to each division in place

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

of the Agricultural Land Commission of the said city, town, or village.

The provisions concerning the Agricutural Land Commissions of a City, Town or Village, except the provisions of Para 8 shall apply mutatis mutandis to the Divisional Agricultural Land Commissions mentioned in the preceding Paragraph.

Article 17-3

The provisions of this Law relating to Towns and Villages or a town headman and village headman shall apply, in cases where there is a town and village union which jointly manages all the affairs of the town and village or the affairs of towns and villages offices, to the town and village union or the managing officials of the said town and village union and in localities where the Towns and Villages Law is not in force, to corresponding districts or officers. The provisions of this Law relating to Cities or mayors shall apply, in the Metropolis in areas where wards exist, in the City of Kyoto, the City of Osaka, the City of Yokohama, the City of Nagoya, and the City of Kobe, to wards or their heads as specified by the prefectural governor.

Article 17-4

Any person who contravenes the provisions of Article 4, Article 6-2 para. 1, Article 6-4 para. 2, Article 9-2, para. 1, Article 9-3 (comprising cases where the provisions apply mutatis mutandis by virtue of Article 9-7), or Article 9-9 shall be liable to imprisonment with hard labour for a term not exceeding two years or a fine not exceeding ten thousand yen.

Article 17-5

Any person who falls within any of the categories mentioned in the following Items shall be liable to imprisonment with hard labour for a term not exceeding six months or a fine not exceeding five hundred yen:

1. Any person who contravenes the provisions of Article 6.

2. Any person who contravenes the provisions of Article 9, para. 3.

3. Any person who neglects to submit the report mentioned in Article 17, makes any false statement therein, or refuses, obstructs or evades an inspection or examination by an officer in charge.

Article 17-6

Where a representative of a juristic person, or an agent, an officer or any other employee of a juristic person or of a natural person acts in contravention of the provision of Article 17-4, or the Item numbered 1 and 2 or the former half of the item numbered 3 in the preceding Article with

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

respect to the business of the said juristic person or of the said person, the juristic person or the natural person shall, apart from the punishment of the person who acted on behalf of such person, be liable to a fine as provided for in each of the relevant Articles.

Additional Provisions

(Law No. 67, 1938)

Article 18

The date on which this Law shall come into operation shall be determined by an Imperial ordinance.

Article 19

With respect to owner-farmer lands which were established are maintained prior to the coming into operation of this Law, under the project for establishing and maintaining owner-farmers prescribed by order, registration to that effect may be effected.

The provisions of Aricle 6, Article 7 Paras. 2 and 3, and Article 16 the Items numbered 2 and 3 shall apply with the nesessary modifications to owner-farmer lands as mentioned in the proceding paragraph.

Article 20

The provisions of Articles 8 and 9 shall also apply leases of agricultural lands existing at the time of the coming into operation of this Law: provided that with respect to leases of agricultural lands existing at the time of the coming into operation of this Law, of which the period of lease is to expire within one year from the time of the coming into operation of this Law, naties that renewal shall not be made or that the lease shall not be renewed unless the conditions of lease are altered made by one party to the other within one year prior to the expiration of the period of the lease, shall be deemed to have been given within the period prescribed in para. 2, Article 9, even though it may not have been given within the last-mentioned period.

Article 21

The provisions of Article 10 Para. 2 and Articles 11 to 14 inclusive shall also apply to actions or conciliation cases, pending at the time of the coming into operation of this Law, relative to relations as between farm tenants or other relations concerning the use of agricultural lands.

Article 22

In the proviso to Article 19 of the Recordation Tax Law for the words "the Item numbered 8, the Item numbered 9" there shall be substituted the words "the Item numbered 8 to the Item numbered 9-4 inclusive."

In the Item numbered 8 of the said Article of the said Law the

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

words "the establishment and maintenance of owner-farmers" or and "Hokkaido, Special Prefecture, Prefecture, City, Town, Village, Industrial Associations, the National Federation of Industrial Association" shall be omitted, and the following Item added next following the said Item:

8-2. Registration of the acquisition of ownership of lands by individual persons under the projects for establishing and maintaining owner-farmers provided for in Articles 4, 6 and 19 of the Agricultural Lands Adjustment Law.

The Item numbered 9 of the said Law shall be altered as follows:

9. Where a person makes a loan of money required for the management of projects as mentioned in Articles 3, 4, 6 and 19 of the Agricultural Lands Adjustment Law to the associations mentioned in Articles 3 and 4 of the said Law or to persons administering the projects mentioned in Articles 6 and 19 of the said Law, relation of the acquisition by the said person or person of hypothecs created in connection with the loan;

9-2. Registration of the acquisition by associations mentioned in Articles 3 and 4 of the Agricultural Land Adjustment Law of rights in lands for the management of the projects mentioned in Articles 3 and 4 of the said Law;

9-3. Registration of the acquisition of hypothecs, by persons administering the projects mentioned in Articles 4, 6, and 19 of the Agricultural Lands Adjustment Law created in connection with the establishment and maintenance of owner-farmers;

9-4. Registration prescribed in Articles 7 and 19 of the Agricultural Lands Adjustment Law.

The Item numbered 12 of the said Article of the said Law shall be altered as follows:

12. Registration of the acquisition by persons administering the project for establishing and maintaining owner-farmers provided for in Articles 4, 6 and 19 of the Agricultural Lands Adjustment Law of ownership of lands, in cases where owners of lands established or maintained under the said project cease to be under conditions justifying the said establishment and maintenance.

Additional Provisions

(Law No. 64, 1945)

Article 1

The date of the coming into operation of this Law shall be

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

determined by an Imperial Ordinance with respect to each of the provisions.

Article 2

The provisions of Article 6-4 as amended shall not apply to any contract of conveyance subsisting with respect to an agricultural land at the time when the provisions of the said Article come into operation, for which registration has already been effected of the transferee's rights in the Agricultural land concerned, or under which delivery of the land has been completed.

Article 3

The amended provisions of Article 9-2 shall not apply to the payment or receipt of farm-rent which is effected in the shape of the rice produced prior to 1945.

Article 4

Agricultural Land Commissions of Cities, Towns or Villages, or of the Metropolis, the Territory, Special Prefectures or Prefectures which are governed by the provisions heretofore in force shall continue to exist until the formation of Agricultural Land Commissions of Cities, Towns or Villages or of the Metropolis, the Territory, Special Prefectures, or Prefectures which are governed by this Law; and they shall take charge of matters which now fall under this Law within the scope of the powers of the Agricultural Land Commissions of Cities, Towns or Villages or of the Metropolis, the Territory, Special Prefectures or Prefectures.

Necessary matters, other than those mentioned in the preceding paragraph, relating to Agricultural Land Commissions of Cities, Towns or Villages or of the Metropolis, the Territory, Special Prefectures or Prefectures at the time when the provision of Articles 15 to 15-18 inclusive come into operation shall be determined by an Imperial Ordinance.

Article 5

The Farm-Rent Control Ordinance, the Provisional Agricultural Land Rule Control Ordinance, and the Provisional Agricultural Lands, etc., Control Ordinance shall be repealed.

Permissions or approvals granted, or applications therefore submitted, prior to the coming into operation of the provisions of the preceding paragraph, under the Provisional Agricultural Land Value Control Ordinance, or the Provisional Agricultural Land, etc., Control Ordinance shall be deemed to have been granted or submitted in accordance with the corresponding provisions of this Law.

For the purpose of applying penal provisions to acts perpetrated prior to the coming into opera-

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

tion of the provisions of para. 1 of this Article, the Farm-Rent Control Ordinance, the Provisional Agricultural Land Value Control Ordinance, and the Provisional Agricultural Lands, etc.. Control Ordinance shall remain in force as heretofore.

Additional Provisions

(Law No.)

The date of the enforcement of the present Law shall be fixed by Imperial Ordinance.

The amended provisions of Article 4 shall apply also to the contract in respect to an agricultural land which has been made in accordance with the provisions of the Article 6, Item 3 of the previous Law without obtaining the approval as prescribed in the Article 5 of the previous Law, in case either the registration of the creation or transfer of the right in the said contract or the delivery of the said agricultural land has not been effected yet.

From the date of the enforcement of this Law to the time fixed by an Imperial Ordinance, "the approval of the Agricultural Land Commission of a City, Town or Village" in Art. 9, Para. 3 shall read "the permission of the prefectural governor" and "the approval" in the amended provisions of Paragraph 4 of the same Article shall read "the permission."

A part of the Registration Tax Law shall be amended as follows:

In Item 8-2 of Article 19 "Articles 4 and 6" shall read "Article 7"; in Item 9 of the said Article, "Article 6" shall read "Article 7," and the word "or Article 4" and "Article 4" shall be deleted; in Item 9-2 of the said Article, "the association mentioned in Articles 4..... Article 3 or 4" shall read "Articles 7"; in the Item 9-3 and Item 12 of the said Article, "Articles 4 and 6" shall read "Article 7."

自作農創設特別措置法施行令

第一條　自作農創設特別措置法第二條第三項の特別の事由は、左に掲げるものとする。

一、疾病

二、就學

三、徴兵

四、調査による公務就任その他一時同居しないことをやむなくさせた事由と認めて知事が指定したもの

第二條　市町村農地委員會は、自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ市町村農地委員會の意見を聞いて、地方長官の指定する期日までに知事に農地調整法第四條第二項の規定による承認を申請しなければならない。

第三條　自作農創設特別措置法第三條第四項の命令で定める場合は、左に掲げるものとする。

一、新開墾地、干拓地、埋立地等

二、鉱山又は採石場の農地

三、前二號に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第四條　自作農創設特別措置法第三條第五項の規定による指定は、同項第一號乃至第五號に掲げる農地に關する場合にあつては市町村農地委員會又は知事が農地委員會の意見を聞いて、同項第六號に掲げる農地に關する場合にあつては市町村農地委員會が、これを行う。

第五條　自作農創設特別措置法第三條第五項第一號又は第二號の場合において自作農又は法人その他の團體が左の各號の一に該當するときは、その作の業務は、これを適正なものとする。

一、自作農については、その者が耕作農地を効率的に耕作するに充分な自家勞力を有している場合又は當該農地を分割して耕作することによつてその生産の減退が必至であると認められる場合又は耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運營に缺くことのできないものである場合

第六條　自作農創設特別措置法第五條第二號の命令で定める團體は、左に掲げるものとする。

一、農事組合

二、法人その他の團體については、當該農地を分割して耕作することによつてその生産の減退が必至であると認められる場合又は耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運營に缺くことのできないものである場合

第七條　自作農創設特別措置法第五條第七號の命令で定める農地は、左に掲げるものとする。

一、地域指行のある農地

二、鉱山又は採石場附近の農地

三、前二號に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第八條　自作農創設特別措置法第五條第七號の命令で定める農地は、左に掲げるものとする。

一、地域指行のある農地

二、鉱山又は採石場附近の農地

三、前二號に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第九條　市町村農地委員會が、自作農創設特別措置法第六條第二項（同法第二十八條第二項、第三十一條第三項、第三十六條第三項、第三十七條第二項、第三十八條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む）の規定により買收法による買收農地の對價を定め、又は前項但書の規定により農地の對價を定めるには、農地價格の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第十條　地方長官は、自作農創設特別措置法第六條第三項（同法第二十八條第二項、第三十八條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む）の規定により市町村農地委員會が定める額につき認可をしようとするときは、知事が農地委員會の意見を聞かなければならない。

第十一條　市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第十五條第一項の規定により買收する農地、宅地又は建物の對價を定めるには、中央農地委員會において定めた基準によらなければならない。

自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定により定める採草地の對價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員會の定める割合を乘じて得た額を超えてはならない。

第十二條　政府の所有に屬する農地（自作農創設特別措置法第三條又は第三十條第一項第三號の規定により買收した農地を除く）で市町村農地委員會が自作農創設の目的に供することを相當であると決定したものは、農林大臣が、これを管理するものとする。

前項の決定は知事が農地委員會の承認がなければその効力を生じない。

知事が農地委員會が前項の承認をするには、當該農地の所管大臣の認可を受けなければならない。

所管大臣は、前項の規定による承認、認可の長又は地方長官に行わせることができる。

第十三條　公共用財産若しくは公用財産たる農地につき前條第二項の承認があつたときは、當該農地の所管大臣はその用途又は目的を廢止し且つ當該農地を農林大臣の管理に屬しないものであるときは、農林大臣に對して當該農地の管理換をしなければならない。

農林大臣は、前二項の規定による管理換を受けたとき、又はその管理に屬する農地につき、第一項の規定により用途若しくは目的を廢止したときは、遅滯なくその旨を大藏大臣に通知しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、國有財産法施行令第二條乃至第四條の規定を適用しない。

第十四條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の政府の所有に屬する農地で命令で定めるものは、第十二條第一項の決定のあつた時から所有に屬する農地及び同法第二十三條の規定による買收により政府の取得した農地とする。

第十五條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により賣渡す農地の所有權は、同居の戸主及び家族並びに第一條に規定する特別の事由に因り同居しなくなつた戸主及び家族を通じて同法第三條第一項第三號に規定する會設照首府廳別の面積（同條第三項の規定により當該都道府縣別の面積に代るべき面積の定められた區域にあつては、當該區域別の面積）を超えないものとする。

前項の規定の適用については、自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による賣渡を受けようとする者の所有する農地の面積は、同項の規定により政府の賣り渡す農地の面積とみなす。

前項の規定の適用については、同項の者の同居の戸主若しくは家族又は其の妻の戸主若しくは家族で第一條に規定する特別の事由に因りその者と同居しなくなつた者が所有する農地は、その者が所有する農地とみなす。

特別の事由がある場合において市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計畫において賣り渡すべき農地として第一項の制限を超える面積の農地を定めたときは、同項の規定を適用しない市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計畫において賣り渡すべき農地として第一項の制限を超える面積の農地を定めたときは、農地委員會が自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計畫において賣り渡すべき農地として第一項の制限を超える面積の農地を定めたときは、當該農地賣渡計畫にその理由を記載しなければならない。

第十六條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による賣渡の相手方が同法第十八條の規定による農地賣渡計畫を定める時期において同法第十二條の規定により賣渡された權利にもとすき耕作の業務を營む場合において賣渡耕作の業務が適正でないときは、前條第一項の制限を超える面積に相當する部分の當該農地は、これを他の相手方に賣り渡す。

前項の場合には第五條の規定を準用する。

第十七條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による賣渡の相手方は、左の各號に定めるものとする。

一、自作農創設特別措置法第三條第一項若しくは第五項第四號若しくは第六號の規定により買收した農地又は同法第二十三條の規定による交換によつて政府の取得した農地については、買收の時期（市町村農地委員會が同法附則第二項の規定により農地買收計畫を定めた場合にあつては、昭和二十年十一月二十三日現在。以下第二號において同じ）又は交換に因る取得の時期において當該農地に隣接する耕作の業務を營む小作農

二、自作農創設特別措置法第三條第二項の規定により買收した農地については、買收の時期において當該農地に隣接する耕作の業務を營む者

三、第十二條第一項の決定のあつた政府の所有に屬する農地については、自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計畫を定める時期において當該農地に隣接する耕作の業務を營む小作農

四、自作農創設特別措置法第三條第三項第三號の規定により買收した農地で法人その他の團體が昭和十六年十二月八日以後において種人から買い受けたものについては、その買受の時期において當該農地に隣接する耕作の業務を營む小作農又は自作農（當該法人その他の團體の買い受けた農地に代るべき農地につき所有權、質權、使用借權又は永小作權を取得している者を除く）

五、自作農創設特別措置法第三條第五項第一號、第三號若しくは第五號の規定により買收した農地（第一號に規定する農地を除く。）又は同項第六號の規定により買收した農地若しくは第十二條第一項の決定のあつた政府の所有に屬する農地で第一號若しくは第三號に規定する小作農のないものについては、自家勞働によつて耕作の業務を營む者でその業務を營む農地の面積が當該勞働力に比べて著しく不足しているものと買收又は決定の時期において當該農地に隣接する耕作の業務に從事するため當時耕されている者との中から市町村農地委員會において當該農地を賣り渡すべき相手方と定めたもの。

前項の規定の適用については、政府の賣り渡すべき農地に隣接する耕作の業務を營む場合において賣渡耕作の業務が適正でないときは、前條第一項の制限を超える面積に相當する部分の當該農地は、これを他の相手方に賣り渡す。

前項の場合には第五條の規定を準用する。

第十八條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により賣渡の相手方のないとき、又はその者が當該農地についての耕作を規定による買受の申込をしないときは、當該農地は、これを左の順序により左に掲げる者に賣り渡す。

一、自作農創設特別措置法第三條第一項の規定により買收した農地に隣接する耕作の業務を營む小作農

二、市町村農地委員會において自作農として農業に精進する見込のあるもの

第十九條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

一、自作農創設特別措置法第三條第一項の規定により買收した農地

二、自作農創設特別措置法第三條第二項の規定により買收した農地

第二十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第二十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第三十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第四十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第五十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第六十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第七十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第八十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十一條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十二條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十三條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十四條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十五條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十六條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十七條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十八條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第九十九條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

第百條　自作農創設特別措置法第二十六條第一項の規定により賣渡された農地は、同法第二十三條の規定による交換の場合を除き、知事が農地委員會の意見を聞いて、これをしたときは、これを賣り渡す。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

電話番号(ヒ)九〇四番・一六三三番
東京・麻布
妙法電機株式會社
電線・電器・電動機・内外各種電線・配電器具
モーター類・電動機・蓄電池・乾電池
電話番号(ヒ)九〇四番・一六三三番
電線・電器・電動機・内外各種電線・配電器具
モーター類・電動機・蓄電池・乾電池
妙法電機株式會社
**東京・麻布

施行規則

施行令つゞき

れを施行する。

第四十三條　昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の繼續を續んでいた小作農が市町村農地委員會に對して賃貸小作地につき自作農創設特別措置法附則第二項の規定により農地買收計畫を定めるべきことを請求した時は、市町村農地委員會は、賃貸小作地につき同項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買收計畫を定めなければならない。

第四十四條　前條二項の規定による請求があつた場合において市町村農地委員會が其の請求に係る農地につき自作農創設特別措置法附則第二項の規定による農地買收計畫を定めることを否と決定したときは、賃貸人の請求をした日から一箇月以内に市町村農地委員會に對して賃貸市町村農地委員會に同項の規定による農地買收計畫を定めるべき旨を指示すべきことを請求することができる。

第四十五條　昭和二十年十一月二十三日現在と自作農創設特別措置法第六條の規定による農地買收計畫を定める時期において所有權、賃借權、使用權に基づく耕作權又は永小作權を有する者が農地の農地について、市町村農地委員會は、同法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買收計畫を定めることの可否について議決されなければならない。

市町村農地委員會が前項の申請に對し、自作農創設特別措置法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買收計畫を定めることを否としたときは、賃貸人はその理由を議事錄に記載しなければならない。

第四十六條　漁業登錄令の一部を次のように改正する。

第十六條第五號の次に左の一號を加える。

六、自作農創設特別措置法により買收した漁業權の移轉若は消滅又は賃貸借の滑業

第四十七條　農地調整法施行令の一部を次のように改正する。

第二條及び第七條中「又は第四十一條第一項」を「若しくは第四十一條第一項又は自作農創設特別措置法施行令第二十三條第一項」に改める。

第十八條　開拓委員會官制の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「農林大臣」の下に「又は中央農地委員會」を「地方長官」の下に「又は都道府縣農地委員會」を加える。

第十七條　自作農創設特別措置法施行令の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「同法第十六條若しくは第三十條第一項第二號」の下に、「又は自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項第三號若しくは第四號」を加える

第三十九條中「第十七條」を「第十五條」に改める。

第四十三條中「第二十九條」を「第二十八條の三」に改める。

第四十八條　開拓委員會官制の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「農林大臣」の下に「又は中央農地委員會」を「地方長官」の下に「又は都道府縣農地委員會」を加える。

第十七條　自作農創設特別措置法施行令の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「同法第十六條若しくは第三十條第一項第二號」の下に、「又は自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項第三號若しくは第四號」を加える。

第十六條　自作農創設特別措置法施行令の一部を次のように改正する。

第七條第一項の規定により買收の申込みをする者に支拂ふべき對價の額に相當する額を交付する。

第七條　自作農創設特別措置法第十五條第一項の規定により買收すべき旨の申請をするに當つては左に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一、申請者の氏名又は名稱及び住所

二、賃貸すべき農地の所在、地番、地目及び面積

三、その他必要な事項

第八條　自作農創設特別措置法第十七條の規定により農地の買收の申込をするには、地方長官の指定する期日までに左に掲げる事項を記載した申込書を當該農地のある市町村農地委員會に提出しなければならない。

一、申込者の氏名又は名稱及び住所

二、買收すべき農地の所在、地番、地目、面積及び地目ごとの面積

三、その他必要な事項

第九條　自作農創設特別措置法第二十三條第二項の規定により農地の賣渡を受ける者は、賣渡を受けた日から一箇月以内に、賣渡を受けた農地の所在、地番、地目、面積及び地目ごとの面積を市町村農地委員會に報告しなければならない。

第十條　自作農創設特別措置法第二十六條の規定による農地の賣渡を受けた者が賣渡を受けた日から一箇月以内に、賣渡を受けた農地の所在、地番、地目及び面積を市町村農地委員會に報告しなければならない。

第十一條　市町村農地委員會は、自作農創設特別措置法第十六條の規定により賣渡を受けた者又はその相續人が賣渡農地についての自作をやめようとするものと認めたときは、前條各號に準じその旨を地方長官に報告しなければならない。

第十二條　自作農創設特別措置法第二十九條の規定により農地を賣渡した者は、賣渡を受けた者又はその相續人が賣渡農地についての自作をやめようとするものと認めたときは、前條各號に準じその旨を地方長官に報告しなければならない。

第十三條　自作農創設特別措置法第三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する未墾地買收計畫を定めるには、賣渡未墾地買收計畫について都道府縣開拓委員會に諮問しなければならない。

但し農林大臣が中央開拓委員會に、又は地方長官若しくは都道府縣開拓委員會に諮問して農地の開墾に又は開墾後における土地の利用に供することを適當と認めた土地、樹利、立木又は建物その他の工作物につき都道府縣農地委員會が未墾地買收計畫を定める場合には、この限りでない。

第十五條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十五條第一項但書の規定により認可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

一、賃貸小作地の所在、地番、地目及び面積

二、賃貸人の氏名又は名稱及び住所

三、賃借人の氏名又は名稱及び住所

四、賃貸小作地の上にある權利の種類、それによつて保せられる債權の額及び內容

五、供託を請求しようとする額

六、その他必要な事項

第六條　農地の所有者の同居の戶主若しくは家族又は農地の所有者の戶主若しくは家族である自作農創設特別措置法第六條第一項に規定する時別の事由によつてその者と同居しなくなつた者が引續き農地を自作する場合で、同法第十三條第三項の規定の適用による買收のあつたときは、同法第十三條第三項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを其人の所有する農地とみなす。

第十四條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する未墾地買收計畫を定めるには、賃貸未墾地買收計畫について都道府縣開拓委員會に諮問しなければならない。

但し農林大臣が中央開拓委員會に、又は地方長官若しくは都道府縣開拓委員會に諮問して農地の開墾に又は開墾後における土地の利用に供することを適當と認めた土地、樹利、立木又は建物その他の工作物につき都道府縣農地委員會が未墾地買收計畫を定める場合には、この限りでない。

第十五條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十五條第一項但書の規定により認可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

一、賃貸小作地の所在、地番、地目及び面積

二、賃貸人の氏名又は名稱及び住所

三、賃借人の氏名又は名稱及び住所

四、賃貸小作地の上にある權利の種類、それによつて保せられる債權の額及び內容

五、供託を請求しようとする額

六、その他必要な事項

第六條　農地の所有者の同居の戶主若しくは家族又は農地の所有者の戶主若しくは家族である自作農創設特別措置法第六條第一項に規定する時別の事由によつてその者と同居しなくなつた者が引續き農地を自作する場合で、同法第十三條第三項の規定の適用による買收のあつたときは、同法第十三條第三項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを其人の所有する農地とみなす。

第十四條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する未墾地買收計畫を定めるには、賃貸未墾地買收計畫について都道府縣開拓委員會に諮問しなければならない。

但し農林大臣が中央開拓委員會に、又は地方長官若しくは都道府縣開拓委員會に諮問して農地の開墾に又は開墾後における土地の利用に供することを適當と認めた土地、樹利、立木又は建物その他の工作物につき都道府縣農地委員會が未墾地買收計畫を定める場合には、この限りでない。

第十五條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十五條第一項但書の規定により認可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

一、賃貸小作地の所在、地番、地目及び面積

二、賃貸人の氏名又は名稱及び住所

三、賃借人の氏名又は名稱及び住所

四、賃貸小作地の上にある權利の種類、それによつて保せられる債權の額及び內容

五、供託を請求しようとする額

六、その他必要な事項

第六條　農地の所有者の同居の戶主若しくは家族又は農地の所有者の戶主若しくは家族である自作農創設特別措置法第六條第一項に規定する時別の事由によつてその者と同居しなくなつた者が引續き農地を自作する場合で、同法第十三條第三項の規定の適用による買收のあつたときは、同法第十三條第三項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを其人の所有する農地とみなす。

第十四條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する未墾地買收計畫を定めるには、賃貸未墾地買收計畫について都道府縣開拓委員會に諮問しなければならない。

但し農林大臣が中央開拓委員會に、又は地方長官若しくは都道府縣開拓委員會に諮問して農地の開墾に又は開墾後における土地の利用に供することを適當と認めた土地、樹利、立木又は建物その他の工作物につき都道府縣農地委員會が未墾地買收計畫を定める場合には、この限りでない。

第十五條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十五條第一項但書の規定により認可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

一、賃貸小作地の所在、地番、地目及び面積

二、賃貸人の氏名又は名稱及び住所

三、賃借人の氏名又は名稱及び住所

四、賃貸小作地の上にある權利の種類、それによつて保せられる債權の額及び內容

五、供託を請求しようとする額

六、その他必要な事項

第六條　農地の所有者の同居の戶主若しくは家族又は農地の所有者の戶主若しくは家族である自作農創設特別措置法第六條第一項に規定する時別の事由によつてその者と同居しなくなつた者が引續き農地を自作する場合で、同法第十三條第三項の規定の適用による買收のあつたときは、同法第十三條第三項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを其人の所有する農地とみなす。

第十四條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する未墾地買收計畫を定めるには、賃貸未墾地買收計畫について都道府縣開拓委員會に諮問しなければならない。

但し農林大臣が中央開拓委員會に、又は地方長官若しくは都道府縣開拓委員會に諮問して農地の開墾に又は開墾後における土地の利用に供することを適當と認めた土地、樹利、立木又は建物その他の工作物につき都道府縣農地委員會が未墾地買收計畫を定める場合には、この限りでない。

第十五條　都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十五條第一項但書の規定により認可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

一、賃貸小作地の所在、地番、地目及び面積

二、賃貸人の氏名又は名稱及び住所

三、賃借人の氏名又は名稱及び住所

四、賃貸小作地の上にある權利の種類、それによつて保せられる債權の額及び內容

五、供託を請求しようとする額

六、その他必要な事項

第六條　農地の所有者の同居の戶主若しくは家族又は農地の所有者の戶主若しくは家族である自作農創設特別措置法第六條第一項に規定する時別の事由によつてその者と同居しなくなつた者が引續き農地を自作する場合で、同法第十三條第三項の規定の適用による買收のあつたときは、同法第十三條第三項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを其人の所有する農地とみなす。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

簡易搾油機
ベシヤフト・プーレー・木車
ルト・モーター
鈴木製作所神田營業所

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

昭和二十二年一月十六日　日本農業新聞　（第三種郵便物認可）　永遠の日　第二百三十一號

円タクといふものがあつた頃、

私ども都會居住をしてゐる者は、まことに思の幸利を得てゐたことが、何か遠い昔のことのやうにこの頃に思ひ返されます。

私は街に出て円タクを拾うとき車體の古い、汚ない、大抵の人が厭ふに違ひないボロ車を探して乘る傾があります。値段を安くさせるためでなく、どうせ乘るなら人が乘りたがらないのに乘れ、たゞそれだけで、別に主義などあつた訳ではありません。さうはいつても乘れがあると、汚ない車を拾ふ一番ることは眼瞞になるらしいので、私ひとりの時に限つてゐました。

乘るとき私ひとりだつたので、折よく目についたボロ〳〵のひどい車に乘りました、さすがにその ボロには驚いて、といつは乞食車だとむのうちで 餘りの汚なさに ゆ ま ま 乘用 ま し た 時 の ハンドルは一つもない、箱の中にあて屋根から日がさし込み、風がスウスウはいつてくる、ステップは腐ぎ剝ぎだらけ、塗料は全部はげて鐵が力々で地圖をつくつてゐる、いくらボロ車に好んで乘るのでも曲の角でガクンといつたら、バラバラに壊れて、まうのではないかと、相人の憂ひすらするやうになりました。正月を目近に控えた寒い風の吹く日でした。

ふと氣がつくと停れ過めの四ツ角で、停るとき過むときの滑かさが、ボロ車とは例てん似つかぬものです、ゴー・ストップのたびに顔をつけてゐると、つも必らず滑かです、この人は腕がいい、さう思つて心をつけてゐると、道路の凹みを通るとき、曲り角などでやわらかな行動がくる、これは腕がいいだけでなく親切な人だ、それだからとそかういふ運轉をすると思ひはしたが、別段に話らしい話をしないでしまひました

だれでも持なじ会を出すなら、綺麗な車がいい、あるとき有名な女形の俳者で、そのころは特に華やかだつた人が、今からいへば眼を疑つたかりの銀座四丁目で、行ちゝ流しの圓タクが、歩道の際にむかつてゐる客を、圓タクを呼ぶ客とみて一臺の車が寄つて來た、役者はちらと見ていらかいと首を振つた。運ちゃんはそれが見えなかつたのか、腕をのばして扉をあけにかかると、役者は穏かな調子で、君の車はね最新型でないだらう、だから乘りたくないんだよ。さう云はれてどんな顔をして來たので役者は知らなかつた。私はそれを通りがかりで見てゐました。だれにしてもおなじ線を出すなら、資本が多くかかつたものが好きなので、この役者のやり方が悪いとは思へない。君の車は最新型でないといふ代りにそんなボロ車に乘れるかと云つたら、話はぽかり、風が薄寒くときどき吹いてゐました。珍しくこの日は先方から話かけました。私の車はこんなですから、二度とおなじ人が乘ることはまあ〳〵ありませんよく〳〵の時でないとこの車では乘つてくれません、當り前のことです、私が乘るにしてもおなじ料金ならこんな車には乘らないか知れません、尤も私は車にかけては女人ですから、もし私が車に乘るとすれば、車よりも運轉手をみてのります、お客さん方は多く車だけみて乘る、私などだと操縦するものをみて乘る。車と運轉手と双方をみて乘るのが一番いゝのですが、條件がさう揃ふことはさうさを正しくはしる、又暫くすると左へ〳〵とキレて行く、この調子だと電柱へブツからないまでも、歩道へノシあげられたら、横から出て來た不注意な人を轢倒すだらう、と氣が氣でなく、よくみると左へ〳〵キレス管で、その運ちゃんは別れますが、私は記憶に、この車の何とかを（といつたが私が忘れた）生涯もち傳へます、と。

◇

円タクといふのはさう古い頃のものでもないので、一圓均一制のタクシーだと解説にも及ばないだらうが、昭和の初期の頃、ひどい不景氣時代には名こそ圓タクだが五十錢でどこへでも行くといふ時がありました。それが戰爭になつてから後は、乘る人の方から、どうでせう乘せて貰へませんか一ツ願みますと、いつた風に一變しました。車に乘つた話でなく、貰ひ乞食となる、そもく始まりが今いつた、車と人との變化にも出たのでした。

円タクの運ちゃんなるものを、昭和の雲助と綽名をつく人が多かつたのですが、昔の雲助だつて惡い雲助が悪かつたので、良い雲助が悪かつたといふ事はない、昭和の雲助と罵られたからとて、悪い運轉手が悪いので、良い運轉手が悪い筈がありませんから、罵る方のどこかにちよつと狂つた處があるのです。

ある劇作家で有名な人は、五十錢均一時代の円タクに乘つて、自分が拂ふときは勿論、他人が拂ふときも、一円づつ拂はぬと承知しませんでした。その名にして半円タク乃至五十錢タクと改まりたんにはいざ知らず、自ら稱して円タクといふに、型ごろの例たれば、とて五十錢以上と思はる夢役に對し、敢て五十錢をおしむは卑劣なりと、この人はいふのでした。或る人は又、速力違反で警官に調べられたその時毎に、科料金の寄贈を運ちゃんにしてゐました、さうして曰く、彼は予のために疾走したるなれば、責任分擔の義理われにありといふのでした。

大阪興行から歸京した演藝家が、こんな事もいつたその運轉手は三十七八の無精髭をはやした、粗末な服裝の男でしたが、いい眼をしてゐたのに私は最初のときから心づいてゐました。

又かうもいひました。この車とは別れますが、私は記憶に、この車の何とかを（といつたが私が忘れた）生涯もち傳へます、と。

◇

円タクといふのはさう古い頃のものでもないので、一圓均一制のタクシーだと解説にも及ばないだらうが、昭和の初期の頃、ひどい不景氣時代には名こそ圓タクだが五十錢でどこへでも行くといふ時がありました。それが戰爭になつてから後は、乘る人の方から、どうでせう乘せて貰へませんか一ツ願みますと、いつた風に一變しました。車に乘つた話でなく、貰ひ乞食となる、そもく始まりが今いつた、車と人との變化にも出たのでした。

円タクの運ちゃんなるものを、昭和の雲助と綽名をつく人が多かつたのですが、昔の雲助だつて惡い雲助が悪かつたので、良い雲助が悪かつたといふ事はない、昭和の雲助と罵られたからとて、悪い運轉手が悪いので、良い運轉手が悪い筈がありませんから、罵る方のどこかにちよつと狂つた處があるのです。

ある劇作家で有名な人は、五十錢均一時代の円タクに乘つて、自分が拂ふときは勿論、他人が拂ふときも、一円づつ拂はぬと承知しませんでした。その名にして半円タク乃至五十錢タクと改まりたんにはいざ知らず、自ら稱して円タクといふに、型ごろの例たれば、とて五十錢以上と思はる夢役に對し、敢て五十錢をおしむは卑劣なりと、この人はいふのでした。或る人は又、速力違反で警官に調べられたその時毎に、科料金の寄贈を運ちゃんにしてゐました、さうして曰く、彼は予のために疾走したるなれば、責任分擔の義理われにありといふのでした。

大阪興行から歸京した演藝家が

全く別になります。又さういつた調子の者が世には多い

その後、五度、人にお呼ばれはぼろ氣だが、車體に記憶があつて乘るのは、多寡を括つた乘り方です。とこんな事を巧みな運轉しながらいひました。

この人のいふ車よりも、操縦するものをみてといふのは、使傭を疑うからいろのではなく、その時に健康かどうか、不愉快なことがあつたので氣がいらく〳〵してゐる

てやく、すこしすると調子の上

こんな事もいつたその運轉手は三十七八の無精髭をはやした、粗末な服裝の男でしたが、いい眼をしてゐたのに私は最初のときから心づいてゐました。

又かうもいひました。この車とは別れますが、私は記憶に、この車の何とかを（といつたが私が忘れた）生涯もち傳へます、と。

◇

円タクといふのはさう古い頃のものでもないので、一圓均一制のタクシーだと解説にも及ばないだらうが、昭和の初期の頃、ひどい不景氣時代には名こそ圓タクだが五十錢でどこへでも行くといふ時がありました。それが戰爭になつてから後は、乘る人の方から、どうでせう乘せて貰へませんか一ツ願みますと、いつた風に一變しました。車に乘つた話でなく、貰ひ乞食となる、そもく始まりが今いつた、車と人との變化にも出たのでした。

円タクの運ちゃんなるものを、昭和の雲助と綽名をつく人が多かつたのですが、昔の雲助だつて惡い雲助が悪かつたので、良い雲助が悪かつたといふ事はない、昭和の雲助と罵られたからとて、悪い運轉手が悪いので、良い運轉手が悪い筈がありませんから、罵る方のどこかにちよつと狂つた處があるのです。

ある劇作家で有名な人は、五十錢均一時代の円タクに乘つて、自分が拂ふときは勿論、他人が拂ふときも、一円づつ拂はぬと承知しませんでした。その名にして半円タク乃至五十錢タクと改まりたんにはいざ知らず、自ら稱して円タクといふに、型ごろの例たれば、とて五十錢以上と思はる夢役に對し、敢て五十錢をおしむは卑劣なりと、この人はいふのでした。或る人は又、速力違反で警官に調べられたその時毎に、科料金の寄贈を運ちゃんにしてゐました、さうして曰く、彼は予のために疾走したるなれば、責任分擔の義理われにありといふのでした。

大阪興行から歸京した演藝家が

話しました。

イ〳〵と呼ぶ

みるとあきれ

助手が窓から

〳〵乘らんか

をいやがると

の円タクと逆

円タク、圓電

を呼びとめ、

乘つて見せ、

す、慮でこの

いよ、ます

、ガマロ

ンとしめた、

がつた、早う

してンのや、

と知らんかい

降りてからし

この話と同

ろ私も大阪で

さうなると大

ときはお客さ

物、といふこ

すが、それは

は大阪の円タ

クの付いてゐ

映画の男爵

のころの円タ

話をしたもの

前を歩いてゐ

通りがかりの

五條小橋まで

轉手は昔を懐

その次に又円

條小橋まで三

の円タクも相

つた、その人

円タクとみる

慶カケ合つて

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

ぽろく圓タク

長谷川伸作
小松崎茂畫

円タクといふものがあつた頃、私ども都會生活をしてゐた者は、まことに足の便利を得てゐたことが、何か遠い昔のことのやうにこの頃に思ひ返されます。

私は街に出て円タクを拾うとき車體の古い、汚ない、大抵の人が躊躇ふに違ひないポロ車を探して乘る癖がありました、値段を安くさせるためでなく、どうせ乘るなら人が乘りたがらないのに乘れ、たゞそれだけで、別に主義などあつた訳ではありません。さうはいつても進れがあると、汚ない車を拾うので、私ひとりの時に限つてゐました。

殺るとき私ひとりだつたので、新しく自についたポロくのひどい車に乘りました、さすがにそのポロには驚いて、こゝつはと食車だとむのうちで、餘りの汚なさにヘンドルは一つもない、箱の中にあつて黴根から日がさし込み、風がスウスウはいつてくる、ステップは壊れ側きだらけ、座席は全部はげて鋲が出て地面をつくつてゐる、いくらポロ車に好んで乘るのでも曲り角でガクンといつたら、ペラペラに壊れてしまうのではないかと、相人の愛ひすちするやうになりました。正月が間近に迫つた寒い風の吹く日でした。

ふと氣がつくと停れ迫めの四ツ角で、停るとき進むときの滑かさが、ポロ車とは似ても似つかぬものです、ゴー・ストップのたびに氣をつけてゐると、つも必らず滑かです、この人は腕がいい、さう思つて心をつけてゐると、道路の凹みを通るとき、曲り角などでやわらかな停車がくる、これは腕がいゝだけでなく親切な人だ、そ

ポロ車の運轉手はその次にかういふ話をしました。この車は芝浦で雨ざらしになつてゐるのをあたま金二十五円月賦拂ひ三十円で引取り、いろ〳〵加工して円タク稼ぎに出ました、車の乘るところ老ぎに出ました、車の乘るところ老ぎしてゐますので、窓間からみた樣ではありませんが車體的にいえば廢物です、それを何とか彼とかいたわり〳〵使つて今日まで十一ケ月といふものこの車に働いて貰ひました。お蔭さまで私もこの廢車同然のものから取付いただけでなく次の時代に はひれるやうになりました。實はけふがこの車の運轉終ひで、明後日からは新型の車を動かせます、それといふのもこの車が悲鳴をあげる、私も悲鳴をあげる、そんな車がたび〳〵あつていたわり〳〵働いてもらひ、たうとう頭金を入れ、月賦拂ひで、とに角に新型の車で稼ぐといふ處へ來ることが出來たのは、私の力だけでなく、この車の功勞と、働つてくだすつた人のお陰です。それは今までにポロ車であるが爲めに何でも安全円タクじやねえかと運轉中の私にうしろから溶びせる

ぼかり、風が薄寒くときどき吹いてゐました。珍しくこの日は先方から話かけました。私の車はこんなですから、二度とおなじ人が乘ることはまあ〳〵ありませんよく〳〵の時でないとこの車では乘つてくれません、當り前のことです、私が乘るにしてもおなじ料金ならこんな車には乘らないか知れません、尤も私は車にかけてはゝ人ですから、もし私が車に乘るとすれば、車よりも運轉手をみてのります、お客さん方は多く車だけみて乘る、私などだと操縦するものをみて乘る。車と運轉手と双方をみて乘るのが一番いゝのですが、條件がさう揃ふことはさうさ

円タクを呼ぶ客とみて一臺の車が寄つて來た、得者はちらと見ていらないと首を振つた。運ちゃんはそれが見えなかつたのか、腕をのばして扉をあけにかかると、得者は縛かな調子で、君の車はね最新型でないだらう、だから乘りたくないんだよ。さう云はれてどんな顏を運ちゃんがしたか、次の車が寄つて來たので得者は知らなかつた。私はそれを通りがかりで見てゐました。だれにしてもおなじ義を出すなら、資本が多くかかつたものが好きなので、この得者のやり方が嫌いとは思へない。君の車は最新型でないといふ代りにそんなポロ車に乘れるかと云つたら、話は

れるのだつたら、本懷です。幸ひに私は私の運轉手度をみて、街を歩いてゐると、良い車體のが他に沢山あるのに、わざ〳〵私のポロ車を呼んで乘つてくださる人がある、といふ處へこの數ケ月は來ましたのです。

こんな事もいつたその運轉手は三十七八の無精髭をはやした、粗末な服裝の男でしたが、いい眼をしてゐたのに私は最初のときから心づいてゐました。

又かうもいひました。この車とは別れますが、私は記念に、この車の何とかを（といつたが私が忘れた）生涯もち得へます、と。

◇

円タクといふのはさう古い頃のものでもないので、一圓均一制のタクシーだと解說にも及ばないだらうが、昭和の初期の頃、ひどい不景氣時代には名こそ圓タクだが五十錢でどこへでも行くといふ時がありました。それが戰爭になつてから後は、乘る人の方から、どうでせう乘せて貰へませんか一ツ願みますと、いつた風に一變しました。車に關つた話でなく、實りい大名に買ひ乞食となる、そもく始まりが合いつた、車と人との變化にも出たのでした。

円タクの運ちゃんなるものを、昭和の震動と惡魔をつく人が多かつたのですが、昔の震動だつて惡い震動が嚇かつたので、良い震動が嚇かつたといふ事はない、昭和の震動と驚られたからとて、惡い運轉手が惡いので、良い運轉手が惡い管がありませんから、惡る方のどこかにちよつと狂つた處があるのです。

ある劇作家で有名な人は、五十錢均一時代の円タクに乘つて、自分が拂ふときは勿論、他人が拂ふときも、一円づつ拂はぬと承知しませんでした。その名にして坐円タク乃至五十錢タクと改まりたらんにはいさ知らず、自ら稱して円タクといふに、記ごろの例なれば、とて五十錢以上と思はる勞役に對し、敢て五十錢をおしむは卑劣な

話しました。

イ〳〵と呼ぶ。みるとあきれた助手が窓から〳〵乘らんかをいやがるとの円タクと逆円タク、面倒を呼びとめ、乘つて見せ、慮でこのき、ガマはンとしめた、がつた、早うしてンのや、と知らんかい降りてからし

この話と同ろ私も大阪でさうなると大ときはお客さ物、といふことすが、それは捏大阪の円タクの付いてゐ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

人間の體溫

毛織物や綿

懸賞詰將棋

【手びき】

題

水原秋櫻子

家族慰安・業務補給に
電化ミルクの王冠
人絹化學株式會社
東京・銀座・日本橋

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

戦争と海外邦人

讀者の質問

解答は鎌木博士

【問】戦時中の疎開と手荷物について

〃 東京 上田二郎 〃

感冒の豫防法

【答】感冒は冬期のみ流行するものと考へられて居りますが、冬期は特に流行しやすいのであります。冬期は気候が不順で、寒暖の変化が大きいから、体力が弱くなり、抵抗力が弱くなるのであります。

人間の體質

手荷物や鞄

つまり戦争

懸賞詰將棋

【手づまり】

◇解答一等賞金拾圓、二等賞金五圓、三等賞金三圓

◇解答期日十月末日

◇解答者の氏名、住所、職業を明記の上、日本橋区通町三十番地、日本橋郵便局留、懸賞詰將棋係宛

◇懸賞詰將棋は毎月一回掲載致します

◇解答は一題毎に別紙に記入の上、郵便にて送付のこと

◇解答者の氏名、住所、職業を明記の上、日本橋区通町三十番地、日本橋郵便局留、懸賞詰將棋係宛

◇懸賞詰將棋は毎月一回掲載致します

懸賞詰將棋
問 [illegible]
水原茂子 [illegible]
◇解答 [illegible]
◇懸賞 [illegible]
◇懸賞詰將棋は毎月一回掲載致します
◇解答 [illegible]
日本橋郵便局留
懸賞詰將棋係宛

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

昭和二十二年一月十六日　（第三種郵便物認可）　日本農業新聞　木曜日　第二百二十一號　四

施行規則

施行令つゞき

第四十三條　昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の継続を続んでいた小作農が市町村農地委員会に対して賃貸小作地につき自作農創設特別措置法第四条第二項の規定により買収計画を定めるべきことを請求した時は、市町村農地委員会は、賃貸小作地につき同項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事実に基いて農地買収計画を定めなければならない。

第四十四條　前條の規定による請求があつた場合において市町村農地委員会が賃貸請求に係る農地につき自作農創設特別措置法附則第二項の規定による農地買収計画を定めることを否と決定したときは、賃貸請求をした者は、その決定のあつた日から一箇月以内に都道府県農地委員会に対して賃貸市町村農地委員会に同項の規定による農地買収計画を定めるべき旨を指示すべきことを請求することができる。

第四十五條　前條の規定による農地買収計画を定める時期において所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を有する者が耕作の農地については、市町村農地委員会は、同法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事実に基いて農地買収計画を定めることの可否について、調査しなければならない。

市町村農地委員会が前項の調査において自作農創設特別措置法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事実に基いて農地買収計画を定めることを否としたときは、賃貸人はその理由を請求書に記載しなければならない。

第四十六條　漁業資産令の一部を次のように改正する。

第十六條第五號の次に左の一號を加える。

六、自作農創設特別措置法に依り買収した漁業権の移転若は消滅又は賃貸漁業権を目的とする不動産若は入漁権の消滅

第四十七條　農地調整法施行令の一部を次のように改正する。

第二條及び第七條中「又は第四十一條第一項」を「若は第四十一條第一項又は自作農創設特別措置法施行令第二十三條第一項若は第三十一條第一項」に改める。

第十條中「同法第十六條若は第三十條第一項第二號」の下に、「又は自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項第三號若は第四號」を加える。

第三十九條中「第十七條」を「第十九條」に改める。

第十五條中「第二十九條」を「第二十九條の三」に改める。

第四十三條中「第二十九條」を「第二十九條の三」に改める。

第四十八條　開拓委員会官制の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「農林大臣」の下に「又は中央農地委員会」を「地方長官」の下に「又は都道府県農地委員会」を加える。

第十條　自作農創設特別措置法第十三條第三項の規定により、地方長官が農地を指定しようとするときは農林大臣の承認を受けなければならない。

第二條　自作農創設特別措置法第六條第三項中次の規定により、市町村農地委員会は、左に掲げる事項を記載した農地買収計画を定めなければならない。

一、農地の所在、地番、地目（土地台帳の地目が現況と異なるときは、左に掲げる地目及び現況により地目を同じ。）及び面積

二、農地の水利、交通の良否、利用状況及び賃借料高並びに小作地である場合においては小作料の額及び減免條件

三、農地が永小作地である場合においては永小作権の価格

四、農地について小作料の額の問題ある場合においてはその価格

五、農地につき定めようとする價格

六、その他参考となるべき事項

第三條　自作農創設特別措置法第六條第三項の規定により認可を受けようとする市町村農地委員会は、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一、前條第一號乃至第六號に掲げる事項

二、認可を受けようとする事由

三、農地の地積及び地目

四、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無

五、賃借人の氏名又は名称及び住所

六、その他必要な事項

第四條　自作農創設特別措置法第七條第三項の規定により市町村農地委員会が買収の申立に関する

第五條　自作農創設特別措置法第十三條第一項の規定により市町村農地委員会が買収の申立をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した買収計画を定めなければならない。

一、買い取るべき土地の所有者の氏名及び住所

二、買収すべき土地の所在、地番、地目及び面積

三、買収すべき土地の対価及びその支払方法

四、買取の時期

第六條　都道府県農地委員会が自作農創設特別措置法第三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収計画について都道府県開拓委員会に諮問しなければならない。

一、請求者の氏名又は名称及び住所

二、買収すべき土地の所在、地番、地目及び面積

三、買収すべき土地の対価及びその支払方法

四、その他必要な事項

第七條　自作農創設特別措置法第十五條第一項の規定により政府において買収すべき旨の申請をするには左に掲げる事項を記載した申請書を同項各號に掲げる農業用病院、土地又は建物のある市町村の市町村農地委員会に提出しなければならない。

一、申請者の氏名又は名称及び住所

二、買収すべき農業用病院、土地又は建物の所在、地番、地目及び面積

三、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無

四、その他必要な事項

第八條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定により、前項に掲げる者に対して同法第十三條第一項の規定により政府の買収すべき旨の通知をしたときは、前項に掲げる者に対してその者に支払うべき賃借料の額を通知しなければならない。

第九條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により政府が買収すべき旨の申請をするには、市町村農地委員会は、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一、申請者の氏名又は名称及び住所

二、買収すべき農地の所在、地番、地目及び面積

三、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無

四、その他必要な事項

第十條　自作農創設特別措置法第十六條の規定により農地の買収の申込をするには、市町村農地委員会は、左に掲げる事項を記載した申込書を都道府県知事に提出しなければならない。

一、農地の所在、地番、地目（土地台帳の地目が現況と異なるときは、左に掲げる地目及び現況により地目を同じ。）及び面積

二、農地の水利、交通の良否、利用状況及び賃借料高並びに小作地である場合においては小作料の額及び減免條件

三、農地が永小作地である場合においては永小作権の価格

四、農地について小作料の額の問題ある場合においてはその価格

五、農地につき定めようとする價格

六、その他参考となるべき事項

第十一條　自作農創設特別措置法第十六條第三項の規定により、市町村農地委員会は、遅滞なく決定書の謄本を農林大臣に到達して送付しなければならない。

同法第四項の規定により都道府県農地委員会が諮問の裁決をしたときは、都道府県農地委員会は遅滞なく裁決書の謄本を農林大臣に到達して送付しなければならない。

第十二條　自作農創設特別措置法第十三條第一項但書の規定による買収の申請をするには、左に掲げる事項を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。

一、農地の所在、地番、地目及び面積

二、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無

三、その他必要な事項

第十三條　自作農創設特別措置法第十六條第三項の規定により買収の申込をするには、左に掲げる事項を記載した申込書を農林大臣に提出しなければならない。

一、農地の所在、地番、地目及び面積

二、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無

三、賃借人の氏名又は名称及び住所

四、その他必要な事項

第十四條　都道府県農地委員会が自作農創設特別措置法第三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収計画を定めるには、賃借人の氏名又は名称及び住所、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無、その他必要な事項を記載した買収計画を定めなければならない。

第十五條　都道府県農地委員会は、前條の買収計画を定めるときは、賃借人の氏名又は名称及び住所、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無、その他必要な事項を記載した買収計画を定めなければならない。

第十六條　自作農創設特別措置法第十五條第一項の規定により政府が買収すべき旨の申請をするには、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一、申請者の氏名又は名称及び住所

二、買収すべき農地の所在、地番、地目及び面積

三、賃借料の額及び賃借料に関する協定の有無

四、その他必要な事項

第十七條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定により政府が買収すべき旨の通知をしたときは、都道府県農地委員会は、遅滞なく裁定書の謄本を農林大臣に到達して送付しなければならない。

第十八條　都道府県農地委員会が自作農創設特別措置法第十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する行為をするには、農林大臣の承認を受けなければならない。

第十九條　自作農創設特別措置法第三十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三十二條第一項の規定を準用する場合には、前項の規定を準用する。

第二十條　自作農創設特別措置法第三十二條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、立入りの目的、場所並びに時期及び理由を示さなければならない。

第二項但書の公告は、立ち入るべき土地の所在地の市役所又は町村役場の掲示場に三日以上の間掲示してこれをしなければならない。

自作農創設特別措置法第三十二條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三十二條第一項の規定を準用する場合には、前項の規定を準用する。

第二十一條　自作農創設特別措置法第三十二條第三項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十二條　自作農創設特別措置法第三十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十三條　自作農創設特別措置法第三十三條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十四條　自作農創設特別措置法第三十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十五條　自作農創設特別措置法第三十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十六條　自作農創設特別措置法第三十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十七條　自作農創設特別措置法第三十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十八條　自作農創設特別措置法第三十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第二十九條　自作農創設特別措置法第三十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十條　自作農創設特別措置法第四十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十一條　自作農創設特別措置法第四十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十二條　自作農創設特別措置法第四十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十三條　自作農創設特別措置法第四十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十四條　自作農創設特別措置法第四十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十五條　自作農創設特別措置法第四十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十六條　自作農創設特別措置法第四十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十七條　自作農創設特別措置法第四十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十八條　自作農創設特別措置法第四十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第三十九條　自作農創設特別措置法第四十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十條　自作農創設特別措置法第五十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十一條　自作農創設特別措置法第五十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十二條　自作農創設特別措置法第五十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十三條　自作農創設特別措置法第五十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十四條　自作農創設特別措置法第五十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十五條　自作農創設特別措置法第五十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十六條　自作農創設特別措置法第五十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十七條　自作農創設特別措置法第五十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十八條　自作農創設特別措置法第五十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第四十九條　自作農創設特別措置法第五十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十條　自作農創設特別措置法第六十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十一條　自作農創設特別措置法第六十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十二條　自作農創設特別措置法第六十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十三條　自作農創設特別措置法第六十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十四條　自作農創設特別措置法第六十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十五條　自作農創設特別措置法第六十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十六條　自作農創設特別措置法第六十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十七條　自作農創設特別措置法第六十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十八條　自作農創設特別措置法第六十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第五十九條　自作農創設特別措置法第六十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十條　自作農創設特別措置法第七十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十一條　自作農創設特別措置法第七十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十二條　自作農創設特別措置法第七十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十三條　自作農創設特別措置法第七十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十四條　自作農創設特別措置法第七十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十五條　自作農創設特別措置法第七十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十六條　自作農創設特別措置法第七十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十七條　自作農創設特別措置法第七十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十八條　自作農創設特別措置法第七十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第六十九條　自作農創設特別措置法第七十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十條　自作農創設特別措置法第八十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十一條　自作農創設特別措置法第八十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十二條　自作農創設特別措置法第八十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十三條　自作農創設特別措置法第八十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十四條　自作農創設特別措置法第八十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十五條　自作農創設特別措置法第八十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十六條　自作農創設特別措置法第八十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十七條　自作農創設特別措置法第八十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十八條　自作農創設特別措置法第八十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第七十九條　自作農創設特別措置法第八十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十條　自作農創設特別措置法第九十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十一條　自作農創設特別措置法第九十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十二條　自作農創設特別措置法第九十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十三條　自作農創設特別措置法第九十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十四條　自作農創設特別措置法第九十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十五條　自作農創設特別措置法第九十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十六條　自作農創設特別措置法第九十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十七條　自作農創設特別措置法第九十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十八條　自作農創設特別措置法第九十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第八十九條　自作農創設特別措置法第九十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十條　自作農創設特別措置法第百條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十一條　自作農創設特別措置法第百一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十二條　自作農創設特別措置法第百二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十三條　自作農創設特別措置法第百三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十四條　自作農創設特別措置法第百四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十五條　自作農創設特別措置法第百五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十六條　自作農創設特別措置法第百六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十七條　自作農創設特別措置法第百七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十八條　自作農創設特別措置法第百八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第九十九條　自作農創設特別措置法第百九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百條　自作農創設特別措置法第百十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百一條　自作農創設特別措置法第百十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二條　自作農創設特別措置法第百十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三條　自作農創設特別措置法第百十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四條　自作農創設特別措置法第百十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五條　自作農創設特別措置法第百十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六條　自作農創設特別措置法第百十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七條　自作農創設特別措置法第百十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八條　自作農創設特別措置法第百十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百九條　自作農創設特別措置法第百十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十條　自作農創設特別措置法第百二十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十一條　自作農創設特別措置法第百二十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十二條　自作農創設特別措置法第百二十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十三條　自作農創設特別措置法第百二十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十四條　自作農創設特別措置法第百二十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十五條　自作農創設特別措置法第百二十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十六條　自作農創設特別措置法第百二十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十七條　自作農創設特別措置法第百二十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十八條　自作農創設特別措置法第百二十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百十九條　自作農創設特別措置法第百二十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十條　自作農創設特別措置法第百三十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十一條　自作農創設特別措置法第百三十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十二條　自作農創設特別措置法第百三十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十三條　自作農創設特別措置法第百三十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十四條　自作農創設特別措置法第百三十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十五條　自作農創設特別措置法第百三十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十六條　自作農創設特別措置法第百三十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十七條　自作農創設特別措置法第百三十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十八條　自作農創設特別措置法第百三十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百二十九條　自作農創設特別措置法第百三十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十條　自作農創設特別措置法第百四十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十一條　自作農創設特別措置法第百四十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十二條　自作農創設特別措置法第百四十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十三條　自作農創設特別措置法第百四十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十四條　自作農創設特別措置法第百四十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十五條　自作農創設特別措置法第百四十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十六條　自作農創設特別措置法第百四十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十七條　自作農創設特別措置法第百四十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十八條　自作農創設特別措置法第百四十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百三十九條　自作農創設特別措置法第百四十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十條　自作農創設特別措置法第百五十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十一條　自作農創設特別措置法第百五十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十二條　自作農創設特別措置法第百五十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十三條　自作農創設特別措置法第百五十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十四條　自作農創設特別措置法第百五十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十五條　自作農創設特別措置法第百五十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十六條　自作農創設特別措置法第百五十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十七條　自作農創設特別措置法第百五十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十八條　自作農創設特別措置法第百五十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百四十九條　自作農創設特別措置法第百五十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十條　自作農創設特別措置法第百六十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十一條　自作農創設特別措置法第百六十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十二條　自作農創設特別措置法第百六十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十三條　自作農創設特別措置法第百六十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十四條　自作農創設特別措置法第百六十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十五條　自作農創設特別措置法第百六十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十六條　自作農創設特別措置法第百六十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十七條　自作農創設特別措置法第百六十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十八條　自作農創設特別措置法第百六十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百五十九條　自作農創設特別措置法第百六十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十條　自作農創設特別措置法第百七十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十一條　自作農創設特別措置法第百七十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十二條　自作農創設特別措置法第百七十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十三條　自作農創設特別措置法第百七十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十四條　自作農創設特別措置法第百七十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十五條　自作農創設特別措置法第百七十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十六條　自作農創設特別措置法第百七十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十七條　自作農創設特別措置法第百七十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十八條　自作農創設特別措置法第百七十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百六十九條　自作農創設特別措置法第百七十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十條　自作農創設特別措置法第百八十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十一條　自作農創設特別措置法第百八十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十二條　自作農創設特別措置法第百八十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十三條　自作農創設特別措置法第百八十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十四條　自作農創設特別措置法第百八十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十五條　自作農創設特別措置法第百八十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十六條　自作農創設特別措置法第百八十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十七條　自作農創設特別措置法第百八十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十八條　自作農創設特別措置法第百八十八條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百七十九條　自作農創設特別措置法第百八十九條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十條　自作農創設特別措置法第百九十條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十一條　自作農創設特別措置法第百九十一條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十二條　自作農創設特別措置法第百九十二條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十三條　自作農創設特別措置法第百九十三條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十四條　自作農創設特別措置法第百九十四條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十五條　自作農創設特別措置法第百九十五條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十六條　自作農創設特別措置法第百九十六條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計画の公告は、前項の規定を準用する。

第百八十七條　自作農創設特別措置法第百九十七條第一項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地買収計

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

簡易搾油機
ベルト・モーター
ジャフト・プーリー・木車
鈴木製作所浦田營業所

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

Pg 1

28th, Dec. 1946

官報

昭和二十一年十二月二十八日
第五千九百八十八号 土曜日

皇室令

朕皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇族身位令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二十一年十二月二十七日

宮内大臣子爵松平慶民

内閣總理大臣 吉田茂
司法大臣 木村篤太郎

皇室令第二十七號

皇族身位令中左ノ通改正ス

第二十五條及第三十條第一項中「王」ヲ「内親王王女王」ニ改ム

第二十六條中「華族ニ列セラレタル者ハ一家ヲ創立ス」ヲ「臣籍ニ入リタル者ハ一家ヲ創立シ又ハ其ノ直系卑屬若ハ其ノ兄弟ニシテ同條ノ規定ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ家ニ入ル」ニ改ム

第二十七條 削除

第三十四條中「實家ニ復籍スル」ヲ「臣籍ニ入ル」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二十六條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ臣籍ニ入リタル者ニ之ヲ準用ス但シ實家ニ復籍スルコトヲ妨ケス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇統譜令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二十一年十二月二十七日

宮内大臣子爵松平慶民

皇室令第二十八號

皇統譜令中左ノ通改正ス

第三十一條中「王」ヲ「内親王王女王」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令

朕は、統計委員会官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十二月二十七日

内閣總理大臣 吉田茂

勅令第六百十九号

統計委員会官制

第一條 統計委員会は、内閣總理大臣の監督に属し、重要統計に関する企画、関係各廳その他のものの行う重要統計に関する企画の審査及び重要統計の作成に当る官廳又は團体の指定を行い、その他統計の改善発達に関する事項を調査審議する。

第二條 委員会は、関係各大臣の諮問に應じ意見を開申する。委員会は、関係各大臣に建議することができる。

第三條 委員会は、会長一人、副会長一人及び委員十名以内で、これを組織する。

前項定員の外、必要ある場合には、臨時委員を置くことができる。

第四條 会長は、内閣總理大臣を以て、これに充てる。

副会長は、経済安定本部總務長官を以て、これに充てる。

委員及び臨時委員は、内閣總理大臣の奏請により、統計に関し学識経験ある者の中から、内閣でこれを命ずる。

委員の任期は、一年とする。但し、特別の事由がある場合は、任期中これを解任することを妨げない。

第五條 会長は、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第六條 会長は、必要があると認めるときは、関係各廳に対し、意見の開申又は説明を求めることができる。

第七條 委員会に事務局を置く。委員会に関する事務を掌らしめる。

第八條 事務局に左の職員を置く。

局長
内閣事務官又は内閣技官 一級
内閣事務官又は内閣技官 二級
内閣事務官又は内閣技官 三級
専任十人
専任四人

局長は、委員会の委員の中から、これを任命する。

第九條 前條第一項の職員の外、内閣總理大臣の奏請により、関係各廳の一級又は二級の官吏の中から、内閣で内閣事務官を命ずることができる。

第十條 局長は、局務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を專行する。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内閣部内臨時職員等設置制の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「專任六十七人 二級内十二人ヲ一級ト爲スコトヲ得」を「專任六十八人 二級内十三人ヲ一級ト爲スコトヲ得」に改める。

朕は、自作農創設特別措置法の施行期日を定める勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十二月二十七日

内閣總理大臣 吉田茂
司法大臣 木村篤太郎
内務大臣 大村清一
農林大臣 和田博雄
大蔵大臣 石橋湛山

勅令第六百二十号

自作農創設特別措置法は、昭和二十一年十二月二十九日から、これを施行する。

朕は、自作農創設特別措置法施行令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十二月二十七日

内閣總理大臣 吉田茂
内務大臣 大村清一
農林大臣 和田博雄
大蔵大臣 石橋湛山

勅令第六百二十一号

自作農創設特別措置法施行令

第一條 自作農創設特別措置法第二條第三項の特別の事由は、左に掲げるものとする。

一 疾病
二 就学
三 昭和二十年八月十五日以前の召集

四 選挙による公務就任その他の事由で市町村農地委員会が一時同居しないことをやむなくさせた事由と認めて都道府縣農地委員会の承認を受けたもの

第二條 市町村農地委員会は、自作農創設特別措置法第三條第一項第一号の規定による指定をしようとするときは、当該隣接市町村に設けられた市町村農地委員会の同意を得て、地方長官の指定する期日までに都道府縣農地委員会に承認を申請しなければならない。

第三條 自作農創設特別措置法第三條第四項の命令で定める農地は、左に掲げるものとする。

一 新開墾地、焼畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地
二 鉱山又は炭坑附近の農地で陥没の虞あるもの
三 前二号に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第四條 自作農創設特別措置法第三條第五項の規定による認定は、同項第一号乃至第五号に掲げる農地に関する場合にあつては市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会が、同項第六号に掲げる農地に関する場合にあつては市町村農地委員会が、これを行う。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

No. 620
No. 621
Official names for establishment farmers

621

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第五條 自作農創設特別措置法第三條第五項第一号又は第三号の場合において自作農又は法人その他の團体が左の各号の一に該当するときは、その耕作の業務は、これを適正なものとする。

一 自作農については、その者が当該農地を効率的に耕作するのに充分な自家労力を有している場合又は当該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合

二 法人その他の團体については、当該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合又は耕作の業務が法人その他の團体の主たる業務の運営に欠くことのできないものである場合

第六條 自作農創設特別措置法第五條第二号の命令で定める團体は、部落及び産業組合、蚕糸実行組合その他耕作者の組織する團体で地方長官の指定するものとする。

第七條 自作農創設特別措置法第五條第六号の命令で定める事由は、左に掲げるものとする。

一 就学

二 昭和二十年八月十五日以前の召集

三 選挙による公務就任その他の事由で市町村農地委員会が自ら耕作の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めて都道府縣農地委員会の承認を得たもの

第八條 自作農創設特別措置法第五條第七号の命令で定める農地は、左に掲げるものとする。

一 地劇慣行のある農地

二 鉱山又は炭坑附近の農地で陥没の虞あるもの

三 前二号に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第九條 市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会が自作農創設特別措置法第六條第三項（同法第二十八條第二項、第三十一條第三項、第三十六條第三項、第三十七條第二項、第三十八條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定により地租法による賃貸價格のない農地の対價を定め、又は同項但書の規定により農地の対價を定めるには、当該農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第十條 地方長官は、自作農創設特別措置法第六條第三項（同法第二十八條第二項、第三十一條第三項、第三十六條第三項、第三十七條第二項、第三十八條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村農地委員会が定める額につき認可をしようとするときは、都道府縣農地委員会の意見を聴かなければならない。

第十一條 市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第十五條第一項の規定により買收する農業用施設、宅地又は建物の対價を定めるには、中央農地委員会の定める基準によらなければならない。

自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定により定める採草地の対價は当該採草地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める割合を乗じて得た額を超えてはならない。

第十二條 政府の所有に属する農地（自作農創設特別措置法第三條又は第三十條第一項第三号の規定により買收した農地を除く。）で市町村農地委員会が自作農創設の目的に供することを相当であると決定したものは、農林大臣が、これを管理するものとする。

前項の決定は都道府縣農地委員会の承認がなければその効力を生じない。

都道府縣農地委員会が前項の承認をするには、当該農地の所管大臣の認可を受けなければならない。

所管大臣は、前項の規定による聴届を部局の長又は地方長官に行わせることができる。

第十三條 公共用財産若しくは公用財産又は営林財産たる農地につき前條第二項の承認があつたときは、当該農地の所管大臣は、その用途又は目的を廃止し、且つ、当該農地が農林大臣の管理に属しないものであるときは、農林大臣に対して当該農地の管理換をしなければならない。

農林大臣は、前二項の規定により管理換を受けたとき、又はその管理に属する農地につき第一項の規定により用途若しくは目的を廃止したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、國有財産法施行令第二條乃至第四條の規定を適用しない。

第十四條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の政府の所有に属する農地で命令で定めるものは、第十二條第一項の決定のあつた政府の所有に属する農地及び同法第二十三條の規定による交換に因つて政府の取得した農地とする。

第十五條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により賣り渡す農地の面積は、同居の戸主及び家族並びに第一條に規定する特別の事由に因り同居しなくなつた戸主及び家族を通じて、同法第三條第一項第三号に規定する当該都道府縣別の面積（同條第三項の規定により該都道府縣別の面積に代るべき面積の定められた区域にあつては、該区域別の面積）を超えないものとする。

前項の規定の適用については、自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による賣渡を受けようとする者の所有する農地の面積は、これを同項の規定により政府の賣り渡す農地の面積とみなす。

前項の規定の適用については、同項の者の同居の戸主若しくは家族又はその者の戸主若しくは家族で第一條に規定する特別の事由に因りその者と同居しなくなつた者が所有する農地は、これをその者が所有する農地とみなす。

特別の事由がある場合において市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計画において第一項の制限を超える面積の農地を定めたときは、同項の規定を適用しない。

市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計画において賣り渡すべき農地として第一項の制限を超える面積の農地を定めたときは、当該農地賣渡計画にその理由を記載しなければならない。

第十六條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による賣渡の相手方が同法第十八條の規定による農地賣渡計画を定める時期において同法第十二條の規定により設定された權利に基き耕作の業務を営む場合において当該耕作の業務が適正でないときは、前條第一項の制限を超える面積に相当する部分の当該農地は、これを他の相手方に賣り渡す。

前項の場合には、第五條の規定を準用する。

第十七條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による賣渡の相手方は、左の各号に定めるものとする。

一 自作農創設特別措置法第三條第一項若しくは第五項第四号若しくは第六号の規定による買收した農地又は同法第二十三條の規定による交換に因つて政府の取得した農地については、買收の時期（市町村農地委員会が同法附則第二項の規定により農地買收計画を定めた場合にあつては、昭和二十年十一月二十三日現在。以下第二号において同じ。）又は交換に因る取得の時期において当該農地に就き耕作の業務を営む小作農

二 自作農創設特別措置法第三條第五項第二号の規定により買收した農地については、買收の時期において当該農地に就き請負その他の契約に基き耕作の業務を営む者

三 第十二條第一項の決定のあつた政府の所有に属する農地については、自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計画を定める時期において当該農地に就き耕作の業務を営む小作農

四 自作農創設特別措置法第三條第五項第三号の規定により買收した農地で法人その他の團体が昭和十六年十二月八日以後において個人から買い受けたものについては、その買受の時期において当該農地に就いて耕作の業務を営む小作農又は自作農（当該法人その他の團体の買い受けた農地に代るべき農地につき所有權、賃借權、使用貸借による權利又は永小作權を取得している者を除く。）

五 自作農創設特別措置法第三條第五項第一号、第三号若しくは第五号の規定により買收した農地（前号に規定する農地を除く。）又は同項第六号の規定により買收した農地若しくは第十二條第一項の決定のあつた政府の所有に属する農地で第一号若しくは第三号に規定する小作農のないものについては、農業労力によつて耕作の業務を営

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

む者でその業務を営む農地の面積が当該労力に比べて著しく不足してゐるものと買收又は決定の時期において当該農地に就いての耕作の業務に従事するため常時雇われてゐる者との中から市町村農地委員会において当該農地を賣り渡すべき相手方と定めたもの

前項の規定の適用については、政府の賣り渡すべき農地につき交換に因つて賃借權、使用貸借による權利又は永小作權を取得した者は、これを同法第三條の規定による買收の時期において当該農地に就き耕作の業務を営む小作農とみなす。

第十八條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により賣り渡す農地につき前條に規定する相手方のない者が当該農地について同法第十七條の規定による買受の申込をしないときは、当該農地は、これを左の順序により左に掲げる者に賣り渡す。

一 自作農創設特別措置法第三條の規定により買收した農地に就き同法第十八條の規定による農地賣渡計画を定める時期において耕作の業務を営む小作農

二 市町村農地委員会において自作農として農業に精進する見込のある者と認める者

第十九條 自作農創設特別措置法第十六條第二項の命令で定める團体は、市町村及び農事実行組合、養蚕実行組合その他耕作者の組織する團体で地方長官の指定するものとする。

第二十條 市町村農地委員会は、自作農創設特別措置法第十八條の規定により農地賣渡計画を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

一 自作農となるべき者の農地を買い受ける機会を公正にすること

二 自作農となるべき者の耕作する農地を集團化し、且つ、当該地方の狀況に應じて当該農地につき田畑の割合を適正にすること

第二十一條 政府は、自作農創設特別措置法第三條の規定による買收及び同法第十六條の規定による賣渡を昭和二十三年十二月三十一日までに完了しなければならない。

市町村農地委員会は、自作農創設特別措置法第六條の規定による農地買收計画及び同法第十八條の規定による農地賣渡計画を速かに定めるものとし、遅くとも昭和二十三年十月三十一日までにこれを完了しなければならない。

第二十二條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により農地の賣渡を受けた者若しくは同法第四十一條第一項の規定により同法第三十條第一項第一号乃至第三号に規定する土地の賣渡を受けた者又はその相続人が、当該土地に就いての自作又は開発をやめようとするときは、地方長官は、疾病、就学、選挙による公務就任等のやむを得ない事由に因りその者が一時自作又は開発をやめる場合を除いて、その者に対して同法第二十八條第一項（同法第四十一條第二項において準用する場合を含む。）の申入をしなければならない。

第二十三條 政府は、自作農創設特別措置法第二十八條の規定により農地を買い取つたときは、遅滞なく自作農として農業に精進する見込のある者に当該農地を賣り渡さなければならない。

前項の規定による賣渡については、自作農創設特別措置法第十條、第十六條第二項、第十七條、第十八條第一項乃至第三項第五項、第二十條、第二十一條及び第二十六條の規定を準用する。この場合において、第十條中「第三條、第六條及び前條」とあるのは、「第二十條」と読み替えるものとする。

第二十四條 自作農創設特別措置法第十五條の規定により、政府が買收した農業用施設、土地又は建物を買い受けることのできる者は、左の各号に定める者とする。

一 農業用施設については、当該施設につき賃借權又は使用貸借による權利がある場合においては当該權利を有する者で同法第十六條の規定により農地の賣渡を受けたもの、これらの權利がない場合においては同條の規定により農地の賣渡を受けた者で当該農地の利用上当該農業用施設を必要とするもの

二 土地又は建物については、賃借權、使用貸借による權利、永小作權又は地上權を有する者で同法第十六條の規定により農地の賣渡を受けたもの

第二十五條 自作農創設特別措置法第三十一條第二項（同法第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により定める農地以外の土地の対價は、当該土地の上に生立する竹木のない場合にあつては当該土地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める率を乗じて得た額、当該土地の上に生立する竹木のある場合にあつては当該土地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める率を乗じて得た額と当該竹木の價額との合計額を超えてはならない。但し、特別の事情がある場合において都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が地方長官の認可を受けて当該土地につき額を定めたときは、その額による。

前項の竹木の價額は、近傍類似の竹木の時價を参酌してこれを定める。

都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が第一項但書の規定により定める額は、当該土地の近傍類似の土地の時價を超えてはならない。

都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により權利、立木又は建物その他の工作物の対價を定めるには、中央農地委員会において定める基準によらなければならない。

第二十六條 地方長官が自作農創設特別措置法第三十六條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により農地以外の土地、權利、立木又は工作物の対價を定める場合には、前條の規定を準用する。この場合において同條第一項但書中「都道府縣農地委員会が地方長官の認可を受けて」とあるのは、「地方長官が」と読み替えるものとする。

第二十七條 政府が自作農創設特別措置法第三十七條の規定により買收し、若しくは使用した土地（当該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。）又は第三十一條第一項の決定のあつた同項第四号に規定する土地の賣渡又は賃貸は、地方長官が賣渡又は賃貸の相手方に対し通知書を交付して、これをするものとする。

前項の場合には、自作農創設特別措置法第十七條、第二十條第二項及び第二十一條の規定を準用する。

第一項に規定する賣渡のあつた土地の対價の支拂は、命令で定める均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、当該土地を買い受けた者の申出のあるときは、その対價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第二十八條 自作農創設特別措置法第四十條の他の法令中命令で定める制限又は禁止の規定は、左に掲げるものとする。

一 河川法第十九條

二 河川附近地制限令第四條

三 河川予定地制限令第三條、第四條及び第九條

四 國立公園法第八條第二項

五 國立公園法施行令第十六條第一項

六 砂防法第四條（同法第三條において準用する場合を含む。）

七 史蹟名勝天然紀念物保存法第三條及び第四條

八 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第二條

九 森林法第二十六條及び第三十二條

十 牧野法第一條ノ八

十一 牧野法施行令第一條

十二 地方長官が東京都官制第三條、北海道廳官制第四條又は地方官制第六條に基いて発する命令中開発についての制限又は禁示となるような規定

第二十九條 自作農創設特別措置法第四十一條第一項の命令で定める者は、左に掲げる者とする。

一 都道府縣

二 市町村（市町村組合を含む。）

三 農業に関する業務を行う者で中央農地委員会、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の指定するもの

第三十條 政府は、自作農創設特別措置法第四十一條第三項において準用する同法第二十八條の規定により土地を買い取つたときは、遅滞なく同法第四十一條第一項に規定する者に当該土地を賣り渡さなければならない。

前項の規定による賣渡については、自作農創設特別措置法第四十一條第二項の規定を準用する。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NND# 760050

第三十一條　政府の所有に屬する土地物件（自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十五條、第三十七條、第三十八條又は第三十九條の規定によりて買收した土地物件を除く。）で都道府縣農地委員會が左の各号の一に該當すると決定したものは、農林大臣が、これを管理すること。

一　農地の開發に供することを相當とする土地

二　農地の開發に供する土地の上にある立木又は建物その他の工作物で當該土地の開發に供することを相當とするもの

三　開發後における土地の利用に供し又は建物その他の工作物

四　自作農創設特別措置法第三十條の規定により買收した土地に關し同法第三十一條の規定により賣渡した土地に關し賣渡權又は入會權を有する者に對し當該土地に代つて賣り渡し、又は賣渡すべき土地として賣り渡すこと

第三十二條　政府は、自作農創設特別措置法第三十條の規定により買收した土地（當該土地の上にある立木を除く。）で都道府縣農地委員會が左の各号の一に該當すると決定したものは、これを管理すること。

一　農地の開發に供することを相當とする土地

二　農地の開發に供する土地の上にある立木又は建物その他の工作物

三　開發後における土地の利用に供し又は建物その他の工作物

四　自作農創設特別措置法第三十條の規定により買收した土地に關し賣渡權又は入會權を有する者に對し當該土地に代つて賣り渡し、又は賣渡すべき土地として賣り渡すこと

第三十三條　政府は、自作農創設特別措置法第三十條、第十五條、第三十五條、第三十七條、第三十八條若しくは第三十九條の規定によりて買收した土地（當該土地の上にある立木を除く。）で都道府縣農地委員會が左の各号の一に該當すると決定したものは、これを管理すること。

一　農地の開發に供することを相當とする土地

二　農地の開發に供する土地の上にある立木又は建物その他の工作物

三　開發後における土地の利用に供し又は建物その他の工作物

四　自作農創設特別措置法第三十條の規定により賣渡した土地に關し賣渡權又は入會權を有する者に對し當該土地に代つて賣り渡し、又は賣渡すべき土地として賣り渡すこと

前項の場合において、第十二條第四項及び第十三條第二項の規定により買收した土地に關し賣渡權又は入會權を有する者に對し當該土地に代つて賣り渡し、又は賣渡すべき土地として賣り渡すことは、都道府縣農地委員會が、「都道府縣農地委員會」と讀み替えるものとする。

第三十四條　自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十五條、第三十七條、第三十八條若しくは第三十九條の規定によりて買收した土地（當該土地の上にある立木を除く。）で都道府縣農地委員會が第二十六條第二項（同法第四十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により買收した土地に關し賣渡權又は入會權を有する者に對し當該土地に代つて賣り渡し、又は賣渡すべき土地として賣り渡すこと、「都道府縣農地委員會」と讀み替えるものとする。

第三十五條　政府は、自作農創設特別措置法第三十條の規定により買收した土地（當該土地の上にある立木を除く。）で都道府縣農地委員會が第二十六條第二項（同法第四十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により買收した土地に關し賣渡權又は入會權を有する者に對し當該土地に代つて賣り渡し、又は賣渡すべき土地として賣り渡すこと、「地方長官の認可」と讀み替えるものとする。

第三十六條　政府は、自作農創設特別措置法第三十條の規定により買收し、又は若しくは買收した土地（當該土地の上にある立木を除く。）で權利者が、第三十一條第一項の決定又は第三十二條第一項の決定のあつた日から一年以內に同法第四十一條第二項の規定により賣渡すべき者に賣渡すことが出來ないものは、政府の所有に屬する土地物件（同項第二号及び第四号に該當するものを除く。）として、これを管理すること。

第三十七條　政府は、自作農創設特別措置法第三十條の規定により買收した土地（當該土地の上にある立木を除く。）で權利者が、第三十一條第一項の決定又は第三十二條第一項の決定のあつた日から一年以內に同法第四十一條第二項の規定により賣渡すべき者に賣渡すことが出來ないものは、政府の所有に屬する土地物件（同項第二号及び第四号に該當するものを除く。）として、これを管理すること。

前項の場合には、第二十七條第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十八條　自作農創設特別措置法第三十條、第十五條、第三十五條、第三十七條、第三十八條若しくは第三十九條の規定によりて買收した土地（當該土地の上にある立木を除く。）で權利者が、第三十一條第一項の決定又は第三十二條第一項の決定のあつた日から一年以內に同法第四十一條第二項の規定により賣渡すべき者に賣渡すことが出來ないものは、政府の所有に屬する土地物件（同項第二号及び第四号に該當するものを除く。）として、これを管理すること。

前項の場合には、第二十七條第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十九條　農林大臣は、自作農創設特別措置法中農林大臣とあるのは、農林大臣とする。

第三十九條　農林大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めたときは、この勅令により都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會に處理すべき事務の全部又は一部を農林大臣に關係ある官吏又は中央農地委員會に處理すべきことを命ずることができる。

前項の場合には、同項の規定により農林大臣が處理すべき事務の全部又は一部を中央農地委員會に處理すべきことを命ずる場合には、農林大臣は、あらかじめ、中央農地委員會の意見を聞かなければならない。

第四十條　この勅令中市町村に關する規定は、市町村の事務の全部又は一部を施行しない地にあつては町村組合に、町村制を施行しない地にあつては、これに準ずるものに、市に關する規定は、東京都の區のある區域、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市に於つては地方長官の指定する區に、これを適用する。

附　則

第四十一條　この勅令は、昭和二十年十二月二十九日から、これを施行する。

第四十二條　昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の業務を營んでいた小作農が市町村農地委員會に對して當該小作地につき、自作農創設特別措置法第三條第二項の規定により農地買收計畫を定めんとすることを請求したときは、市町村農地委員會は、當該小作地につき昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買收計畫を定めなければならない。

第四十三條　前條の規定による請求があつた場合において市町村農地委員會が當該請求に係る農地につき自作農創設特別措置法第三條の規定による農地買收計畫を定めることを適當と認めたときは、その旨を市長に通知し、市長は、その通知を受けた日から一箇月以內に都道府縣農地委員會に農地買收計畫を定めることを請求しなければならない。

第四十四條　前條の規定による請求があつた場合において都道府縣農地委員會が當該請求に係る農地につき自作農創設特別措置法第三條の規定による農地買收計畫を定めることを適當と認めたときは、その旨を市長に通知し、市長は、その通知を受けた日から一箇月以內に市町村農地委員會に農地買收計畫を定めることを請求しなければならない。

第四十五條　昭和二十年十一月二十三日現在において自作農創設特別措置法第三條の規定による農地買收計畫を定めんとする場合において市町村農地委員會が當該農地の所有者、賃借權、永小作權、地上權、入會權その他の權利を有する者に對し當該農地を買收すべき旨を通知したときは、市町村農地委員會は、當該小作地につき昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地買收計畫を定めなければならない。

第四十六條　前條の規定による請求があつた場合において市町村農地委員會が當該請求に係る農地につき自作農創設特別措置法第三條の規定による農地買收計畫を定めることを適當と認めたときは、その旨を市長に通知し、市長は、その通知を受けた日から一箇月以內に都道府縣農地委員會に農地買收計畫を定めることを請求しなければならない。

第四十七條　農地調整法施行令の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第七條中「又は第四十二條第二項」を「若しくは第四十一條第二項又は自作農創設特別措置法附則第二項若しくは第三十二條第一項、第三十條第三項若しくは第三十二條第一項」に改める。

第十條中「同法第十六條若しくは第三十條第一項第二號」の下に「又は自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項第三號若しくは第四號」を加える。

第三十九條中「第十七條」を「第十五條」に改める。

第四十三條中「第二十九條」を「第二十八條ノ三」に改める。

第四十八條　關東廳令官廳の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「又は第四十一條第二項」を「若しくは第四十一條第二項又は自作農創設特別措置法附則第二項若しくは第三十二條第一項」に改める。

第十條中「同法第十六條若しくは第三十條第一項第二號」の下に「又は自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項第三號若しくは第四號」を加える。

第三十九條中「第十七條」を「第十五條」に改める。

第四十三條中「第二十九條」を「第二十八條ノ三」に改める。

第四十八條　關東廳令官廳の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「又は第四十一條第二項」を「若しくは第四十一條第二項又は自作農創設特別措置法附則第二項若しくは第三十二條第一項」に改める。

第十條中「同法第十六條若しくは第三十條第一項第二號」の下に「又は自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項第三號若しくは第四號」を加える。

第三十九條中「第十七條」を「第十五條」に改める。

第四十三條中「第二十九條」を「第二十八條ノ三」に改める。

第四十八條　關東廳令官廳の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「農地委員會」を「市町村農地委員會」に改める。

第十八條第二項中「農林大臣」を「農地委員會」に改める。

第十八條第二項中「農林大臣」を「農地委員會」に改める。

第十八條第二項中「農林大臣」を「

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

Special arrangements for approval by executive branch
Not released by President
Not released by President
Not released by President
Not released by President
No. 622
No. 623

朕は、自作農創設特別措置特別会計法の施行期日を定める勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十二月二十七日

内閣總理大臣　吉田　茂
農林大臣　石黒忠篤
大蔵大臣　渋沢信一

勅令第六百二十二号

昭和二十一年十二月二十七日から、これを施行する。

朕は、自作農創設特別措置特別会計法第七條第一項に規定する一時借入金を以て支拂元受高、支出済額及び自作農創設特別措置特別会計の歳入歳出の予定計算書は、所管大臣が、これを調製して、翌年度の九月三十日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第二條　この勅令は、自作農創設特別措置特別会計法施行の日から、これを施行する。

御名御璽

昭和二十一年十二月二十七日

内閣總理大臣　吉田　茂
農林大臣　石黒忠篤
大蔵大臣　渋沢信一

勅令第六百二十三号

自作農創設特別措置特別会計規則

第一條　歳入歳出の予定計算書は、所管大臣が、これを調製して、前年度の九月三十日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第二條　この会計においては、当該年度の収入済歳入額及び自作農創設特別措置特別会計法第七條第一項に規定する一時借入金を以て支拂元受高、支出済額を超過してはならない。

第三條　この会計において支拂上現金に不足があるときは、所管大臣は、大蔵大臣に対して自作農創設特別措置特別会計法第七條第一項に規定する一時借入金に代えて、國庫余裕金の繰替使用を請求することができる。

第四條　毎年度内に收入すべき權利を得て、毎年度出納の完結までに收入済とならないものは、收入未済とし、現に收入した年度に繰り越すものとし、收入に組み入れるものとする。

第五條　毎年度内に支拂うべき義務を生じ、毎年度出納の完結までに支出済とならない歳出で時効完成に至らないものは、支出未済として順次翌年度に繰り越すものとする。但し、支出未済の繰越額は、支出済額と合せて予算額を超過してはならない。

第六條　歳入歳出の決定計算書は所管大臣が、これを調製して、翌年度の七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

所管大臣は、毎年度自作農創設特別措置特別会計歳入歳出の決定計算書及び自作農創設特別措置特別会計の歳入金の繰替使用を請求することができる。

第七條　この会計において支拂上現金に不足があるときは、所管大臣は、大蔵大臣に対して自作農創設特別措置特別会計法第七條第一項に規定する一時借入金に代えて、國庫余裕金の繰替使用を請求することができる。

第八條　この勅令は、自作農創設特別措置特別会計法施行の日から、これを施行する。

省令

◉宮内省令第二十三號

農林省令施行規則中勅令ヲ廢シテ左ノ通改正ス

昭和二十一年十二月二十八日　宮内大臣　子爵　松平慶民

附錄親王ノ部中「一家ヲ創立シ氏名ト稱ス」ノ次ニ左ノ如ク加フ

（又ハ）
勅旨ニ由ル
兄（弟、子、孫、曾孫）タル何親王（何内親王、何王、何女王）臣籍ニ入リテ創立シタル（殿）氏名ノ家ニ入ル

同親王起ノ部中「何親王薨去ノ後直家ニ復歸シタルニ因ル」ノ次ニ左ノ如ク加フ

何親王薨去ノ後一家ヲ創立シタルニ因ル
氏名ト稱ス
（又ハ）
何親王薨去ノ後兄（弟、子、孫、曾孫）タル何親王（何内親王、何王、何女王）臣籍ニ入リタル家ニ入リタルニ因ル
（殿）氏名ノ家ニ入ル
（又ハ）

同内親王ノ部中「何年何月何日臣籍ニ入ル」ノ前ニ左ノ如ク加フ

何親王薨去ノ後一家ヲ創立シタルニ因ル
氏名ト稱ス
（又ハ）
何親王薨去ノ後兄（弟、子、孫、曾孫）タル何親王（何内親王、何王、何女王）臣籍ニ入リタル家ニ入リタルニ因ル
（殿）氏名ノ家ニ入ル

同内親王ノ部中「一家ヲ創立シ氏名ト稱ス」ノ次ニ左ノ如ク加フ

（又ハ）
勅旨ニ由ル
兄（弟）タル何親王臣籍ニ入リテ創立シタル（殿）氏名ノ家ニ入ル

同王ノ部中

勅旨（特旨）ニ依リ籍族ニ列セラレタルニ因ル
殿氏名ト稱ス

何年何月何日臣籍ニ入ル
右何年何月何日ノ勅裁ニ依リ襲爵ス
勅旨（特旨）ニ依リ一家ヲ創立シタルニ因ル
氏名ト稱ス
（又ハ）
一勅旨（特旨）ニ依リ兄（弟）タル何親王臣籍ニ入リテ創立シタル家ニ入リタルニ因ル
（殿）氏名ノ家ニ入ル
年　月　日
宮内大臣　殿　氏　名
圖書頭　殿　氏　名

官報　第五九八号　昭和二十一年十二月二十八日　土曜日

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

給組合員へ加入ノ際要求ノ如ク月ヨリ脱退ノ月迄ニ左ノ区分ニ依リ脱退ノ月ニ拠ル拠金額ヲ清算シテ得タル金額ヲ支拂フベシ

組合員種別		拠出金額	拠出金率		拠出金額	拠出金率
甲類組合員	所帯主	〇・〇〇九〇	〇・〇〇九〇	所帯主	〇・〇〇二八〇	〇・〇〇二七〇
乙類組合員	所帯主	〇・〇〇二五	〇・〇〇二五	所帯主	〇・〇〇一	〇・〇〇一五
丙類組合員	所帯主	〇・〇〇九四	〇・〇〇九四	所帯主	〇・〇〇一	〇・〇〇一五

給第十條第二項ヲ次ノヨウニ改める。

給第十二條及ビ第十三條中「俸給」ヲ「給料」ニ改める。

給第十四條中「手當日額」ヲ「給料日額」ニ改める。

給第十五條中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第十六條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第十七條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第十八條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第十九條第一項及ビ第二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十一條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十二條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十三條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十四條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十五條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十六條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十七條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十八條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第六十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第七十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第八十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第九十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百二十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百三十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百四十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百五十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百六十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百七十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百八十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第百九十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百二十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百三十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百四十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百五十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百六十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百七十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百八十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第二百九十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百二十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百三十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百四十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百五十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百六十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百七十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百八十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第三百九十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百二十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百三十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第四百四十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十三項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十四項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十五項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十六項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十七項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十八項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百十九項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百二十項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百二十一項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百二十二項中「給料」ヲ「手當」ニ改める。

給第二十九條第五百二十三項

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

物置（帳簿）ニ依リ一家ヲ創立シタルニ因ル
氏名ト稱ス
（又ハ）
勅旨（帳簿）ニ依リ兄（弟、子、孫、曾孫）タル何王（何女王）臣籍
ニ入リ創立シタル家ニ入リタルニ因ル
（婿）氏名ノ家ニ入ル

ニ、「婿氏名ノ家」ヲ「氏名ノ家」ニ改ム

同王ノ部中

一家ヲ創立シ氏名ト稱ス

ノ家ニ右ノ通ヲ加フ

（又ハ）
勅旨ニ由ル
兄（弟、子、孫、曾孫）タル何王（何女王）臣籍ニ入リテ創立シタル
家ニ入ル

同王妃ノ部中

何王臣籍ニ入リタルニ因ル
婿氏名ノ家ニ入ル

ヲ左ノ如ク改ム

何王臣籍ニ入リタルニ因ル
氏名ノ家ニ入ル
（又ハ）
何王臣籍ニ入リタル家ニ入ル
氏名ト稱ス
（又ハ）
何王臣籍ニ入リタル家ニ入リタルニ因ル
（婿）氏名ノ家ニ入ル
（又ハ）
勅旨（帳簿）ニ依リ兄（弟）タル何王臣籍ニ入リテ創立シタル家ニ入
リタルニ因ル
（婿）氏名ノ家ニ入ル
（又ハ）
父（祖父、曾祖父）タル何王臣籍ニ入リタルニ因ル
氏名ノ家ニ入ル
年　月　日
宮内大臣　侍　従　長　氏　名
宮　内　省　書　記　官　氏　名
何年何月何日臣籍ニ入ル
右何年何月何日ノ勅裁ニ依リ登載ス

同女王ノ部中

父（祖父、曾祖父）タル何王臣籍ニ入リタルニ因ル
婿氏名ノ家ニ入ル
（又ハ）
勅旨ニ由ル
一家ヲ創立シ氏名ト稱ス

ヲ左ノ如ク改ム

勅旨（帳簿）ニ依リ一家ヲ創立シタルニ因ル
氏名ト稱ス
（又ハ）
勅旨（帳簿）ニ依リ兄（弟）タル何王臣籍ニ入リテ創立シタル家ニ入
タルニ因ル
（婿）氏名ノ家ニ入ル
（又ハ）
父（祖父、曾祖父）タル何王臣籍ニ入リタルニ因ル
氏名ノ家ニ入ル
年　月　日
宮内大臣　侍　従　長　氏　名
宮　内　省　書　記　官　氏　名
何年何月何日臣籍ニ入ル
右何年何月何日ノ勅裁ニ依リ登載ス
勅旨ニ由ル
一家ヲ創立シ氏名ト稱ス
（又ハ）
勅旨ニ由ル
兄（弟）タル何王臣籍ニ入リテ創立シタル家ニ入ル
（婿）氏名ノ家ニ入ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◉内務省令第五十七號

東京都制施行規則第十七條、東京都制施行規則第十八條及び市制町村制施行規則第十一條の臨時特例に關する件を次の如く定める。

昭和二十一年十二月二十八日

内務大臣　大村　清一

東京都長官及び府縣知事（道廳長官を含む。）又は東京都議會議員及び道府縣議會議員の選擧と市町村長（東京都の区にあつては同區長及び全部事務又は保證事務を共同處理する町村組合の組合管理者を含む。）又は市町村會議員（東京都の区の区會議員及び全部事務を共同處理する町村組合の組合會議員を含む。）の選擧を同一の期日に行ふ場合において、各選擧の投票用紙を同一の投票箱に入れ、各村制施行規則第十八條又は市制町村制施行規則第十一條の規定にかかわらず、その投票箱を差異する必要があるときは、これを差異すべき立會人（投票箱を差異すべき立會人）の中から、くじで定めた者がこれを保管し、他の箱は、投票管理者又は選擧長（投票管理者と同じ。）の中から、くじで定めた者（投票管理者と選擧長が同一人であるときはその者）が、これを保管するものとする。

附　則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

◉大藏省令第百三十五號

印紙稅法共濟組合規則の一部を次のように改正する。

昭和二十一年十二月二十八日

大藏大臣　渡邊　銀一

第五條中「傳銷、銷銷又ハ手數」を「傳銷又ハ銷銷」に、「傳銷又ハ手數」を「傳銷又ハ銷銷」に改める。

第六條中「傳銷又ハ手數料第二千四百二十四」を「傳銷又ハ銷銷料第千二百四十四」に、「手數」を「銷銷」に改める。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第十六條 自作農創設特別措置法第三十二條第三項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収の可を受けようとする旨の申出は、第十二條第二項及び第三十二條第二項の規定に準じ、申出書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第十七條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第十八條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第十九條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十一條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十二條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十三條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十四條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十五條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十六條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十七條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十八條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第二十九條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十一條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十二條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十三條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十四條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十五條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十六條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十七條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十八條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第三十九條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十一條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十二條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十三條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十四條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十五條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十六條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十七條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十八條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第四十九條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十一條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十二條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十三條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十四條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十五條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十六條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十七條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十八條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第五十九條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十一條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十二條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十三條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十四條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十五條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十六條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十七條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十八條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第六十九條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第七十條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第七十一條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第七十二條 自作農創設特別措置法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十一條第二項において準用する同法第三十八條第二項の規定により買収の可を受けようとする者は、第十二條第二項の規定に準じ、申請書に次の事項を記載して、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積

二 買収の可を受けようとする年月日

三 近傍類似の農地の賃貸借料

四 近傍類似の農地の時價

五 当該土地の上に生立する竹木がある場合においては、近傍類似の竹木の時價

六 竹木の時價

七 当該土地の交通の良否及び利用の状況

八 その他参考となるべき事項

第七十三條 自

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

條第一項の規定による貸付若しくは使用收益に係るもの である場合に あつては地方長官に、同法第三十一條の規定による未墾地買收計画により買收し、若しくは使用したもの又は同法施行令第三十一條第一項の決定に係るもの（同項第四号に規定するものを除く。）である場合にあつては都道府縣農地委員会に、同法第三十八條の規定による未墾地買收計画により買收したものである場合にあつては市町村農地委員会に提出しなければならない。

第三十條　自作農創設特別措置法第四十一條の規定により同法第三十條第一項第一号乃至第三号に規定する土地の賣渡を受けた者又はその相続人が当該土地についての自作（当該土地の開発を含む。）をやめようとする場合には、第十條及び第十一條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村農地委員会」とあるのは、当該土地が同法第三十條第八條の規定による未墾地買收計画により買收したものである場合を除いて、「都道府縣農地委員会」と読み替えるものとする。

第三十一條　都道府縣農地委員会が自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項の決定をする場合には、第十四條の規定を準用する。

第三十二條　自作農創設特別措置法第四十二條の規定による許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所

二　当該土地、農業用施設、工作物又は立木の表示

三　当該行為をする必要のある事由

四　当該行為の程度又は内容

五　当該行為の時期

六　その他参考となるべき事項

第三十三條　自作農創設特別措置法第四十七條第一項の規定により市町村農地委員会の権限に属させた事項を都道府縣農地委員会が処理する場合には、この規則により市町村農地委員会の処理すべき事項は、都道府縣農地委員会が、これを処理し、同條第三項及び同法施行令第三十九條第一項の規定により都道府縣農地委員会の権限に属させた事項を地方長官又は中央農地委員会が処理する場合には、この規則により都道府縣農地委員会が、これを処理するものとする。

第三十四條　この省令中市町村農地委員会に関する規定は、地区農地委員会の設けられている市町村の地区にあつては、地区農地委員会にこれを適用する。

第三十五條　この省令中町村に関する規定は、町村の事務の全部又は役場事務を共同処理する町村組合のある地にあつては町村組合に、町村制を施行しない地にあつてはこれに準ずるものに、市に関する規定は、東京都の区のある区域、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市にあつては地方長官の指定する区にこれを適用する。

附　則

第三十六條　この省令は、昭和二十一年十二月二十九日から、これを施行する。

第三十七條　この省令施行の際現に開発中の土地で地方長官の指定したものについては、第十四條（第二十五條及び第三十一條において準用する場合を含む。）に規定する諸問は、これを要しない。

第三十八條　農地調整法施行規則の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「自作農創設特別措置法第四十一條第一項」の下に「又ハ自作農創設特別措置法施行令第二十七條第一項、第三十條第一項若ハ第三十二條第一項」を加え、第六條第一項及び第八條中「又ハ第四十一條第一項」とあるのを「若ハ第四十一條第一項又ハ自作農創設特別措置法施行令第三十條第一項若ハ第三十二條第一項」に改める。

告示

◉内閣告示第三十九號

指定生産資材割当手続規程第八條の規定による需要申請書の様式を、次のように定める。

昭和二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

様式一　　需要申請書　　需要者指定生産資材需要申請書

1. 申請者の住所氏名又は名称		日付　昭和　年　月　日	毎四半期開始二ケ月前迄に三部作成の上主務官廳に提出すること
2. 主務官廳名		割当期（昭和　年第　四半期分）	
3. 指定生産資材を使用して生産する製品の種類（生産事業以外の事業に付いてはその事業の種類）			

4. 生産高（生産事業以外の事業に付いては事業量を記載のこと）

製品の種類、規格	前四半期生産高	現四半期生産高（予定）	申請四半期生産高（計画）

5. 指定生産資材必需高

資材			本申請書作成当日資材手許有高	資材消費高		申請四半期の請求高	主務官廳査定高
種類	規格	單位		前四半期	現四半期（予定）		

6. 備考（仕上製品用途其の他資材割当上参考となる事項）

7. 本申請書は正に相違ありません。

昭和　年　月　日

申請者の氏名又は名称（記名捺印）

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

様式二

販賣業者指定生産資材需要申請書

1.申請者の住所氏名又は名称	日付	昭和 年 月 日	毎四半期開始二ケ月前迄に三部作成の上主務官廳に提出すること
2.主務官廳名	割当期(昭和 年第 四半期)		

3.取引量

資材名	品種	規格	單位	前四半期の販賣數量	前四半期の主なる販賣先	前四半期の買受數量	申請日現在の在庫量	現四半期の販賣數量(予定)

4.需要申請量

資材名	品種	規格	單位	需要申請量	申請日現在の手持未消化需要者指定生産資材割当証明書の數量	主なる販賣先(予定)	主務官廳査定高

5.備考

6.本申請書は正に相違ありません。

昭和 年 月 日

(印捺名記)称名は又名氏の者請申

◉物價廳告示第二百五十六號

物價統制令第五條第一項の規定によつて、火災保險料の統制額を次のやうに認可する。

昭和二十一年十二月二十八日

物價廳長官 膳 桂之助

一 認可を申請した者の名稱 日本損害保險協會

二 認可した額 昭和二十一年十二月二十四日日本損害保險協會に通知した額

◉物價廳告示第二百五十七號

物價統制令第四條の規定によつて、皮革製品の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年十二月二十八日

物價廳長官 膳 桂之助

品目	規格	統制額
ハンドバッグ	六寸以上	三〇〇・〇〇圓
抱カバン	二尺以上	三七〇・〇〇
〃	三寸以上	四〇〇・〇〇
〃	四寸以上	四三〇・〇〇
〃	三尺以上	五五〇・〇〇
〃	四尺以上	六〇〇・〇〇
ボストンバッグ	三寸以上	六二〇・〇〇
〃	五寸以上	六八〇・〇〇
〃	八寸以上	七五〇・〇〇
〃	二尺以上	九〇〇・〇〇
〃	二尺二寸以上	一三〇〇・〇〇
〃	二尺四寸以上	一六〇〇・〇〇
札入	六寸以上	二〇〇・〇〇
〃	三寸以上	二三〇〇・〇〇
〃	三分以上	二五〇〇・〇〇
書類入	一尺以上	二五〇〇・〇〇
〃	一尺二寸以上	三〇〇〇・〇〇
〃	一尺三寸以上	三五〇〇・〇〇
鞄類入	一尺以上	一〇〇〇・〇〇
〃	一尺二寸以上	一〇〇〇・〇〇
〃	一尺三寸以上	一〇〇〇・〇〇
名刺入	革製裏付	一〇〇〇・〇〇
鞄類	〃	一〇〇〇・〇〇
ジャンパー	〃	一〇〇〇・〇〇
革手袋	〃	一〇〇〇・〇〇

一、本表の價格はジャンパーを除いては牛革製のものの價格であつて、牛革以外の皮革を使用したものの價格は本表價格の一割下げとする。

二、本表の價格は物品税を含む價格である。

三、本表以外の寸法のものは本表の最低寸法の二割下げとする。

◉物價廳告示第二百五十八號

昭和二十一年五月大藏省告示第三百七十二號(落花生の販賣價格の統制額指定の件)の一部を、次のように改正する。

昭和二十一年十二月二十八日

物價廳長官 膳 桂之助

末尾に左の二號を加へる。

七、地方食糧營團が主食用として販賣する場合の統制額は、本表の統制額にかかわらず、左の額とする。

正味一〇〇瓩に	さや實洗ひ	二一・八五圓
〃	同 むき實(生)	三五・八五
〃	同	二〇・一五

さや實土つき

三、實施の日 昭和二十二年一月一日

四、認可に附けた條件

(一)認可した額は昭和二十二年一月一日以降の保險契約にのみ適用する。

(二)日本損害保險協會及び各會員の事務所に認可を受けた額及びその實施の日を掲示する。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

◎宮內省告示第三百三十六號

昭和二年十月一日ヨリ施行スベキ宮內省告示第三百三十七號

昭和二年十月一日

宮內大臣 入江貞麿

◎宮內省告示第三百三十七號

昭和二年十月一日ヨリ施行スベキ宮內省告示第三百三十六號

昭和二年十月一日

宮內大臣 入江貞麿

一月一日午前九時ヨリ午後四時ノ間

一、開閉時

開 十時三十分

閉 十時十分

一、開閉午前五時十五分

閉 午後四時十分

一、拜賀日

一月一日 新年式

一月一日 紀元節

一月一日 天長節

一月一日 明治天皇祭

一月一日 大正天皇祭

一月一日 昭和天皇祭

一月一日 皇后陛下誕生日

一月一日 皇太后陛下誕生日

一月一日 皇太子殿下誕生日

一月一日 皇太子妃殿下誕生日

一月一日 皇太子殿下成年式

一月一日 皇太子妃殿下成年式

一月一日 皇太子殿下結婚式

一月一日 皇太子妃殿下結婚式

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

（各通）
内務大臣 安倍源基
同 同 同

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

位置　堅場島南端ヨリ　150½°　1,650米
34° 25′.7 N　133° 51′.9 E　（概位）
注意　海圖上上記位置ニ本沈船ヲ記載シ、「（昭和21年）」ヲ附記スル。
海圖　137 B—153—100 A
誌類　誌 2. 119 頁
出所　水路部

❶21年355項
内海　備讃瀬戸—堅場島　挂燈浮標不存在
記事　堅場島挂燈浮標（閃白光）ハ撤去サレテイル。
位置　堅場島南方洲ノ西縁
34° 25′.7 N　133° 51′.4 E　（概位）
略記　Fl. ev. 3 sec. 8½ M.
注意　書誌 2 號. 119 項 9 行至 11 行貼附ノ 17 年 156 項別紙中 4 行至 5 行ヲ削除スル。
海圖　137 B—153—100 A
誌類　（注意）誌 2. 119 頁—誌 100 A. 488 番（削除）
出所　水路部

❷21年356項（一時關係）*
内海　備讃瀬戸西部—高見島附近沈船不存在
記事　18 年 289 項デ高見島ノ南南西方下記位置ニ存在ノ旨告示シタ沈船ハ破壊、流失シタ。
位置　高見島頂△（298）ヨリ　205° 1.35 浬
34° 17.2 N　133° 40′.4 E　（概位）
海圖　137B—153—100 A—100 B
前告示　誌 2. 125 頁貼附ノ 18 年 289項（削除）
出所　香川縣仲多度郡高見島村役場

❸21年357項*
内海　周防灘北側—德山灣　沈船存在及ビ沈船浮標礎置
記事　德山灣内下記位置ニ沈船（第 6 東海丸）存在シ、沈船標示浮標（鐵筏鼓胴形）ヲ礎置シテアル。
位置　岩島燈臺ヨリ　16½°　1,700 米
33° 59′.7 N　131° 45′.6 E　（概位）
注意　海圖上上記位置ニ危險界線ヲ繞ラセル水深不明ノ沈船記號ヲ記載シ「（昭和 21 年）」ヲ附記シ、又同位置附近ニ鼓胴形浮標ヲ記載シ、塗色 "G." ヲ附記スル。
海圖　126—1101
誌類　誌 2. 250 頁—誌 1002. 127 頁—20 年 65 項（削除）
出所　下關海運部德山支地

❹21年358項（一時關係）
内海　周防灘—本山ノ瀬　燈標消燈
（1）記事　本山燈標（閃白光）ハ昭和 21 年 12 月 8 日消燈シタ。
位置　宇部岬ノ南方約 3.6 浬
33° 52′.6 N　131° 15′.1 E　（概位）
略記　Fl. ev. 2 sec. 15 m. 15 M. （U）
（2）記事　龜ケ瀬燈標（閃白光）ハ昭和 21 年 12 月 9 日消燈シタ。
位置　宇部岬ノ南東方約 1.3 浬
33° 54′.7 N　131° 17′.4 E　（概位）
略記　Fl. ev. 4 sec. 12 m. 11 M. （U）
海圖　127—1101
誌類　誌 2. 253 頁—誌 100 A. 621 番、621 番 a.
出所　燈臺局

❺21年359項（一時關係）*
九州東岸　右明礁——都井岬　假燈質變更
記事　都井岬燈臺ノ假燈ハ昭和 21 年 12 月 13 日ソノ燈質（不動白光）ヲ明暗白光、每 10 秒ニ 1 光ニ變更シタ。
位置　都井岬上
31° 21′.8 N　131° 20′.9 E　（概位）
假燈略記　Occ. ev. 10 sec.
燈質　明暗白光、每 10 秒ニ 1 光（明 5 秒、暗 5 秒
海圖　185—1221
誌類　誌 4. 282 頁—誌 100 A. 1072 番—20 年 63 項（105）（削除）
出所　燈臺局

❻21年360項（一時關係）*
九州南岸——鹿兒島港　挂燈浮標復舊
記事　21 年 347 項デ消燈ノ旨告示シタ鹿兒島挂燈浮標（閃白光）ハ昭和 21 年 12 月 13 日復舊シタ。
位置　鹿兒島港南防波堤燈臺（閃白光）ノ南南東方　約 6.3 鏈
31° 34′.7 N　130° 34′.4 E　（概位）
略記　Fl. ev. 2½ sec. 7 M.
海圖　214—221
前告示　誌 4. 267 頁及ビ誌 100 A. 1050 番貼附ノ 21 年 347 項（削除）
出所　燈臺局

❼21年361項（一時關係）*
九州西岸　島原灣——湯島　燈臺復舊
記事　21 年 194 項デ消燈ノ旨告示シタ湯島燈臺（明暗白光）ハ昭和 21 年 12 月 12 日復舊シタ。
位置　湯島西端
32° 36′.1 N　130° 20′.0 E　（概位）
略記　Occ. ev. 5 sec. 41 m. 17½ M.
海圖　169—206
前告示　誌 4. 200 頁及ビ誌 100 A. 1010 番貼附ノ 21 年 194 項（削除）
出所　燈臺局

❽21年362項（一時關係）*
九州北岸——博多港　挂燈浮標復舊
記事　21 年 339 二項デ消燈ノ旨告示シタ博多港第 1 號（閃白光）、第 2 號（閃紅光）ノ挂燈浮標ハ昭和 21 年 12 月 17 日イヅレモ復舊シタ。
位置　（イ）博多港第 1 號挂燈浮標
博多港西防波堤燈臺ノ北西方約 9.5 鏈
33° 37′.4 N　130° 22′.1 E　（概位）
（ロ）博多港第 2 號挂燈浮標
上記（イ）挂燈浮標ノ南西方約 0.9 鏈
略記　（イ）Fl. ev. 3 sec. 8 M.
（ロ）Fl. R. ev. 3 sec. 6½ M.
海圖　190
前告示　誌 4. 26 頁及ビ誌 100 A. 936 番. 937 番貼附ノ 21 年 339 項（削除）
出所　燈臺局

❾21年363項
圖誌訂正
（1）海圖 94 號
本州南岸四日市港内鳥洲ノ鼻〔鳥須ノ鼻〕ノ西方約 750 米ノ第 11 號圓筒形頭標附黑錐圓錐形浮標（34° 56′.6 N 136° 38′.6 E 概位）ヲ削除スル。（水路部）
（2）海圖 154 號（宇野港及附近）—137 號 A—153 號
内海宇野港南方葛島燈竿（閃緑光）ノ位置ヲ葛島頂△（105）ヨリ 142½° 840 米（34° 27′.9 N 133° 57′.7 E（概位）（圖誌位置ノ北北東方約 40 米）ニ移記スル。（水路部）
（3）海圖 137 號 B. —153 號
備讃瀬戸南備丸亀港第 1 號燈標（34° 18′.2 N 133° 47′.4 概位）、同第 3 號燈標及ビ同第 5 號燈標ノ各略記 "F. G. 4m. 2 M. (U)" ヲ "F. 4m. 3 M. (U)" ニイヅレモ改記スル。（水路部）
（4）海圖 800 號
本州東岸大吠埼燈臺（閃白光）（35° 42′.0 N 140° 52′.0 E 概位）ニ既載ノ略記 "Fl." ヲ "Gp. Fl. (2)" ニ改記スル。（水路部）
（5）書誌 1 號 A
106 頁貼附ノ 18 年 229 項（一時關係）ヲ削除スル。（水路部）
（6）書誌 2 號
253 頁至 254 頁ヲ別紙 1 枚（2 頁）ニ依リ挿シ換スル。（水路部）
（7）書誌 2 號追
（イ）20 頁 6 行「253 頁 23 行至 26 行ノ欄」至 27 行「254 頁 4 行至 5 行ノ欄」ヲ削除スル。
（ロ）20 頁貼附ノ 18 年 54 項（一時關係）、19 年 88 項、104 項及ビ 146 項ヲ夫々削除スル。（水路部）
（8）誌 100 號 A.
497 番、498 番及ビ 499 番ヲ別紙（各 1 枚）ニヨリ改記スル。
4572 番ノ欄ヲ削除スル（水路部）
（9）誌 100 號 A.
729 番記事欄中「燈臺所ノ都合ニ依リ午前 0 時ヨリ日出時迄消燈スル。（19 年 8 月 28 日）」ヲ削除スル。（21 年 314 項參照）（水路部）

❶項　外
（156）日本沿岸　掃海狀況ニ就テ
日本沿岸各地區ニオケル掃海狀況（昭和21年12月1日現在）下記（1）及ビ（2）ノ通リ
（1）對感應機雷（米側敷設）掃海狀況

掃海區域	磁氣掃海	水壓掃海	終了豫定	記事
標茶岬沖、犬吠岬沖	未了		未定	磁氣機雷ノ
伊勢灣 掃海水道	終了	終了		
伊勢灣 四日市港地	終了	終了		
大阪港内	終了	終了		
大阪外港	實施中	未了	22年8月	
大阪—神戸水路（幅 1,000 米）	終了	終了		幅 2,000 米ニ擴張中
神戸港内外	終了	終了		
神戸「ドンキー」（34° 34′.6 N 135° 05′.6 E）水路（幅 1,800 米）	終了	終了		
「ドンキー」—友ケ瀬戸水路（幅 1,800 米）	終了	終了		幅 2,000 米ニ擴張ノ豫定
「ドンキー」—明石瀬戸水路（幅 1,000 米）	終了	未了	21年12月	幅 2,000 米ニ擴張中
鳴門瀬（幅 1,000 米）	終了	終了		幅 2,000 米ニ擴張中
小豆島南方—玉野分岐點（幅 1,000 米）	終了	終了		幅 2,000 米ニ擴張中
玉野航路（幅 1,000 米）	終了	終了		
玉野分岐點—來島海峽（幅 1,000 米）	終了	未了	22年7月	
坂出航路（幅 700—1,000 米）				

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

新居浜	實施中	未了	22年8月	
因ノ島航路（幅1,000米）	終了	未了	22年8月	
來島海峡—「クダコ」水道（幅1,000米）	終了	終了		幅2,000米ニ擴張中
鹿ノ海、日ノ浦水路（幅2,000米）	終了	未了	未定	
來島海峡—釣島水道（幅2,000米）	終了	未了	22年4月	
「クダコ」水道—吳港（幅1,000米）	終了	終了		
宇品水路（幅900米）	終了	終了		
大竹水路	終了	終了		
廣灘—「クダコ」水道—速吸瀬戸（幅3,650米）	終了	終了		
伊豫灘北方航路（幅1,000米）（釣島水道—八島南側）	終了	終了		幅2,000米ニ擴張ノ豫定
平群水道（幅800米）	終了	未了	22年4月	
周防灘第1航路（幅1,000米）（八島南側—下關南東水道）	終了	實施中	12月下旬	幅2,000米ニ擴張ノ豫定
別府 泊地	終了	概略終了		
別府 掃海水道	終了	概略終了		
速吸瀬戸—鶴山—笠戸浦水路（幅600—1,000米）	終了	終了		
周防灘北方航路（幅800米）	終了	未了	22年11月	
宇部（幅800米）水路	終了	未了	22年7月	
恒見航路（幅600米）	終了	未了	22年7月	
佐伯灣 掃海水道	終了			水壓機雷ナシ
佐伯灣 泊地	終了			幅2,000米ニ擴張中
下關海峡東口 南東水道（幅1,300米）	終了	終了		
下關海峡東口 北水道	終了	終了		
下關海峡東口 中水道	終了	未了	22年2月	
下關海峡東口 南水道	終了	終了		
下關海峡東口 部埼泊地	終了	終了		
關門港	終了	終了		
下關海峡西口 第3掃海水道（幅1,000米）	終了	終了		幅2,000米ニ擴張中更ニ北方ニ擴張ノ豫定
下關海峡西口 大瀬泊地	終了	終了		
下關海峡西口 北九州水路	實施中	未了	22年5月	
下關海峡西口 浦田航路	未了	未了	22年11月	
下關海峡西口 若松水路（幅200米）	終了	未了	未定	
船川 泊地	終了	未了		水壓機雷ナシ
船川 掃海水道	終了			
酒田 泊地	終了			水壓機雷ナシ
酒田 掃海水道	終了			
新潟 泊地	終了	未了	22年10月	
新潟 掃海水道（幅1,000米）	終了	未了	22年10月	
直江津 泊地				掃海中止
直江津 掃海水道				
伏木 第1掃海水道（幅300米）	終了	概略終了	22年10月	
伏木 第2掃海水道（幅300米）	終了	概略終了	22年10月	
伏木 泊地	終了	概略終了	22年10月	
七尾				掃海中止
七尾 大口水道				
七尾 小口水道、第2水道	終了	概略終了	22年10月	
七尾 第2水道	終了	概略終了	22年10月	
七尾 屏風瀬戸				掃海中止
敦賀 泊地	中止中	未了	22年11月	
敦賀 掃海水道	中止中	未了	22年11月	
小濱 泊地	未了	未了	22年	
小濱 掃海水道	一部終了	未了	22年	
舞鶴 東泊地	終了	終了		
舞鶴 西泊地	終了	終了		
舞鶴 掃海水道（1,000米）	終了	終了		
宮津掃海水道（幅500米）	實施中	未了	22年1月	
浦田掃海水道、泊地	未了		22年	水壓機雷ナシ
萩 泊地	終了	未了	22年11月	
萩 掃海水道（幅1,000米）	終了	未了	22年11月	
仙崎 第1掃海水道（幅1,000米）	終了	終了		
仙崎 第3掃海水道（幅1,000米）	終了	終了		
境掃海水道、泊地	未了		22年1月	水壓機雷ナシ
境中海水路	未了		22年1月	水壓機雷ナシ
羅紋島 掃海水道				掃海中止
羅紋島 泊地				
油谷灣 泊地				掃海中止
油谷灣 掃海水道				
關岡灣 泊地	終了	終了		掃海中止
關岡灣 第1掃海水道（幅800米）				
關岡灣 第2.4掃海水道（幅800米）	終了	終了		掃海中止
關岡灣 第5掃海水道（幅700米）				
唐津灣 第1掃海水道（幅500米）	終了	終了		
唐津灣 第2掃海水道（幅600米）	終了	終了		
博多—唐津掃海水道（幅800米）	終了	終了		

備考　上記各地區ニオケル着彈掃海ハ終了シタ。

(2) 對驅逐機雷（日本側敷設）掃海狀況

內地近海ニオケル驅逐機雷地區（日本本土、琉球、朝鮮沿岸、東海、黃海、臺灣沿岸）ノ掃海ハ昭和21年8月全部終了シタ。（第二復員局總務部掃海課）

(157) 九州西岸　五島列島—白瀨　燈臺消燈

五島白瀨燈臺（33° 11′.0 N　128° 48′.1 E 概位）ハ事故ノタメ昭和21年12月8日消燈シタ。（海圖1212號及ビ誘100號A 995號各參照）（燈臺局）

(158) 蘇聯鑛石輸送船漂流ニツイテ

蘇聯鑛石輸送船（約2,000噸）ガ昭和21年12月12日浦鹽斯德カラ樺太ニ向フ途中「シベリア」東岸「テルネー」灣沖ニテ遭難、北海道西岸又ハ本州北西岸方面ニ漂流ノ疑ヒアルカラ、發見者タハ情報ヲ得タ時ハ直チニ水路部ニ報告セラレタイ。

(159) 航行上注意ヲ要スル浮流物

浮流機雷

發見月日時刻	發見地點	參照海圖	出所
12月16日0750	本州東岸犬吠埼燈臺ノ東南東方約205浬 34° 20′ N　144° 38′ E	1001	米無電告示
12月16日0749	南方諸島鳥島東方約165浬 30° 30′ N　143° 25′ E	48	米無電告示
12月16日1545	小笠原群島聟島北方約21浬 28° 02′ N　142° 05′ E	83	米無電告示

注意

昭和22年水路告示第1號ハ昭和22年1月11日附官報ニ掲載スル。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

帝國議会

○貴族院

◎特別加和法案第二讀會

昭和二十年度帝國議會豫算案第二讀會ニ於テ左ノ如キ修正ヲ加ヘテ可決シタリ

一、一般會計豫算中ニ左ノ金額ヲ追加シ其ノ財源ニ充ツル爲ノ國債ノ發行ヲ豫算ニ計上シ其ノ發行ノ方法ニ關シ必要ナル措置ヲ爲スコト

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

◎準禁治産宣告取消

本籍茨城縣新治郡藤澤村大字藤澤八十六番屋敷、住居同縣同郡同村大字同千四百三十三番地ノ一
寺島定三郎

明治十三年八月一日生

右ニ對シ大正八年一月十七日土浦區裁判所カ爲シタル準禁治産ノ宣告ハ同人ノ實父寺島龜吉ノ申立ニ依リ之ヲ取消ス

昭和二十一年九月十八日
土浦區裁判所

本籍並住居茨城縣猿島郡小野川村大字梶内百七十二番地
稲垣詮助

明治二十八年三月十八日生

右ノ者ニ對シ大正十一年三月一日土浦區裁判所カ爲シタル準禁治産ノ宣告ハ同人ノ實母雨洞せんノ申立ニ因リ之ヲ取消ス

昭和二十一年九月十八日
土浦區裁判所

本籍並住所埼玉縣北足立郡大和田町大字蕨火上六百二十三番地
吉田芳之助

明治四十年七月三十日生

右ニ對シ昭和十五年十月四日浦和區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ同所六百十五番地保佐人塩野金藏ノ申立ニ因リ昭和二十一年九月十日之ヲ取消シタリ

昭和二十一年九月十日
浦和區裁判所

本籍並住所埼玉縣北足立郡大和田町大字西堀七百二十六番地
渡邊碧

大正二年四月三十日生

右ニ對シ昭和十九年七月十四日浦和區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ同所同番地其ノ母渡邊まさノ申立ニ因リ昭和二十一年九月十日之ヲ取消シタリ

昭和二十一年九月十二日
浦和區裁判所

本籍並住所埼玉縣南埼玉郡大澤町十七番地
大山久次郎

明治三十四年八月十九日生

右ニ對シ昭和四年五月三十一日越ヶ谷區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ同所同番地其ノ父大山初五郎ノ申立ニ因リ昭和二十一年九月十二日之ヲ取消シタリ

昭和二十一年九月十二日
浦和區裁判所

本籍並住所坂井郡鷹巣村濱住十號一番地
山口鋼

明治三十年四月七日生

右ニ對シ大正七年四月二十四日當區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ坂井郡鷹巣村濱住十號一番地山口はつゑノ申立ニ因リ昭和二十一年六月八日之ヲ取消シタリ

昭和二十一年六月八日
福井區裁判所

本籍並住所丹生郡糸生村牛越二十六號五十九番地
鷲田政士

明治三十年二月八日生

右ニ對シ大正十年十月二十四日武生區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ丹生郡宮崎村蟬口三號甲二十一番地谷口乙五郎同郡吉川村二丁掛三十一號三十八番地赤尾久良平ノ申立ニ因リ昭和二十一年六月二十四日之ヲ取消シタリ

昭和二十一年六月二十四日
福井區裁判所

福島縣北會津郡門田村大字黒岩甲千七百九十七番地
成田平吉

明治八年十一月十七日生

右ニ對シ大正十三年四月十二日當區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ本人ノ申立ニ因リ昭和二十一年八月二十二日之ヲ取消シタリ

昭和二十一年九月十二日
若松區裁判所

本籍並住所山形縣飽海郡稲川村大字岩川字田中七十七番地
今野源太

明治三十五年三月二十三日生

右ニ對シ昭和十五年六月十七日當區裁判所ノ宣告シタル準禁治産ハ同人ノ保佐人今野龜ノ申立ニ因リ昭和二十一年九月三日之ヲ取消シタリ

昭和二十一年九月十三日
酒田區裁判所

◎公示催告

債權申出公告

當會社ハ昭和二十一年七月五日社員總會ノ決議ニ因リ解散シタルニ付當會社ニ債權ヲ有セラルヽ方ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ向フ二箇月以内ニ其ノ債權ノ申出相成度若シ右期間内ニ御申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段公告候也

解散公告

當會社ハ昭和二十一年十月二十一日社員總會ノ決議ニ依リ解散致候間當會社ニ對シ債權ヲ有セラルヽ向ハ本公告掲載ノ翌日ヨリ二箇月以内ニ御申出相成度若シ右期間中ニ申出無之トキハ清算ヨリ除斥可致此段公告候也

昭和二十一年十一月二十一日
静岡縣富士郡富士町水戸島二百十二番地
富士纖維工業有限會社
清算人 矢崎巖作

昭和二十一年十月十五日
愛知縣宝飯郡形原町大字形原字前野三十四番地
有限會社
清算人 市川與市

昭和二十一年十一月二十五日
香川縣仲多度郡多度津町大字多度津甲三百七十五番地ノ一
株式會社竹内鐵工所
代表清算人 竹内宇吉

當會社ハ昭和二十一年八月三日解散シタルニ付當會社ニ債權ヲ有スル者ハ二箇月以内ニ申出ラレ度期間内ニ申出ナキトキハ清算ヨリ除斥致候也

昭和二十一年八月四日
下關市岬之町五十番地
東亞興業株式會社
清算人 兵頭泉一郎

寺院解散ニ付公告

山梨縣東山梨郡中牧村西保下三〇四五番地
臨濟宗妙心寺末大圓寺

右一箇寺ヲ山梨縣東山梨郡中牧村大字倉科六一三七番地臨濟宗妙心寺末慶德寺ヘ合併ニ依ル解散ヲ爲スコトニ相成候ニ付テハ之ニ對シ異議アル債權者ハ公告ノ日ヨリ一箇月以内ニ申出テラレ度宗教法人令ノ規定ニヨリ公告候也

昭和二十一年十二月五日
右臨濟宗慶德寺住職
藤科愚堂
右臨濟宗大圓寺特別代理人
岡久作

◎失踪ニ關スル屆出ノ催告

本籍東京都小石川區原町七番地最後の住所東京都縣島區西巣鴨四丁目三九六番地
不在者 松崎敏
大正五年三月九日生

右の不在者に對し、利害關係人松崎ふよより失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十二年五月二十七日午前十時までに、當裁判所に生存の屆出をされたい。もしその屆出をしないと、失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も、右期日までにその屆出をして下さい。

昭和二十一年九月二十八日
東京區裁判所

本籍東京都下谷區萬年町二丁目十八番地最後の住所同都板橋區板橋五丁目二〇七八番地石原關九郎方
不在者 森正賢
明治八年十月二十八日生

右の不在者に對し、利害關係人森貞次より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十二年六月三日午前十時までに、當裁判所に生存の屆出をされたい。もしその屆出をしないと、失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も、右期日までにその屆出をして下さい。

昭和二十一年十月一日
東京區裁判所

本籍並最後の住所東京都淺草區三筋町二丁目二十一番地二
不在者 石井トヨ
明治三十七年五月十二日生

右の不在者に對し、利害關係人石井誠一より、失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十二年四月一日午前十時までに、當裁判所に生存の屆出をされたい。もしその屆出をしないと、失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も、右期日までにその屆出をして下さい。

昭和二十一年九月四日
東京區裁判所

本籍京都市伏見區深草相深町七番地、最後ノ住所京都市伏見區深草相深町七番地
不在者 三浦襄勝
明治三十七年四月六日生

右不在者ニ對シ利害關係人三浦正實ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和三十二年四月二十七日午前九時迄ニ當裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サヽルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年八月二十九日
京都區裁判所

本籍並最後ノ住所香川縣綾歌郡端岡村大字新居三二四六番地
不在者 植田嘉彌太
明治三十四年八月二十九日生

右不在者ニ對シ利害關係人植田末美ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和二十二年四月十五日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若シ其ノ屆出ヲ爲サヽルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ

昭和二十一年九月六日
高松區裁判所

昭和二十年三月三十一日 第三種郵便物認可
◎号外 十一月二十四日発行閣令一頁
定價 一ヶ月 七圓五十錢 一部 三十錢
廣告料 本公告 八ポイント 一行 十七字詰 六圓六十錢
一般廣告 八ポイント 一行 十四字詰 五圓五十錢
發行所 東京都牛込區市ヶ谷木村町 電話九段五三一 振替東京一九〇〇〇 印刷局 國書刊行會

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

er, 1945 ac

Novemb rding to Paragraph Tw
Provisi the Special Measure.

ARTICLE FORTY SIX. A part of the Fisheries Reg
will be revised as follows:

The following item will be added to Item Five of Article Sixteen.

6. The transfer or cancellation of fishing right which had been bought up under the Special Measure For The Establishment of Owner-Farmers or the cancellation of right to enter the fishing industry or priveleges which are aimed toward participation in fishing.

ARTICLE FORTY SEVEN. A part of the Agricultural Land Adjustment Law Enforcement Order shall be revised as follows:

'Or Article Forty One Paragraph One' of Article Two and Article Seven shall be changed to 'either Article Forty One Paragraph One or Article Twenty Three Paragraph Twenty Three, Article Thirty Paragraph One Article Thirty Two Paragraph One of the Special Measure For The Establishment Of Owner-Farmers enforcement order.
'Or Article Thirty One Paragraph One Item Three or Item Four of the Special Measure For The Establishment Of small land holders enforcement order' shall be added after 'Article Sixteen or Article Thirty Paragraph One Number Two of the same bill'.
'Article Seventeen' of Article Thirty Nine shall be changed to 'Article Fifteen'.
'Article Twenty Nine' of Article Forty Three shall be changed to 'Article Twenty Eight Paragraph Three'

ARTICLE FORTY EIGHT. A part of the organization for the Land Development Committee shall be revised as follows:

'Or the Central Agricultural Land Board' after 'Agricultural Minister' in Article One Paragraph Three and 'Or To-Do-Fu-Ken, Land Board' after 'Local Governor' shall be added.

農地制度改革關係法令及解說

農林省

社團法人 新自治協會

Author Tsuno Tokuji

Since dep 4 yrs

L98 dep 4 yrs

L-1047

Author by Tsiba

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第一……説明

第二……法律案

第三……法

第四……法

第五……法

第六……法

第七……法

第八……法

第九……法

第十……法

第十一……法

第十二……法

第十三……法

第十四……法

第十五……法

第十六……法

第十七……法

第十八……法

第十九……法

第二十……法

第二十一……法

第二十二……法

第二十三……法

第二十四……法

第二十五……法

第二十六……法

第二十七……法

第二十八……法

第二十九……法

第三十……法

第三十一……法

第三十二……法

第三十三……法

第三十四……法

第三十五……法

第三十六……法

第三十七……法

第三十八……法

第三十九……法

第四十……法

第四十一……法

第四十二……法

第四十三……法

第四十四……法

第四十五……法

第四十六……法

第四十七……法

第四十八……法

第四十九……法

第五十……法

第五十一……法

第五十二……法

第五十三……法

第五十四……法

第五十五……法

第五十六……法

第五十七……法

第五十八……法

第五十九……法

第六十……法

第六十一……法

第六十二……法

第六十三……法

第六十四……法

第六十五……法

第六十六……法

第六十七……法

第六十八……法

第六十九……法

第七十……法

第七十一……法

第七十二……法

第七十三……法

第七十四……法

第七十五……法

第七十六……法

第七十七……法

第七十八……法

第七十九……法

第八十……法

第八十一……法

第八十二……法

第八十三……法

第八十四……法

第八十五……法

第八十六……法

第八十七……法

第八十八……法

第八十九……法

第九十……法

第九十一……法

第九十二……法

第九十三……法

第九十四……法

第九十五……法

第九十六……法

第九十七……法

第九十八……法

第九十九……法

第百……法

第百一……法

第百二……法

第百三……法

第百四……法

第百五……法

第百六……法

第百七……法

第百八……法

第百九……法

第百十……法

第百十一……法

第百十二……法

第百十三……法

第百十四……法

第百十五……法

第百十六……法

第百十七……法

第百十八……法

第百十九……法

第百二十……法

第百二十一……法

第百二十二……法

第百二十三……法

第百二十四……法

第百二十五……法

第百二十六……法

第百二十七……法

第百二十八……法

第百二十九……法

第百三十……法

第百三十一……法

第百三十二……法

第百三十三……法

第百三十四……法

第百三十五……法

第百三十六……法

第百三十七……法

第百三十八……法

第百三十九……法

第百四十……法

第百四十一……法

第百四十二……法

第百四十三……法

第百四十四……法

第百四十五……法

第百四十六……法

第百四十七……法

第百四十八……法

第百四十九……法

第百五十……法

第百五十一……法

第百五十二……法

第百五十三……法

第百五十四……法

第百五十五……法

第百五十六……法

第百五十七……法

第百五十八……法

第百五十九……法

第百六十……法

第百六十一……法

第百六十二……法

第百六十三……法

第百六十四……法

第百六十五……法

第百六十六……法

第百六十七……法

第百六十八……法

第百六十九……法

第百七十……法

第百七十一……法

第百七十二……法

第百七十三……法

第百七十四……法

第百七十五……法

第百七十六……法

第百七十七……法

第百七十八……法

第百七十九……法

第百八十……法

第百八十一……法

第百八十二……法

第百八十三……法

第百八十四……法

第百八十五……法

第百八十六……法

第百八十七……法

第百八十八……法

第百八十九……法

第百九十……法

第百九十一……法

第百九十二……法

第百九十三……法

第百九十四……法

第百九十五……法

第百九十六……法

第百九十七……法

第百九十八……法

第百九十九……法

第二百……法

第二百一……法

第二百二……法

第二百三……法

第二百四……法

第二百五……法

第二百六……法

第二百七……法

第二百八……法

第二百九……法

第二百十……法

第二百十一……法

第二百十二……法

第二百十三……法

第二百十四……法

第二百十五……法

第二百十六……法

第二百十七……法

第二百十八……法

第二百十九……法

第二百二十……法

第二百二十一……法

第二百二十二……法

第二百二十三……法

第二百二十四……法

第二百二十五……法

第二百二十六……法

第二百二十七……法

第二百二十八……法

第二百二十九……法

第二百三十……法

第二百三十一……法

第二百三十二……法

第二百三十三……法

第二百三十四……法

第二百三十五……法

第二百三十六……法

第二百三十七……法

第二百三十八……法

第二百三十九……法

第二百四十……法

第二百四十一……法

第二百四十二……法

第二百四十三……法

第二百四十四……法

第二百四十五……法

第二百四十六……法

第二百四十七……法

第二百四十八……法

第二百四十九……法

第二百五十……法

第二百五十一……法

第二百五十二……法

第二百五十三……法

第二百五十四……法

第二百五十五……法

第二百五十六……法

第二百五十七……法

第二百五十八……法

第二百五十九……法

第二百六十……法

第二百六十一……法

第二百六十二……法

第二百六十三……法

第二百六十四……法

第二百六十五……法

第二百六十六……法

第二百六十七……法

第二百六十八……法

第二百六十九……法

第二百七十……法

第二百七十一……法

第二百七十二……法

第二百七十三……法

第二百七十四……法

第二百七十五……法

第二百七十六……法

第二百七十七……法

第二百七十八……法

第二百七十九……法

第二百八十……法

第二百八十一……法

第二百八十二……法

第二百八十三……法

第二百八十四……法

第二百八十五……法

第二百八十六……法

第二百八十七……法

第二百八十八……法

第二百八十九……法

第二百九十……法

第二百九十一……法

第二百九十二……法

第二百九十三……法

第二百九十四……法

第二百九十五……法

第二百九十六……法

第二百九十七……法

第二百九十八……法

第二百九十九……法

第三百……法

第三百一……法

第三百二……法

第三百三……法

第三百四……法

第三百五……法

第三百六……法

第三百七……法

第三百八……法

第三百九……法

第三百十……法

第三百十一……法

第三百十二……法

第三百十三……法

第三百十四……法

第三百十五……法

第三百十六……法

第三百十七……法

第三百十八……法

第三百十九……法

第三百二十……法

第三百二十一……法

第三百二十二……法

第三百二十三……法

第三百二十四……法

第三百二十五……法

第三百二十六……法

第三百二十七……法

第三百二十八……法

第三百二十九……法

第三百三十……法

第三百三十一……法

第三百三十二……法

第三百三十三……法

第三百三十四……法

第三百三十五……法

第三百三十六……法

第三百三十七……法

第三百三十八……法

第三百三十九……法

第三百四十……法

第三百四十一……法

第三百四十二……法

第三百四十三……法

第三百四十四……法

第三百四十五……法

第三百四十六……法

第三百四十七……法

第三百四十八……法

第三百四十九……法

第三百五十……法

第三百五十一……法

第三百五十二……法

第三百五十三……法

第三百五十四……法

第三百五十五……法

第三百五十六……法

第三百五十七……法

第三百五十八……法

第三百五十九……法

第三百六十……法

第三百六十一……法

第三百六十二……法

第三百六十三……法

第三百六十四……法

第三百六十五……法

第三百六十六……法

第三百六十七……法

第三百六十八……法

第三百六十九……法

第三百七十……法

第三百七十一……法

第三百七十二……法

第三百七十三……法

第三百七十四……法

第三百七十五……法

第三百七十六……法

第三百七十七……法

第三百七十八……法

第三百七十九……法

第三百八十……法

第三百八十一……法

第三百八十二……法

第三百八十三……法

第三百八十四……法

第三百八十五……法

第三百八十六……法

第三百八十七……法

第三百八十八……法

第三百八十九……法

第三百九十……法

第三百九十一……法

第三百九十二……法

第三百九十三……法

第三百九十四……法

第三百九十五……法

第三百九十六……法

第三百九十七……法

第三百九十八……法

第三百九十九……法

第四百……法

第四百一……法

第四百二……法

第四百三……法

第四百四……法

第四百五……法

第四百六……法

第四百七……法

第四百八……法

第四百九……法

第四百十……法

第四百十一……法

第四百十二……法

第四百十三……法

第四百十四……法

第四百十五……法

第四百十六……法

第四百十七……法

第四百十八……法

第四百十九……法

第四百二十……法

第四百二十一……法

第四百二十二……法

第四百二十三……法

第四百二十四……法

第四百二十五……法

第四百二十六……法

第四百二十七……法

第四百二十八……法

第四百二十九……法

第四百三十……法

第四百三十一……法

第四百三十二……法

第四百三十三……法

第四百三十四……法

第四百三十五……法

第四百三十六……法

第四百三十七……法

第四百三十八……法

第四百三十九……法

第四百四十……法

第四百四十一……法

第四百四十二……法

第四百四十三……法

第四百四十四……法

第四百四十五……法

第四百四十六……法

第四百四十七……法

第四百四十八……法

第四百四十九……法

第四百五十……法

第四百五十一……法

第四百五十二……法

第四百五十三……法

第四百五十四……法

第四百五十五……法

第四百五十六……法

第四百五十七……法

第四百五十八……法

第四百五十九……法

第四百六十……法

第四百六十一……法

第四百六十二……法

第四百六十三……法

第四百六十四……法

第四百六十五……法

第四百六十六……法

第四百六十七……法

第四百六十八……法

第四百六十九……法

第四百七十……法

第四百七十一……法

第四百七十二……法

第四百七十三……法

第四百七十四……法

第四百七十五……法

第四百七十六……法

第四百七十七……法

第四百七十八……法

第四百七十九……法

第四百八十……法

第四百八十一……法

第四百八十二……法

第四百八十三……法

第四百八十四……法

第四百八十五……法

第四百八十六……法

第四百八十七……法

第四百八十八……法

第四百八十九……法

第四百九十……法

第四百九十一……法

第四百九十二……法

第四百九十三……法

第四百九十四……法

第四百九十五……法

第四百九十六……法

第四百九十七……法

第四百九十八……法

第四百九十九……法

第五百……法

第五百一……法

第五百二……法

第五百三……法

第五百四……法

第五百五……法

第五百六……法

第五百七……法

第五百八……法

第五百九……法

第五百十……法

第五百十一……法

第五百十二……法

第五百十三……法

第五百十四……法

第五百十五……法

第五百十六……法

第五百十七……法

第五百十八……法

第五百十九……法

第五百二十……法

第五百二十一……法

第五百二十二……法

第五百二十三……法

第五百二十四……法

第五百二十五……法

第五百二十六……法

第五百二十七……法

第五百二十八……法

第五百二十九……法

第五百三十……法

第五百三十一……法

第五百三十二……法

第五百三十三……法

第五百三十四……法

第五百三十五……法

第五百三十六……法

第五百三十七……法

第五百三十八……法

第五百三十九……法

第五百四十……法

第五百四十一……法

第五百四十二……法

第五百四十三……法

第五百四十四……法

第五百四十五……法

第五百四十六……法

第五百四十七……法

第五百四十八……法

第五百四十九……法

第五百五十……法

第五百五十一……法

第五百五十二……法

第五百五十三……法

第五百五十四……法

第五百五十五……法

第五百五十六……法

第五百五十七……法

第五百五十八……法

第五百五十九……法

第五百六十……法

第五百六十一……法

第五百六十二……法

第五百六十三……法

第五百六十四……法

第五百六十五……法

第五百六十六……法

第五百六十七……法

第五百六十八……法

第五百六十九……法

第五百七十……法

第五百七十一……法

第五百七十二……法

第五百七十三……法

第五百七十四……法

第五百七十五……法

第五百七十六……法

第五百七十七……法

第五百七十八……法

第五百七十九……法

第五百八十……法

第五百八十一……法

第五百八十二……法

第五百八十三……法

第五百八十四……法

第五百八十五……法

第五百八十六……法

第五百八十七……法

第五百八十八……法

第五百八十九……法

第五百九十……法

第五百九十一……法

第五百九十二……法

第五百九十三……法

第五百九十四……法

第五百九十五……法

第五百九十六……法

第五百九十七……法

第五百九十八……法

第五百九十九……法

第六百……法

第六百一……法

第六百二……法

第六百三……法

第六百四……法

第六百五……法

第六百六……法

第六百七……法

第六百八……法

第六百九……法

第六百十……法

第六百十一……法

第六百十二……法

第六百十三……法

第六百十四……法

第六百十五……法

第六百十六……法

第六百十七……法

第六百十八……法

第六百十九……法

第六百二十……法

第六百二十一……法

第六百二十二……法

第六百二十三……法

第六百二十四……法

第六百二十五……法

第六百二十六……法

第六百二十七……法

第六百二十八……法

第六百二十九……法

第六百三十……法

第六百三十一……法

第六百三十二……法

第六百三十三……法

第六百三十四……法

第六百三十五……法

第六百三十六……法

第六百三十七……法

第六百三十八……法

第六百三十九……法

第六百四十……法

第六百四十一……法

第六百四十二……法

第六百四十三……法

第六百四十四……法

第六百四十五……法

第六百四十六……法

第六百四十七……法

第六百四十八……法

第六百四十九……法

第六百五十……法

第六百五十一……法

第六百五十二……法

第六百五十三……法

第六百五十四……法

第六百五十五……法

第六百五十六……法

第六百五十七……法

第六百五十八……法

第六百五十九……法

第六百六十……法

第六百六十一……法

第六百六十二……法

第六百六十三……法

第六百六十四……法

第六百六十五……法

第六百六十六……法

第六百六十七……法

第六百六十八……法

第六百六十九……法

第六百七十……法

第六百七十一……法

第六百七十二……法

第六百七十三……法

第六百七十四……法

第六百七十五……法

第六百七十六……法

第六百七十七……法

第六百七十八……法

第六百七十九……法

第六百八十……法

第六百八十一……法

第六百八十二……法

第六百八十三……法

第六百八十四……法

第六百八十五……法

第六百八十六……法

第六百八十七……法

第六百八十八……法

第六百八十九……法

第六百九十……法

第六百九十一……法

第六百九十二……法

第六百九十三……法

第六百九十四……法

第六百九十五……法

第六百九十六……法

第六百九十七……法

第六百九十八……法

第六百九十九……法

第七百……法

第七百一……法

第七百二……法

第七百三……法

第七百四……法

第七百五……法

第七百六……法

第七百七……法

第七百八……法

第七百九……法

第七百十……法

第七百十一……法

第七百十二……法

第七百十三……法

第七百十四……法

第七百十五……法

第七百十六……法

第七百十七……法

第七百十八……法

第七百十九……法

第七百二十……法

第七百二十一……法

第七百二十二……法

第七百二十三……法

第七百二十四……法

第七百二十五……法

第七百二十六……法

第七百二十七……法

第七百二十八……法

第七百二十九……法

第七百三十……法

第七百三十一……法

第七百三十二……法

第七百三十三……法

第七百三十四……法

第七百三十五……法

第七百三十六……法

第七百三十七……法

第七百三十八……法

第七百三十九……法

第七百四十……法

第七百四十一……法

第七百四十二……法

第七百四十三……法

第七百四十四……法

第七百四十五……法

第七百四十六……法

第七百四十七……法

第七百四十八……法

第七百四十九……法

第七百五十……法

第七百五十一……法

第七百五十二……法

第七百五十三……法

第七百五十四……法

第七百五十五……法

第七百五十六……法

第七百五十七……法

第七百五十八……法

第七百五十九……法

第七百六十……法

第七百六十一……法

第七百六十二……法

第七百六十三……法

第七百六十四……法

第七百六十五……法

第七百六十六……法

第七百六十七……法

第七百六十八……法

第七百六十九……法

第七百七十……法

第七百七十一……法

第七百七十二……法

第七百七十三……法

第七百七十四……法

第七百七十五……法

第七百七十六……法

第七百七十七……法

第七百七十八……法

第七百七十九……法

第七百八十……法

第七百八十一……法

第七百八十二……法

第七百八十三……法

第七百八十四……法

第七百八十五……法

第七百八十六……法

第七百八十七……法

第七百八十八……法

第七百八十九……法

第七百九十……法

第七百九十一……法

第七百九十二……法

第七百九十三……法

第七百九十四……法

第七百九十五……法

第七百九十六……法

第七百九十七……法

第七百九十八……法

第七百九十九……法

第八百……法

第八百一……法

第八百二……法

第八百三……法

第八百四……法

第八百五……法

第八百六……法

第八百七……法

第八百八……法

第八百九……法

第八百十……法

第八百十一……法

第八百十二……法

第八百十三……法

第八百十四……法

第八百十五……法

第八百十六……法

第八百十七……法

第八百十八……法

第八百十九……法

第八百二十……法

第八百二十一……法

第八百二十二……法

第八百二十三……法

第八百二十四……法

第八百二十五……法

第八百二十六……法

第八百二十七……法

第八百二十八……法

第八百二十九……法

第八百三十……法

第八百三十一……法

第八百三十二……法

第八百三十三……法

第八百三十四……法

第八百三十五……法

第八百三十六……法

第八百三十七……法

第八百三十八……法

第八百三十九……法

第八百四十……法

第八百四十一……法

第八百四十二……法

第八百四十三……法

第八百四十四……法

第八百四十五……法

第八百四十六……法

第八百四十七……法

第八百四十八……法

第八百四十九……法

第八百五十……法

第八百五十一……法

第八百五十二……法

第八百五十三……法

第八百五十四……法

第八百五十五……法

第八百五十六……法

第八百五十七……法

第八百五十八……法

第八百五十九……法

第八百六十……法

第八百六十一……法

第八百六十二……法

第八百六十三……法

第八百六十四……法

第八百六十五……法

第八百六十六……法

第八百六十七……法

第八百六十八……法

第八百六十九……法

第八百七十……法

第八百七十一……法

第八百七十二……法

第八百七十三……法

第八百七十四……法

第八百七十五……法

第八百七十六……法

第八百七十七……法

第八百七十八……法

第八百七十九……法

第八百八十……法

第八百八十一……法

第八百八十二……法

第八百八十三……法

第八百八十四……法

第八百八十五……法

第八百八十六……法

第八百八十七……法

第八百八十八……法

第八百八十九……法

第八百九十……法

第八百九十一……法

第八百九十二……法

第八百九十三……法

第八百九十四……法

第八百九十五……法

第八百九十六……法

第八百九十七……法

第八百九十八……法

第八百九十九……法

第九百……法

第九百一……法

第九百二……法

第九百三……法

第九百四……法

第九百五……法

第九百六……法

第九百七……法

第九百八……法

第九百九……法

第九百十……法

第九百十一……法

第九百十二……法

第九百十三……法

第九百十四……法

第九百十五……法

第九百十六……法

第九百十七……法

第九百十八……法

第九百十九……法

第九百二十……法

第九百二十一……法

第九百二十二……法

第九百二十三……法

第九百二十四……法

第九百二十五……法

第九百二十六……法

第九百二十七……法

第九百二十八……法

第九百二十九……法

第九百三十……法

第九百三十一……法

第九百三十二……法

第九百三十三……法

第九百三十四……法

第九百三十五……法

第九百三十六……法

第九百三十七……法

第九百三十八……法

第九百三十九……法

第九百四十……法

第九百四十一……法

第九百四十二……法

第九百四十三……法

第九百四十四……法

第九百四十五……法

第九百四十六……法

第九百四十七……法

第九百四十八……法

第九百四十九……法

第九百五十……法

第九百五十一……法

第九百五十二……法

第九百五十三……法

第九百五十四……法

第九百五十五……法

第九百五十六……法

第九百五十七……法

第九百五十八……法

第九百五十九……法

第九百六十……法

第九百六十一……法

第九百六十二……法

第九百六十三……法

第九百六十四……法

第九百六十五……法

第九百六十六……法

第九百六十七……法

第九百六十八……法

第九百六十九……法

第九百七十……法

第九百七十一……法

第九百七十二……法

第九百七十三……法

第九百七十四……法

第九百七十五……法

第九百七十六……法

第九百七十七……法

第九百七十八……法

第九百七十九……法

第九百八十……法

第九百八十一……法

第九百八十二……法

第九百八十三……法

第九百八十四……法

第九百八十五……法

第九百八十六……法

第九百八十七……法

第九百八十八……法

第九百八十九……法

第九百九十……法

第九百九十一……法

第九百九十二……法

第九百九十三……法

第九百九十四……法

第九百九十五……法

第九百九十六……法

第九百九十七……法

第九百九十八……法

第九百九十九……法

第一百……法

第一百一……法

第一百二……法

第一百三……法

第一百四……法

第一百五……法

第一百六……法

第一百七……法

第一百八……法

第一百九……法

第一百十……法

第一百十一……法

第一百十二……法

第一百十三……法

第一百十四……法

第一百十五……法

第一百十六……法

第一百十七……法

第一百十八……法

第一百十九……法

第一百二十……法

第一百二十一……法

第一百二十二……法

第一百二十三……法

第一百二十四……法

第一百二十五……法

第一百二十六……法

第一百二十七……法

第一百二十八……法

第一百二十九……法

第一百三十……法

第一百三十一……法

第一百三十二……法

第一百三十三……法

第一百三十四……法

第一百三十五……法

第一百三十六……法

第一百三十七……法

第一百三十八……法

第一百三十九……法

第一百四十……法

第一百四十一……法

第一百四十二……法

第一百四十三……法

第一百四十四……法

第一百四十五……法

第一百四十六……法

第一百四十七……法

第一百四十八……法

第一百四十九……法

第一百五十……法

第一百五十一……法

第一百五十二……法

第一百五十三……法

第一百五十四……法

第一百五十五……法

第一百五十六……法

第一百五十七……法

第一百五十八……法

第一百五十九……法

第一百六十……法

第一百六十一……法

第一百六十二……法

第一百六十三……法

第一百六十四……法

第一百六十五……法

第一百六十六……法

第一百六十七……法

第一百六十八……法

第一百六十九……法

第一百七十……法

第一百七十一……法

第一百七十二……法

第一百七十三……法

第一百七十四……法

第一百七十五……法

第一百七十六……法

第一百七十七……法

第一百七十八……法

第一百七十九……法

第一百八十……法

第一百八十一……法

第一百八十二……法

第一百八十三……法

第一百八十四……法

第一百八十五……法

第一百八十六……法

第一百八十七……法

第一百八十八……法

第一百八十九……法

第一百九十……法

第一百九十一……法

第一百九十二……法

第一百九十三……法

第一百九十四……法

第一百九十五……法

第一百九十六……法

第一百九十七……法

第一百九十八……法

第一百九十九……法

第二百……法

第二百一……法

第二百二……法

第二百三……法

第二百四……法

第二百五……法

第二百六……法

第二百七……法

第二百八……法

第二百九……法

第二百十……法

第二百十一……法

第二百十二……法

第二百十三……法

第二百十四……法

第二百十五……法

第二百十六……法

第二百十七……法

第二百十八……法

第二百十九……法

第二百二十……法

第二百二十一……法

第二百二十二……法

第二百二十三……法

第二百二十四……法

第二百二十五……法

第二百二十六……法

第二百二十七……法

第二百二十八……法

第二百二十九……法

第二百三十……法

第二百三十一……法

第二百三十二……法

第二百三十三……法

第二百三十四……法

第二百三十五……法

第二百三十六……法

第二百三十七……法

第二百三十八……法

第二百三十九……法

第二百四十……法

第二百四十一……法

第二百四十二……法

第二百四十三……法

第二百四十四……法

第二百四十五……法

第二百四十六……法

第二百四十七……法

第二百四十八……法

第二百四十九……法

第二百五十……法

第二百五十一……法

第二百五十二……法

第二百五十三……法

第二百五十四……法

第二百五十五……法

第二百五十六……法

第二百五十七……法

第二百五十八……法

第二百五十九……法

第二百六十……法

第二百六十一……法

第二百六十二……法

第二百六十三……法

第二百六十四……法

第二百六十五……法

第二百六十六……法

第二百六十七……法

第二百六十八……法

第二百六十九……法

第二百七十……法

第二百七十一……法

第二百七十二……法

第二百七十三……法

第二百七十四……法

第二百七十五……法

第二百七十六……法

第二百七十七……法

第二百七十八……法

第二百七十九……法

第二百八十……法

第二百八十一……法

第二百八十二……法

第二百八十三……法

第二百八十四……法

第二百八十五……法

第二百八十六……法

第二百八十七……法

第二百八十八……法

第二百八十九……法

第二百九十……法

第二百九十一……法

第二百九十二……法

第二百九十三……法

第二百九十四……法

第二百九十五……法

第二百九十六……法

第二百九十七……法

第二百九十八……法

第二百九十九……法

第三百……法

第三百一……法

第三百二……法

第三百三……法

第三百四……法

第三百五……法

第三百六……法

第三百七……法

第三百八……法

第三百九……法

第三百十……法

第三百十一……法

第三百十二……法

第三百十三……法

第三百十四……法

第三百十五……法

第三百十六……法

第三百十七……法

第三百十八……法

第三百十九……法

第三百二十……法

第三百二十一……法

第三百二十二……法

第三百二十三……法

第三百二十四……法

第三百二十五……法

第三百二十六……法

第三百二十七……法

第三百二十八……法

第三百二十九……法

第三百三十……法

第三百三十一……法

第三百三十二……法

第三百三十三……法

第三百三十四……法

第三百三十五……法

第三百三十六……法

第三百三十七……法

第三百三十八……法

第三百三十九……法

第三百四十……法

第三百四十一……法

第三百四十二……法

第三百四十三……法

第三百四十四……法

第三百四十五……法

第三百四十六……法

第三百四十七……法

第三百四十八……法

第三百四十九……法

第三百五十……法

第三百五十一……法

第三百五十二……法

第三百五十三……法

第三百五十四……法

第三百五十五……法

第三百五十六……法

第三百五十七……法

第三百五十八……法

第三百五十九……法

第三百六十……法

第三百六十一……法

第三百六十二……法

第三百六十三……法

第三百六十四……法

第三百六十五……法

第三百六十六……法

第三百六十七……法

第三百六十八……法

第三百六十九……法

第三百七十……法

第三百七十一……法

第三百七十二……法

第三百七十三……法

第三百七十四……法

第三百七十五……法

第三百七十六……法

第三百七十七……法

第三百七十八……法

第三百七十九……法

第三百八十……法

第三百八十一……法

第三百八十二……法

第三百八十三……法

第三百八十四……法

第三百八十五……法

第三百八十六……法

第三百八十七……法

第三百八十八……法

第三百八十九……法

第三百九十……法

第三百九十一……法

第三百九十二……法

第三百九十三……法

第三百九十四……法

第三百九十五……法

第三百九十六……法

第三百九十七……法

第三百九十八……法

第三百九十九……法

第四百……法

第四百一……法

第四百二……法

第四百三……法

第四百四……法

第四百五……法

第四百六……法

第四百七……法

第四百八……法

第四百九……法

第四百十……法

第四百十一……法

第四百十二……法

第四百十三……法

第四百十四……法

第四百十五……法

第四百十六……法

第四百十七……法

第四百十八……法

第四百十九……法

第四百二十……法

第四百二十一……法

第四百二十二……法

第四百二十三……法

第四百二十四……法

第四百二十五……法

第四百二十六……法

第四百二十七……法

第四百二十八……法

第四百二十九……法

第四百三十……法

第四百三十一……法

第四百三十二……法

第四百三十三……法

第四百三十四……法

第四百三十五……法

第四百三十六……法

第四百三十七……法

第四百三十八……法

第四百三十九……法

第四百四十……法

第四百四十一……法

第四百四十二……法

第四百四十三……法

第四百四十四……法

第四百四十五……法

第四百四十六……法

第四百四十七……法

第四百四十八……法

第四百四十九……法

第四百五十……法

第四百五十一……法

第四百五十二……法

第四百五十三……法

第四百五十四……法

第四百五十五……法

第四百五十六……法

第四百五十七……法

第四百五十八……法

第四百五十九……法

第四百六十……法

第四百六十一……法

第四百六十二……法

第四百六十三……法

第四百六十四……法

第四百六十五……法

第四百六十六……法

第四百六十七……法

第四百六十八……法

第四百六十九……法

第四百七十……法

第四百七十一……法

第四百七十二……法

第四百七十三……法

第四百七十四……法

第四百七十五……法

第四百七十六……法

第四百七十七……法

第四百七十八……法

第四百七十九……法

第四百八十……法

第四百八十一……法

第四百八十二……法

第四百八十三……法

第四百八十四……法

第四百八十五……法

第四百八十六……法

第四百八十七……法

第四百八十八……法

第四百八十九……法

第四百九十……法

第四百九十一……法

第四百九十二……法

第四百九十三……法

第四百九十四……法

第四百九十五……法

第四百九十六……法

第四百九十七……法

第四百九十八……法

第四百九十九……法

第五百……法

第五百一……法

第五百二……法

第五百三……法

第五百四……法

第五百五……法

第五百六……法

第五百七……法

第五百八……法

第五百九……法

第五百十……法

第五百十一……法

第五百十二……法

第五百十三……法

第五百十四……法

第五百十五……法

第五百十六……法

第五百十七……法

第五百十八……法

第五百十九……法

第五百二十……法

第五百二十一……法

第五百二十二……法

第五百二十三……法

第五百二十四……法

第五百二十五……法

第五百二十六……法

第五百二十七……法

第五百二十八……法

第五百二十九……法

第五百三十……法

第五百三十一……法

第五百三十二……法

第五百三十三……法

第五百三十四……法

第五百三十五……法

第五百三十六……法

第五百三十七……法

第五百三十八……法

第五百三十九……法

第五百四十……法

第五百四十一……法

第五百四十二……法

第五百四十三……法

第五百四十四……法

第五百四十五……法

第五百四十六……法

第五百四十七……法

第五百四十八……法

第五百四十九……法

第五百五十……法

第五百五十一……法

第五百五十二……法

第五百五十三……法

第五百五十四……法

第五百五十五……法

第五百五十六……法

第五百五十七……法

第五百五十八……法

第五百五十九……法

第五百六十……法

第五百六十一……法

第五百六十二……法

第五百六十三……法

第五百六十四……法

第五百六十五……法

第五百六十六……法

第五百六十七……法

第五百六十八……法

第五百六十九……法

第五百七十……法

第五百七十一……法

第五百七十二……法

第五百七十三……法

第五百七十四……法

第五百七十五……法

第五百七十六……法

第五百七十七……法

第五百七十八……法

第五百七十九……法

第五百八十……法

第五百八十一……法

第五百八十二……法

第五百八十三……法

第五百八十四……法

第五百八十五……法

第五百八十六……法

第五百八十七……法

第五百八十八……法

第五百八十九……法

第五百九十……法

第五百九十一……法

第五百九十二……法

第五百九十三……法

第五百九十四……法

第五百九十五……法

第五百九十六……法

第五百九十七……法

第五百九十八……法

第五百九十九……法

第六百……法

第六百一……法

第六百二……法

第六百三……法

第六百四……法

第六百五……法

第六百六……法

第六百七……法

第六百八……法

第六百九……法

第六百十……法

第六百十一……法

第六百十二……法

第六百十三……法

第六百十四……法

第六百十五……法

第六百十六……法

第六百十七……法

第六百十八……法

第六百十九……法

第六百二十……法

第六百二十一……法

第六百二十二……法

第六百二十三……法

第六百二十四……法

第六百二十五……法

第六百二十六……法

第六百二十七……法

第六百二十八……法

第六百二十九……法

第六百三十……法

第六百三十一……法

第六百三十二……法

第六百三十三……法

第六百三十四……法

第六百三十五……法

第六百三十六……法

第六百三十七……法

第六百三十八……法

第六百三十九……法

第六百四十……法

第六百四十一……法

第六百四十二……法

第六百四十三……法

第六百四十四……法

第六百四十五……法

第六百四十六……法

第六百四十七……法

第六百四十八……法

第六百四十九……法

第六百五十……法

第六百五十一……法

第六百五十二……法

第六百五十三……法

第六百五十四……法

第六百五十五……法

第六百五十六……法

第六百五十七……法

第六百五十八……法

第六百五十九……法

第六百六十……法

第六百六十一……法

第六百六十二……法

第六百六十三……法

第六百六十四……法

第六百六十五……法

第六百六十六……法

第六百六十七……法

第六百六十八……法

第六百六十九……法

第六百七十……法

第六百七十一……法

第六百七十二……法

第六百七十三……法

第六百七十四……法

第六百七十五……法

第六百七十六……法

第六百七十七……法

第六百七十八……法

第六百七十九……法

第六百八十……法

第六百八十一……法

第六百八十二……法

第六百八十三……法

第六百八十四……法

第六百八十五……法

第六百八十六……法

第六百八十七……法

第六百八十八……法

第六百八十九……法

第六百九十……法

第六百九十一……法

第六百九十二……法

第六百九十三……法

第六百九十四……法

第六百九十五……法

第六百九十六……法

第六百九十七……法

第六百九十八……法

第六百九十九……法

第七百……法

第七百一……法

第七百二……法

第七百三……法

第七百四……法

第七百五……法

第七百六……法

第七百七……法

第七百八……法

第七百九……法

第七百十……法

第七百十一……法

第七百十二……法

第七百十三……法

第七百十四……法

第七百十五……法

第七百十六……法

第七百十七……法

第七百十八……法

第七百十九……法

第七百二十……法

第七百二十一……法

第七百二十二……法

第七百二十三……法

第七百二十四……法

第七百二十五……法

第七百二十六……法

第七百二十七……法

第七百二十八……法

第七百二十九……法

第七百三十……法

第七百三十一……法

第七百三十二……法

第七百三十三……法

第七百三十四……法

第七百三十五……法

第七百三十六……法

第七百三十七……法

第七百三十八……法

第七百三十九……法

第七百四十……法

第七百四十一……法

第七百四十二……法

第七百四十三……法

第七百四十四……法

第七百四十五……法

第七百四十六……法

第七百四十七……法

第七百四十八……法

第七百四十九……法

第七百五十……法

第七百五十一……法

第七百五十二……法

第七百五十三……法

第七百五十四……法

第七百五十五……法

第七百五十六……法

第七百五十七……法

第七百五十八……法

第七百五十九……法

第七百六十……法

第七百六十一……法

第七百六十二……法

第七百六十三……法

第七百六十四……法

第七百六十五……法

第七百六十六……法

第七百六十七……法

第七百六十八……法

第七百六十九……法

第七百七十……法

第七百七十一……法

第七百七十二……法

第七百七十三……法

第七百七十四……法

第七百七十五……法

第七百七十六……法

第七百七十七……法

第七百七十八……法

第七百七十九……法

第七百八十……法

第七百八十一……法

第七百八十二……法

第七百八十三……法

第七百八十四……法

第七百八十五……法

第七百八十六……法

第七百八十七……法

第七百八十八……法

第七百八十九……法

第七百九十……法

第七百九十一……法

第七百九十二……法

第七百九十三……法

第七百九十四……法

第七百九十五……法

第七百九十六……法

第七百九十七……法

第七百九十八……法

第七百九十九……法

第八百……法

第八百一……法

第八百二……法

第八百三……法

第八百四……法

第八百五……法

第八百六……法

第八百七……法

第八百八……法

第八百九……法

第八百十……法

第八百十一……法

第八百十二……法

第八百十三……法

第八百十四……法

第八百十五……法

第八百十六……法

第八百十七……法

第八百十八……法

第八百十九……法

第八百二十……法

第八百二十一……法

第八百二十二……法

第八百二十三……法

第八百二十四……法

第八百二十五……法

第八百二十六……法

第八百二十七……法

第八百二十八……法

第八百二十九……法

第八百三十……法

第八百三十一……法

第八百三十二……法

第八百三十三……法

第八百三十四……法

第八百三十五……法

第八百三十六……法

第八百三十七……法

第八百三十八……法

第八百三十九……法

第八百四十……法

第八百四十一……法

第八百四十二……法

第八百四十三……法

第八百四十四……法

第八百四十五……法

第八百四十六……法

第八百四十七……法

第八百四十八……法

第八百四十九……法

第八百五十……法

第八百五十一……法

第八百五十二……法

第八百五十三……法

第八百五十四……法

第八百五十五……法

第八百五十六……法

第八百五十七……法

第八百五十八……法

第八百五十九……法

第八百六十……法

第八百六十一……法

第八百六十二……法

第八百六十三……法

第八百六十四……法

第八百六十五……法

第八百六十六……法

第八百六十七……法

第八百六十八……法

第八百六十九……法

第八百七十……法

第八百七十一……法

第八百七十二……法

第八百七十三……法

第八百七十四……法

第八百七十五……法

第八百七十六……法

第八百七十七……法

第八百七十八……法

第八百七十九……法

第八百八十……法

第八百八十一……法

第八百八十二……法

第八百八十三……法

第八百八十四……法

第八百八十五……法

第八百八十六……法

第八百八十七……法

第八百八十八……法

第八百八十九……法

第八百九十……法

第八百九十一……法

第八百九十二……法

第八百九十三……法

第八百九十四……法

第八百九十五……法

第八百九十六……法

第八百九十七……法

第八百九十八……法

第八百九十九……法

第九百……法

第九百一……法

第九百二……法

第九百三……法

第九百四……法

第九百五……法

第九百六……法

第九百七……法

第九百八……法

第九百九……法

第九百十……法

第九百十一……法

第九百十二……法

第九百十三……法

第九百十四……法

第九百十五……法

第九百十六……法

第九百十七……法

第九百十八……法

第九百十九……法

第九百二十……法

第九百二十一……法

第九百二十二……法

第九百二十三……法

第九百二十四……法

第九百二十五……法

第九百二十六……法

第九百二十七……法

第九百二十八……法

第九百二十九……法

第九百三十……法

第九百三十一……法

第九百三十二……法

第九百三十三……法

第九百三十四……法

第九百三十五……法

第九百三十六……法

第九百三十七……法

第九百三十八……法

第九百三十九……法

第九百四十……法

第九百四十一……法

第九百四十二……法

第九百四十三……法

第九百四十四……法

第九百四十五……法

第九百四十六……法

第九百四十七……法

第九百四十八……法

第九百四十九……法

第九百五十……法

第九百五十一……法

第九百五十二……法

第九百五十三……法

第九百五十四……法

第九百五十五……法

第九百五十六……法

第九百五十七……法

第九百五十八……法

第九百五十九……法

第九百六十……法

第九百六十一……法

第九百六十二……法

第九百六十三……法

第九百六十四……法

第九百六十五……法

第九百六十六……法

第九百六十七……法

第九百六十八……法

第九百六十九……法

第九百七十……法

第九百七十一……法

第九百七十二……法

第九百七十三……法

第九百七十四……法

第九百七十五……法

第九百七十六……法

第九百七十七……法

第九百七十八……法

第九百七十九……法

第九百八十……法

第九百八十一……法

第九百八十二……法

第九百八十三……法

第九百八十四……法

第九百八十五……法

第九

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

十一　自作農創設特別措置法の逐條説明……二
十　農地調整法の一部を改正する法律案の逐條説明……二

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

委員會ノ承認ヲ受クル＝非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

②前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

③第一項ノ許可又ハ承認ヲ受クベキ條件ハ農地ノ權利ヲ行使シ農業ヲ營ムノ能力ヲ生ゼズ

第五條　前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一　第三條ノ團體ガ同條ノ事業ヲ行フ爲前條ニ掲ゲル權利ヲ取得スル場合

二　前條ニ掲ゲル權利ノ取得ニ關シ當事者ノ一方ガ國、都道府縣又ハ農地問題委員會ナル場合

三　土地改用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ改用スル場合

四　其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條　①農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ノ所在ス市町村ノ區域ニ於テ耕作ヲ目的トスル場合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

②前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條　①農地ノ賃借料ニ關シ當事者ノ協議ガ調ハザルトキハ市町村ノ區域ニ於テ耕作シ又ハ管理スル者ノ賃借料ハ其ノ市町村ノ區域ニ於ケル賃借料ニ準ジ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

②前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第八條　①農地ノ賃借料ハ其ノ農地ノ賃借ニ因リテ生ズル利益ニ照シ不當ニ高キモノタルコトヲ得ズ

②本法ニ於テ小作料トハ耕作ノ目的ヲ以テ農地ガ賃借セラルル場合ニ於テ賃借セラレタル者ニ對シ其ノ賃借ニ因リテ生ズル利益ヲ以テ其ノ農地ニ附隨シテ使用スル他ノ土地又ハ其ノ他ノ物件ノ使用ヲ目的トスル場合ニ於テ賃借セラレタル者ニ對シ其ノ賃借ニ因リテ生ズル利益ヲ以テ其ノ土地ノ使用ヲ目的トスル場合ニ於テ賃借セラレタル者ニ對シ其ノ賃借ニ因リテ生ズル利益ヲ以テ其ノ物件ノ使用ヲ目的トスル場合ニ於テ賃借セラレタル者ニ對シ其ノ賃借ニ因リテ生ズル利益ヲ以テ其ノ物件ノ使用ヲ目的トスル場合ニ於テ賃借セラレタル者ニ對シ其ノ賃借ニ因リテ生ズル利益ヲ以テ其ノ土地

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

ル譲渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ譲受人ノ權利ニ關スル登記ヲ登記ヲ
ルモノノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ
第六條ノ三　①地方長官市町村農地委員會ノ申請アリタル場合ニ於テ特
ニ必要ナリト認ムル特ニ指定シタル地域ニ於テ農地一項ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メ又ハ同項ニ規定ス
ル外ノ基準ニ依リ同項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルコトヲ得
②地方長官前項ノ規定ニ依リ率又ハ額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス
③前項ノ規定ニ依リ公示アリタル率ノ額又ハ率ノ額ヲ以テ前條ノ率
又ハ額ト看做ス
第六條ノ四　①賃借法ニ依ル賃貸價格ナキ農地ヲ譲渡ス場合ニハ其ノ價
格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡人又ハ譲受人ニ於テ其ノ旨ヲ公示ス
②前項ノ場合ニ於テ農地ノ價格ハ同項ノ認可アリタル額ヲ超ヘテ之ヲ
契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ
ヲ受ケシシ
第七條　①命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持
セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ヲ登記ヲ爲スコトヲ要ス
②前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事
業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地タルコトヲ以テ第三者ニ對抗
スルコトヲ得ズ
③第一項ノ規定ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第八條　①農地ノ賃貸借ハ其ノ登記ヲナキ農地ノ引渡ヲ以テ其ノ效力
ヲ第三者ニ對スルコトヲ得ズ
②賃借權ハ其ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第九條ノ二　①小作料ハ金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準ト
シテ之ヲ契約シ、支拂ニ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ小作料ハ務ヲ辯
濟期ニ在ルトキハ債務者ガ債權者ノ承諾ヲ以テ其ノ支拂ニ代ヘテ他ノ給

②民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ農地ガ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス
③民法第五百三十三條ノ規定ハ賃貸人ノ賃借人ガ有益ニ費ヤシタル事情ヲキニ拘ラズ小作料
第九條　①農地ノ賃貸借ニ關スル法令ノ規定ハ賃貸人ガ行ハズ賃借ノ解除ヲ爲ス
ヲ證約スルトキ賃貸人ノ賃借人ニ對シ其ノ額ヲ減ジタルトキ又ハ賃借人ノ
ベキ旨ヲ通知シタル日ヨリ一箇月ヲ經過シ尚其ノ賃借人ガ其ノ減額ニ應ジ
ザルトキ其ノ賃借人ニ對シ其ノ減額ヲ爲スベキ旨ヲ裁判ス
②前項ノ場合ニ於テ賃借人ガ其ノ減額ニ應ジタルトキハ其ノ減額ハ其ノ
通知ノ日ヨリ將來ニ向テ其ノ效ヲ有ス
③農地ノ賃貸借ノ當事者ガ賃貸借ノ解除ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ更新ヲ拒
ンダトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃貸人ガ其ノ更新ヲ承認シタルモノト
看做ス
④前項ノ承認ヲ受ケズシテ賃貸人ガ行ハシタル其ノ效力ヲ生ズ
⑤第二項乃至第四項ノ規定ハ賃貸人ガ其ノ十八條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件
ニシテ其ノ賃借人ニ不利ナルモノノミヲ定メタルトキハ之ヲ看做ス

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

付ラ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノヲ作料ノ額又ハ小作料ノ額又ハ三名ノ共ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ（金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不利ナル場合ニ於テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ）ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ（金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不利ナル場合ニ於テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ）ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

③第一項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

④前項ノ規定ニ依ル公示ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

⑤前四項ノ規定ハ公示ニ関シ必要ナル事項ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

第九條ノ四　①市町村農地委員会ハ農地ニ付テノ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ（以下賃料ト称ス）ノ額ガ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ農地ノ賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃貸人ニ対シ所有者ニ対スル一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スル旨ヲ通知スルコトヲ得

②地方長官前項ノ認可ヲ為サントスルトキハ農地委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

小作料ノ額及減免條件

第九條ノ五　①小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

②地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

③前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

④前項ノ規定ニ依ル公示ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

⑤前四項ノ規定ハ公示ニ関シ必要ナル事項ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ五　①行政官廳前二條ノ規定ニ依ル指定ニ掲ゲタル小作料ノ額又ハ減免條件書ヲ不當ナリト認ムルトキハ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル小作料ノ額又ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

②地方長官前項ノ規定ニ依リ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定メントスル場合ニ於テハ農地ノ所有者又ハ賃貸人ノ代理人ニ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ農地ノ所有者又ハ賃貸人ノ代理人ニ限リ之ヲ為サシムルコトヲ得

③前條第三項乃至第五項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

一　小作料統制令廃止ノ際小作料ノ定アル農地ニ付テハ其ノ作料ノ額及減免條件（金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ定メラレタル小作料ノ額及減免條件ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ）ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ適用セズ

二　前號ニ該當セザル農地ニ付テハ小作料統制令廃止後ニ於テ最初ノ小作料ノ額及減免條件

第九條ノ四　①市町村農地委員会ハ農地ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケ當該市町村ニ在ル農地ニ付前條各號ニ掲ゲタル作料ノ額又ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

②地方長官前項ノ認可ヲ為サントスルトキハ農地委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

準用ス

第九條ノ八　①小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

②第一項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

③第一項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ

第九條ノ二　①小作料ノ額ハ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

②地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

③地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ

冒ヲ公示ス

④前項ノ規定ニ依ル公示ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

⑤前四項ノ規定ハ公示ニ関シ必要ナル事項ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ三　①小作料ノ額ハ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

②地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

③地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ

第九條ノ六　①小作料ノ額ハ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

②地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

③地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ

第九條ノ七　①小作料ノ額ハ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

②地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三名号ニ掲ゲタル金額ニ比シ著シク不当ナルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

③地方長官前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ

第九條ノ八　①小作料ノ額ハ田ニ在リテハ通常収穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常収穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル部分ニ付テハ其ノ作料ノ額又ハ其ノ賃借人ノ負担ニ帰スベキ金額ニ換算セラレタルモノ

②第一項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ

③第一項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタルモノ

第八條　①農地ノ賃貸借ノ契約ニ在リテハ登記ニ關シ必要ナル事項ノ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

後其ノ農地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ効力生ズ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

族又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ戶主若ハ家族ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ノ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有スル農地ト看做ス

⑤第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ戶主又ハ家族ハ之ヲ當該各號ニ該當スル者ト看做ス

⑥第三項ノ規定ニ依リ選擧セラレタル委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル農地ノ所有者ニ在リテハ五人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ一人トス

⑦地方農業委員會ニ於テ互選シタル委員ハ市町村長ノ承認ヲ受ケテ之ヲ組織ス

第十五條ノ二 ①市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

二 其ノ他農地調整法ノ調停ノ條件ニ該當スル者ニ在リテハ調停ノ條件ニ依リ

一 本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬シタル事項

②市町村農地委員會ハ地方長官ノ監督ノ下ニ左ニ掲ゲル事項ヲ處理ス

第十五條 ①市町村ニ市町村農地委員會ヲ置ク

ノ意見ヲ聽クコトヲ得

主又ハ家族ハ之ヲ當該各號ニ該當スル者ト看做ス

⑤第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ戶

之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有スル農地ト看做ス

條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十五條 ①市町村農地委員會ハ會長ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

②市町村農地委員會ハ其ノ會長ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

③第一項ノ規定ニ依ル選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

④第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑤第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑥第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑦第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑧第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑨第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑩第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑪第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑫第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑬第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑭第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑮第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑯第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑰第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑱第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑲第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

⑳第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉑第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉒第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉓第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉔第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉕第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉖第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉗第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉘第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉙第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉚第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉛第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉜第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉝第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉞第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㉟第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊱第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊲第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊳第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊴第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊵第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊶第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊷第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊸第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊹第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊺第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊻第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊼第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊽第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊾第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

㊿第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(51)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(52)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(53)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(54)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(55)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(56)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(57)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(58)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(59)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(60)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(61)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(62)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(63)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(64)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(65)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(66)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(67)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(68)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(69)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(70)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(71)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(72)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(73)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(74)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(75)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(76)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(77)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(78)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(79)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(80)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(81)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(82)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(83)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(84)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(85)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(86)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(87)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(88)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(89)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(90)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(91)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(92)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(93)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(94)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(95)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(96)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(97)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(98)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(99)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(100)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(101)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(102)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(103)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(104)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(105)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(106)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(107)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(108)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(109)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(110)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(111)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(112)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(113)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(114)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(115)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(116)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(117)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(118)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(119)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(120)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(121)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(122)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(123)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(124)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(125)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(126)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(127)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(128)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(129)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(130)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(131)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(132)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(133)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(134)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(135)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(136)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(137)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(138)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(139)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(140)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(141)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(142)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(143)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(144)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(145)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(146)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(147)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(148)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(149)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(150)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(151)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(152)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(153)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(154)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(155)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(156)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(157)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(158)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(159)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(160)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(161)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(162)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(163)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(164)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(165)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(166)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(167)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(168)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(169)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(170)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(171)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(172)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(173)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(174)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(175)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(176)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(177)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(178)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(179)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(180)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(181)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(182)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(183)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(184)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(185)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(186)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(187)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(188)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(189)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(190)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(191)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(192)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(193)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(194)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(195)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(196)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(197)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(198)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(199)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(200)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(201)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(202)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(203)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(204)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(205)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(206)第一項ノ選擧ニ付テハ其ノ同居ノ戶主若ハ家族ニシテ農業ニ從事スル者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

(207)第一項ノ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

族又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ戶主若ハ家族ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザル者ニ至リタルモノノ所有ス農地ノ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有ス農地ト看做ス

⑤第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ戶主又ハ家族ノ之ヲ當該各號ニ該當スル者ト看做ス

⑥第三項ノ規定ニ依リ選擧セラレタル委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬ス者ノ定數ハ一人トス

⑦地方長官必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會ニ付第三項ノ規定ニ依リ選擧セラルベキ委員ノ定數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ定數ハ同項第二號及第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ且增加スベキ委員ノ定數ノ合計ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

⑧地方長官必要アリト認ムルトキハ第三項ノ規定ニ依リ選擧セラルベキ委員ノ外三人ヲ限リ委員ヲ選任スルコトヲ得

⑨前項ノ委員ヲ選任スルニハ第三項ノ規定ニ依リ選擧セラレタル者ノ總員ノ同意ヲ要スル但シ第二項但書ノ規定ニ依リ會長ニ充ツベキ委員ヲ選任セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

⑩委員ハ名譽職トス

第十五條ノ三　①市町村ノ區域內ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者ハ當該市町村ノ區域內ニ於テ命令ヲ以ロトヲ得

②前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル指定ニ之ヲ準用ス

③第一項ノ規定ニ依ル指定ハ對シテハ即チ其ノ者ト同居セザル戶主ノ所有ス農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

④前項ノ指定ニ依リ其ノ者ニ對シ其ノ所有ス農地ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ二倍ヲ超ユルモノ

第十六條　①小作ノ內容ヲ明カニシ公正ニ小作料ノ額、支拂條件及減免條件、賃貸借又ハ永小作ニ在リテハ其ノ期間、敷金、修繕費、用排水費及有益費ノ負擔ノ他ノ小作ニ關スル事項ニ付テハ書面ニ依リ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

告ヲ徴シ又ハ委員若シクハ委員會ノ事務ニ從事スル者ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ就キ所要ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條ノ十七　市町村農地委員會ニ關スル費用ハ市町村、都道府縣農地委員會ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十五條ノ十八　第十五條乃至前條ニ規定スルモノノ外市町村農地委員會及都道府縣農地委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　左ニ掲ゲル法律ノ規定ハ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得

第十六條ノ一　第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ還拂ヲクルベキ委員ニ於テ互選シタル者ニ當リ其ノ區分ニ屬スル者ノ數ニ應ジ其ノ數ニ相當スル數ノ委員ヲ選任スルコトヲ得

第十六條ノ二　第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ當リ其ノ數ニ相當スル數ノ委員ヲ選任スルコトヲ得

事項ヲ處理ス

一　本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメラルル事項

二　其ノ他農地調整ノ調査ニ關シ勅令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

②會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ當リ其ノ數ニ相當スル數ノ委員ヲ選任スルコトヲ得

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

②會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村農地委員會ノ會長

二　其ノ他農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ十五　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ十六　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ十七　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ十八　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ十九　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十一　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十二　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十三　①市町村農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ市町村長ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村農地委員會ノ會長

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十五　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十六　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十七　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ二十九　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十一　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十二　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十三　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十五　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十六　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十七　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ三十九　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十一　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十二　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十三　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十五　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十六　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十七　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ四十九　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十一　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十二　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十三　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十五　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十六　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十七　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ五十九　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十一　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十二　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十三　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十五　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十六　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十七　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ六十九　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十一　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十二　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十三　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十五　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十六　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十七　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ七十九　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十一　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十二　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十三　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十四　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十五　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十六　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十七　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十八　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ八十九　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ九十　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ九十一　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ九十二　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

③委員ハ左ニ掲ゲル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　市町村長ノ推薦ニ依リ市町村長ノ任命シタル者

二　其ノ他ノ農地ニ關シ學識經驗ヲ有スル者

第十五條ノ九十三　①都道府縣農地委員會ノ會議ニ關スル事項ハ地方長官ノ諮問ニ應ジテ之ヲ定ム

②會長ハ委員ノ互選ニ依リテ之ヲ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

事項ヲ處理ス

一 本然其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメラルル事項

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ勅令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ十六 市町村農地委員會及都道府縣農地委員會ハ第十五條又ハ第十五條ノ十三ニ規定スル事項ヲ處理スル爲必要アル時ハ農地ノ所有者又ハ耕作者其ノ他關係者ニ對シ其ノ出頭ヲ求メ若シ必要ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條ノ十七 市町村農地委員會及都道府縣農地委員會ハ第十五條ノ十四第三項第八號ノ二第三項第八號ノ二第三項第八號ノ二

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第九條第三項ノ規定ニ違反シタル者

三　第十七條ノ規定ニ依リ報告ヲ怠リ若シクハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第十七條ノ六　法人ノ代表者又ハ法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十七條ノ四又ハ前條第一項第二號若シクハ第三號前段ノ違反行爲ヲ爲シタル場合ニハ其ノ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人ニ對シテモ其ノ行爲者ニ對スル罰金ヲ科ス

附　則（昭和十三年法律第六十七號）

第十八條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年勅令第五百二十五號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行ス）

第十九條　①爲替管理ヲ以テ定ム人自作農創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ官ノ登記ヲ爲シタル者

得②第五條、第七條第二項第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ第二十條　第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス

本法施行後一年ノ期間滿了スルモノニ付テハ其ノ期間滿了ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニ付當事者ガ其ノ期間滿了前一年ノ日ニ於テ相手方ニ對シテ更新ヲ爲サザル旨ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ期間ノ滿了ノ際ニ於テ其ノ賃貸借ノ更新ガ行ハレタルモノト擬制スル旨ノ規定ハ之ヲ適用ス

第二項第一項若シクハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第九條ノ九ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條ノ五　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第六條ノ規定ニ違反シタル者

附　則（昭和二十年法律第六十四號）

第一條　本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（註）

（註）昭和二十一年勅令第三十七號ヲ以テ第九條ノ二乃至第九條ノ七、第九條ノ八（第九條ノ二第一項、第九條ノ三以下ノ規定ニ關スル部分ニ於テ準用スル第九條ノ二第一項及第九條ノ三ノ規定ニ關スル部分

停事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條　①登錄稅法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號ノ乃至第九號ノ四」ニ改ム

②同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、產業組合、產業組合聯合會」ヲ削リ同號ノ末ニ左ノ一號ヲ加フ

=於テ準用スル第九條ノ二第一項及第九條ノ三ノ規定ニ關スル部分

⑵特別ノ事情ヲ考慮シテ市町村ニ勅令ノ定ム所ニ依リ市町村農地委員會ヲ置カザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ニ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ノ當該市町村ノ隣接市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニ爲サシメタル指定ノ場合ニハ其ノ指定ニ係ル市町村ニ設置セラレタル農地委員會ノ管轄區域ニ關シテハ當該市町村ノ區域ニ關スル事項ニ限リ之ヲ適用ス

③地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ノ所ニ依リ市町村ノ區域ヲ二以上ノ地區ニ分チ市町村農地委員會ニ代ヘ各地區ニ地區農地委員會ヲ置クコトヲ得

④本法中市町村農地委員會ニ關スル規定ハ第二項ノ規定ヲ除ク外前項ノ地區農地委員會ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三　本法中町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノノ外其ノ地ニ在リテハ其ノ組合ノ管理者ノ町村組合又ハ組合管理者ニ、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ其ノ地ノ準ズルモノノ市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市及神戸市ニ在リテハ方長官ノ指定スル區又ハ區長ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ四　第四條、第六條ノ二第一項、第六條ノ四第二項、第九條ノ二第一項若シクハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第九條ノ九ノ規定ニ違反シタル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

附則（昭和二十年法律第六十四號）

停事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 ①登錄稅法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號乃至第九號」ノ四ニ改ム

②同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、產業組合、產業組合聯合會」ヲ削リ同號ノ末尾ニ「號ヲ加フ

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ改ム

③同法同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ交付シタル金錢ノ額ニ對スル租稅

第二條 第六條ノ四ノ改正規定ハ同條ノ規定ニ依リ施行ノ際現ニ農地ニ付存スル議渡契約ニシテ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ノ適用セズ

ノモノヲ又ハ當該農地ノ二ノ改正規定ハ昭和二十年以前ノ賣渡ニ係ル小作料ノ支拂及其ノ受領ニ付テハ之ノ適用セズ

第三條 第九條ノ二ノ改正規定ハ同條ノ規定ニ依リ施行ノ際現ニ農地ニ付存スル本法ニ依ル市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ成立ニ至ル迄存續スルモノトシテ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權利義務ハ之ヲ其ノ承繼者ニ關シ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權利義務ニ關シ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權利義務ニ關シ第三條 第九條ノ二ノ改正規定ハ昭和二十年以前ノ賣渡ニ係ル小作料ノ支拂及其ノ受領ニ付テハ之ノ適用セズ

第四條 ①從前ノ規定ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權利義務ハ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ成立ニ至ル迄存續スルモノトシテ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權利義務ハ之ヲ其ノ承繼者ニ關シ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權利義務ニ關シ

②前項ニ規定スルモノノ除クノ外第十五條乃至第十五條ノ十八ノ改正規定ハ農地行ノ際市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ關シ必要ナル調整ヲ爲シ得ル

第十九條 ①創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得②第五條、第七條第二項第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ之ヲ其ノ自作地ニ付テハ之ヲ準用ス

第二十條 ①創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得②第五條、第七條第二項第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ之ヲ其ノ自作地ニ付テハ之ヲ準用ス

第二十一條 第十條第二項、第十一條及第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ農地ニ付テハ之ヲ準用ス

第二十二條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法之ヲ適用スル但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ヲシテ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル通知ハ其ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十三條 第十條第二項、第十一條及第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ農地ニ付テハ之ヲ準用ス

第二十四條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法之ヲ適用スル但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ヲシテ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル通知ハ其ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十五條 第十條第二項、第十一條及第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ農地ニ付テハ之ヲ準用ス

第二十六條 ①農地ノ賃貸借ニシテ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法之ヲ適用スル但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ヲシテ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル通知ハ其ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十七條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法之ヲ適用スル但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ヲシテ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル通知ハ其ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十八條 第十條第二項、第十一條及第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ農地ニ付テハ之ヲ準用ス

第二十九條 ①創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得②第五條、第七條第二項第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ之ヲ其ノ自作地ニ付テハ之ヲ準用ス

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

八事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 ①小作料統制令、臨時農地價格統制令及臨時農地等管理令ハ之

7 廢止ス

②前項ノ規定施行前小作料統制令、臨時農地價格統制令又ハ臨時農地等管理令ニ基キ爲シタル許可若ハ認可又ハ許可若ハ認可ノ申請ハ之ヲ本法ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

③第一項ノ規定施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰金ノ適用ニ付テハ小作料統制令、臨時農地價格統制令及臨時農地等管理令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附 則 (昭和二十一年法律第四十二號)

①この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。(註)

(註) 昭和二十一年勅令第五百五十五號を以て昭和二十一年十一月二十二日からこれを施行する。

②第四條の改正規定は、この法律施行前從前の第六條第三號の規定により從前の第五條の規定による認可を受けないでしたる農地に關する契約で當該契約に係る權利の設定又は移轉に關する登記及び當該農地の引渡

第十九條第八號の二中「第四條、第六條」を「第七條」に改め、同條第九號中「第六條」を「第七條」に改め、同條第十號中「第六條」を「第七條」に改め、同條第十一號中「第四條第九號ノ二中「第四條ノ團體ヲ同法第三條又ハ第四條」を「第七條」に、同條第九號ノ二及び第十二號中「第四條、第六條」を「第七條」に改め、同條第十二號中「第四條」を「第七條」に改める。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第三條　農地調整法第五條第四號ノ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラルタル自作地ニ付其ノ創設又ハ維持ヲ目的トスル賃借權若ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ取得セシメントキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

一　國又ハ都道府縣ガ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルトキ

二　土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ收用シ又ハ使用スル農地ヲ當該

第三條第四號ノ場合ニ於テハ農地調整法第十六條ニ掲ゲタル事項ノ外其ノ目的ニ供セントスル農地ノ所在地ノ市町村長ノ意見ヲ聞クベシ

② 自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續期間ノ延長ノ請求ノ場合ニ於テハ其ノ賃貸人ニ對シ賃借權ノ取得又ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ

③ 前二項ニ掲ゲタル權利ノ取得又ハ設定ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ市町村農地委員會ノ承認ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

農地調整法第五條第四號ノ場合ニ於テハ其ノ市町村農地委員會ノ承認ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

長官ノ許可ヲ受クベシ

② 自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合ニ於テハ其ノ賃貸人ニ對シ賃借權ノ取得又ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ

③ 前二項ニ掲ゲタル權利ノ取得又ハ設定ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ市町村農地委員會ノ承認ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

二　土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ收用シ又ハ使用スル農地ヲ當

第三條　農地調整法第五條第四號ノ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラルタル自作地ニ付其ノ創設又ハ維持ヲ目的トスル賃借權若ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ取得セシメントキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

一　國ガ自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合

二　農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラルタル自作地ニ付其ノ創設又ハ維持ヲ目的トスル賃借權若ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ取得セシメントキハ

三　都道府縣ガ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルトキ

四　自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合

五　土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ賃貸權若ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ

六　其ノ他農林大臣ノ定ムル場合

第四條　前條各號ノ一ニ該當スル場合ノ登記ノ申請書ニハ權利ノ取得又ハ設定ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

書面ヲ添附スルコトヲ要ス

長官ノ許可ヲ受クベシ

② 自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合ニ於テハ其ノ賃貸人ニ對シ賃借權ノ取得又ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ

③ 前二項ニ掲ゲタル權利ノ取得又ハ設定ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ市町村農地委員會ノ承認ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

二　土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ收用シ又ハ使用スル農地ヲ當

第三條　農地調整法第五條第四號ノ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラルタル自作地ニ付其ノ創設又ハ維持ヲ目的トスル賃借權若ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ取得セシメントキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

一　國ガ自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合

二　農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラルタル自作地ニ付其ノ創設又ハ維持ヲ目的トスル賃借權若ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ取得セシメントキハ

三　都道府縣ガ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルトキ

四　自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合

五　土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ賃貸權若ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ

六　其ノ他農林大臣ノ定ムル場合

第四條　前條各號ノ一ニ該當スル場合ノ登記ノ申請書ニハ權利ノ取得又ハ設定ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

書面ヲ添附スルコトヲ要ス

長官ノ許可ヲ受クベシ

② 自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合ニ於テハ其ノ賃貸人ニ對シ賃借權ノ取得又ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ

③ 前二項ニ掲ゲタル權利ノ取得又ハ設定ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ市町村農地委員會ノ承認ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

二　土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ收用シ又ハ使用スル農地ヲ當

一一　農地調整法施行令

昭和二十一年一月二十五日勅令第三十八號

改正　昭和二十一年十一月二十一日勅令第五百五十六號

第一條　農地調整法第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ノ團體ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　產業組合

二　農事實行組合

三　產業實行組合

四　前各號ニ掲ゲタルモノノ外耕作者ノ組織スル團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノ

第二條　① 農地ノ所有權、地上權、永小作權、賃權、賃借權若ハ使用貸借ニ依ル權利（自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合ニ於テハ其ノ賃貸人ニ對シ賃借權ノ取得又ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ）ヲ取得セントスル者又ハ農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル權利ヲ除ク）ヲ取得セントスル者ハ其ノ目的ト

長官ノ許可ヲ受クベシ

② 自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規定ニ依ル賃貸借ノ存續ノ延長ノ請求ノ場合ニ於テハ其ノ賃貸人ニ對シ賃借權ノ取得又ハ賃借權ノ譲渡ノ承認ヲ請フベシ

③ 前二項ニ掲ゲタル權利ノ取得又ハ設定ノ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ市町村農地委員會ノ承認ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

二　土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ收用シ又ハ使用スル農地ヲ當

附則（昭和二十一年勅令第五百五十五號を以て昭和二十一年十一月二十二日より施行する。）

① この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。（註）

② 第四條の改正規定は、この法律施行前從前の第六條第三號の規定により從前の第五條の規定による認可を受けないでした農地に關する契約で當該契約に係る權利の設定又は移轉に關する登記及び當該農地の引渡よりも後に行はれたものについてこれを適用する。

③ この法律施行後勅令で定める時期までは、第九條第三項の規定中「市町村農地委員會の承認」とあるのは、「地方長官の許可」と、同條第四項の改正規定中「承認」とあるのは、「許可」と、讀み替へるものとする。

④ 登錄稅法の一部を次のやうに改正する。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第八條　地方長官農地調整委第六條ノ四ノ規定ニ依ル許可ニ當リテハ農地ヲ開墾シ又ハ
ルトキハ　都道府縣農地調整委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
第九條　農地調整委第六條ノ四第一項ノ認可ニ當リテハ農地ヲ開墾シ又ハ
ルトキハ　農地調整委第七條ノ自作農創設維持ノ事業ト小作料ノ減免ノ事業トノ
第十條　農地調整委第七條ノ自作農創設維持ノ事業ト小作料ノ減免ノ事業トノ
ル場合ニ於テハ　第十五條ノ受クベキ認可ヲ受ケザルトキ
第十一條　農地調整委第七條ノ自作農創設維持ノ事業ト小作料ノ減免ノ事業トノ
ニハ　農地調整委第七條ノ自作農創設維持ノ事業ト小作料ノ減免ノ事業トノ
ルトキ
三　第二條第一項ノ規定ニ依ル許可ニ當リテハ農地ヲ當該許可ニ係ル目的
ニ使ハルトキ
四　靜作以外ノ目的ニ使ヒ又ハ農地ヲ自作農創設特別措置法第
條第四號又ハ第五號ニ掲ゲタル目的ニ使ハルトキ
五　靜地整理其ノ他土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル爲農地ヲ靜作以外
ノ目的ニ使ハルトキ
六　其ノ他農林大臣ノ定ムル場合
第六條　地方長官農地調整委第六條ノ二第一項但書ノ規定ニ依ル許可ヲ
爲ス場　農地調整委第六條ノ二第一項一項ノ認可ニ當リテハ農地ヲ
第七條　農地調整委第六條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ同項但書ノ場合
ヲ定ムルコトヲ左ノ如シ
一　政府ガ自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ規
定ニ依リ農地ヲ賣渡ストキ
二　農地調整委員會ガ農地調整事業令第七條第一項若ハ第十三條第一項
（同令第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本條中以下同ジ）ノ規定
ニ依リ許可ヲ受ケタル賃借料以下ノ價格以下ノ同令第六條第一項若ハ
第十三條第三項（同令第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本條中以
下同ジ）ノ規定ニ依リ農地ヲ賣渡シ若ハ譲渡ストキ又ハ同令第十三
條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル賃借料以下ノ價格以下ニ同令第
十四條ノ規定ニ依リ農地ヲ譲渡ストキ
三　農地調整委第七條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ者ガ農地調整事
業令第十三條第三項ノ規定ニ依リ譲受ケタル農地ヲ同令第十三條第
一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル賃借料以下ノ價格ヲ以テ譲渡ストキ

第一號ノ規定ニ依ル小作料ノ額又ハ減免條件ノ換算ニ當事者ノ申出ニ
依リ市町村農地委員會ニ於テ當該農地ニ付然別存ジタル賃料小作料ニ
シテ別ニタルモノヲ又ハ近傍類地ノ小作料ヲ勘酌シテ之ヲ爲ス
第十三條　地方長官農地調整委第九條ノ三第一項但書ノ規定ニ依ル許可
ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
第十四條　農地調整委第十五條二項第二號ノ規定ニ依リ同號ノ事項ヲ
定ムルトキハ

五　前號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト
六　第四號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ對シ助成ヲ爲スコト
七　自作農ノ負擔スル賃料ノ借替ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト
八　第二號、第五號及前號ノ資金ノ斡旋ヲ爲スコト
九　個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ譲渡シ又ハ開墾シテ譲渡スコト
十　個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ取得シ、取得シテ開墾シ又ハ開墾
シテ取得シタル土地

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

一　疾病

ノトメ

第十六條　農地調整法第十五條ノ二第四項ノ特別ノ事由ハ左ニ掲ゲタル事項トス

① 農地ノ所有者ノ爲必要ナル場合ニ於テハ仙ノ市町村ノ區域內ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スル事項ヲ農地委員會ノ議ニ付シタル場合

② 市町村農地委員會諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ農地委員會ノ議ニ付シタル場合

第十五條　① 市町村農地委員會ハ當該市町村ノ區域內ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スル事項ヲ農地委員會ノ議ニ付シタル場合ニ於テハ仙ノ市町村ノ區域內ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スル事項ヲ農地委員會ノ諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ農地委員會ノ諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ市町村農地委員會ノ議ニ付シタル場合

② 市町村農地委員會諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ農地委員會ノ諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ市町村農地委員會ノ議ニ付シタル場合

第十四條　農地調整法第十五條第二項ノ規定ニ依ル作料ノ額又ハ減免條件ノ換算四　第十二條第三項ノ規定ニ依ル小作料ノ額又ハ減免條件ノ換算五　其ノ他農地關係ノ調整ノ調條ニ關シ農林大臣又ハ地方長官ノ命ズル事項

第十五條　① 市町村農地委員會ハ當該市町村ノ區域內ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スル事項ヲ農地委員會ノ諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ仙ノ市町村ノ區域內ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スル事項ヲ農地委員會ノ諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ仙ノ市町村ノ區域內ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スル事項ヲ農地委員會ノ諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ農地委員會ノ諮詢條件ニ掲ゲタル場合ニ於テハ市町村

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

自ラ選擧ヲシタル他ノ町若シ村ヲ廢シテ市ヲ置キ又ハ市ヲ廢シテ町若シ村ヲ置タル場合ニハ此ノ限ニアラズ

第十九條　市町村長必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會ノ選擧ニ付議ヲ定メタル日ノ二十日前ニ之ヲ公示シ之ヲ選擧區ヲ區劃シ當該者ト協議シタル者ニシテ其ノ選擧區ニ住ス農業ヲ營ム者ノ中ヨリ之ヲ推薦スベキ旨ヲ市町村農地委員會ノ選擧ニ付議ヲ定メタル日ノ二十日前ニ之ヲ公示シ之ヲ推薦スベキ者ノ數ヲ其ノ選擧區ニ住ス農業ヲ營ム者ノ中ヨリ推薦ヲ以テ之ヲ同ジクセル者ニシテ其ノ選擧區ニ住ス農業ヲ營ム者ノ中ヨリ推薦セラレタル者ノ數ヲ以テ之ヲ補充スベキ者ヲ定ムルトキハ市町村長ハ豫メ選擧區ノ區劃ヲ行ヒ日時ヲ公示スベシ

②委員ニ缺員ヲ生ジタル補充ヲ補充スベキ者ナキトキハ委員ノ補闕選擧ヲ行フ

第二十一條　①市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ選擧人ノ名簿ヲ申告ニ基キ毎年十月一日ノ現在ニ依リ農地調整法第十五條ノ二第三項ノ名簿ノ區分毎ニ選擧人名簿ヲ調製シ之ヲ縱覽ニ供スベシ

②前項ノ場合ニ於テ選擧人ノ申告ナキトキ又ハ申告ニ錯誤若シクハ遺漏アルトキハ市町村長ハ職權ヲ以テ選擧人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スル

③選擧人名簿ニハ選擧人ノ氏名及住所、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地（農地調整法第十五條ノ三第二項ノ農地ニ於テ準用スル同法第十五條ノ二第四項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム）ノ面積ヲ記載スベシ但シ農地調整法第十五條ノ三第一項ニ規定スル同居ノ戶主又ハ家族タル選擧人ニ付ハ戶主ニ代表スルモノト認メタル團體ノ意見ヲ聽ク□ヲ要ス

利益ヲ代表スルモノト認メタル場合ハ新ニ市町村農地委員會ノ委

第十八條　市町村ノ廢置分合ヲ行フタル場合ハ新ニ市町村農地委員會ノ委

二　削除
三　省略
四　第十七條　農地調整法第十五條ノ三ノ面積ハ北海道ニ在リテハ三段歩以上、都府縣ニ在リテハ一段歩以上トス
第十七條ノ二　①市町村ニ市町村農地委員會ノ議決ニ基キ第十五條ノ二ノ三ノ一段歩以上ノ農地ヲ有スル者ニシテ其ノ選擧區ニ住ス農業ヲ營ム者ノ中ヨリ推薦ヲ以テ之ヲ組織ス
②委員ハ市町村長ニ意見ヲ述ベ且其ノ諮問ニ應ズ
③選擧委員會ハ委員三人ヲ以テ之ヲ組織ス
④委員ハ市町村長ニ於テ各選擧人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ夫々一人ヲ選任ス
⑤委員ノ任期ハ二年トス但シ任期中ト雖モ特別ノ事由アルトキハ市町村長ハ之ヲ解任スルコトヲ得
⑥委員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任ノ委員就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ
⑦委員市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有セザル至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ當該市町村ノ區域ヲ地區トシテ耕作者ノ組織スル團體其ノ他市會又ハ當該市町村ノ區域ヲ地區トシテ耕作者ノ組織スル團體ノ一ニ該當スル者ノ中ヨリ推薦ヲ以テ之ヲ組織ス
⑧市町村長ハ前項ノ選任又ハ第五項但書ノ解任ヲ爲スニハ市町村農地委員會ノ議決ニ基キ之ヲ爲ス
第十六條　市町村ノ廢置分合ヲ行フタル場合ハ新ニ市町村農地委員會ノ委

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

②投票分會ヲ設ケル場合ニハ予メ併セテ其ノ區劃ヲ公示スベシ

③投票分會ノ投票ハ選擧會ト同日時ニ之ヲ行フ

④天災地變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フ必要アルトキハ市町村長ハ其ノ投票ヲ行フベキ選擧會又ハ投票分會ノミニ付期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ此ノ場合ニ於テ選擧會場及投票ノ日時ハ選擧ノ期日前五日目ノ日ニ之ヲ公示スベシ

第二十四條 ①天災事變等ノ爲必要アルトキハ更ニ名簿ヲ調製スベシ

②前項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縱覽、確定及異議ノ決定ニ關スル期日及期間等ハ選擧ノ期日前五日目ノ日ニ之ヲ公示スベシ

第二十五條 ①市町村長ハ選擧ノ期日前七日目ノ日ニ選擧會場（投票分會場ヲ含ム以下同ジ）投票ノ日時及選擧ニ關シ必要ナル事項ヲ公示スベシ

第二十六條 ①市町村長ハ選擧ノ期日前七日目ノ日ニ選擧會場ノ位置ヲ公示スベシ

②前項ノ規定ニ依リ期日及期間ヲ定メタルトキハ地方長官ニ直ニ之ヲ報告スベシ

第二十七條 ①第二十五條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル選擧人名簿ノ縱覽期間ハ市町村長ノ定ムル所ニ依リ期日及期間ヲ定メタル日ヨリ二十日間トス

②前項ノ場合ニ於テハ方長官ニ報告スベシ

第二十三條 ①選擧人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

②選擧人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ保管スベシ

③前條第三項ノ場合ニ於テ裁決ヲ受タル日ニ因リ選擧人名簿ノ修正ヲ要スル市町村長ハ直ニ之ヲ修正スベシ

④前項ノ規定ニ依リ修正ヲ爲シタルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ公示スベシ

⑤投票分會ヲ設ケタル市町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スベシ

第二十四條 ①天災事變等ノ爲必要アルトキハ更ニ名簿ヲ調製スベシ

②前項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縱覽、確定及異議ノ決定ニ關スル期日及期間ハ市町村長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

第二十五條 ①市町村長ハ選擧ノ期日前七日目ノ日ニ選擧會場（投票分會場ヲ含ム以下同ジ）投票ノ日時及選擧ニ關シ必要ナル事項ヲ公示スベシ

②投票分會ヲ設ケル場合ニハ予メ併セテ其ノ區劃ヲ公示スベシ

③投票分會ノ投票ハ選擧會ト同日時ニ之ヲ行フ

④天災地變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハザルトキ又ハ投票ヲ行フ必要アルトキハ市町村長ハ其ノ投票ヲ行フベキ選擧會又ハ投票分會ノミニ付期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムベシ此ノ場合ニ於テ選擧會場及投票ノ日時ハ選擧ノ期日前五日目ノ日ニ之ヲ公示スベシ

第二十六條 ①市町村長ハ選擧ノ期日前七日目ノ日ニ選擧會場ノ位置ヲ公示スベシ

②選擧人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ保管スベシ

③前條第三項ノ場合ニ於テ裁決ヲ受タル日ニ因リ選擧人名簿ノ修正ヲ要スル市町村長ハ直ニ之ヲ修正スベシ

④前項ノ規定ニ依リ修正ヲ爲シタルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ公示スベシ

第二十三條 ①選擧人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

②前項ノ規定ニ依リ期日及期間ヲ定メタルトキハ地方長官ニ直ニ之ヲ報告

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第二十五條ノ五　①委員候補者ノ選擧ノ期日ノ公示ヲ爲スベキトキハ其ノ日前二日目ニ選擧人名簿ニ登錄セラレタル者他人ヲ委員候補者トスル旨ノ推薦ノ屆出ヲ爲スコトヲ得

②選擧人名簿ニ登錄セラレタル者ハ其ノ期間內ニ其ノ市町村長ニ屆出ノ期間內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スコトヲ得

③委員候補者ハ市町村長ノ直ニ其ノ旨ヲ公示スベシ

④前項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ六　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

④選擧長ハ投票立會人ニ之ヲ準用ス但シ選擧人名簿ノ閱覽ヲ爲サシメ投票ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ氏名ヲ告ゲシメ其ノ者ヲ除ク外投票ヲ爲サシメザルコトヲ得ズ但シ選擧人名簿ノ閱覽ヲ爲サシメザル者ニ選擧會場ニ入ルコトヲ得ズ

⑤選擧會場ニ入ルコトヲ得ル者ハ選擧人名簿ノ抄本、選擧長ノ許ス者ニ限ル

⑥選擧會場ノ取締ニ關シテハ其ノ選擧ノ期日ノ前日ヨリ選擧ノ日ノ前日ニ至ル間ノ時間ニ選擧會場ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

⑦第四項ノ規定ニ依リ選擧長ノ選任シタル者ハ其ノ選擧ニ關シ協議ノ上其ノ氏名ヲ選擧長ニ通知シ選擧長ハ之ヲ公示ス

第二十五條ノ七　①委員候補者ハ其ノ選擧ノ期日ノ公示アリタル日ヨリ其ノ選擧ノ日ノ前二日目ニ至リ其ノ旨ヲ選擧長ニ屆出ヲ爲スベシ

②委員候補者ハ其ノ選擧ノ期間內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

③委員候補者ハ其ノ選擧ノ期間內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

④前項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ八　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ九　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十一　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十二　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十三　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十四　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十五　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十六　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十七　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十八　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十九　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十一　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十二　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十三　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十四　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十五　①委員候補者ノ選擧ノ期日ノ公示アリタル日ヨリ其ノ選擧ノ日ノ前二日目ニ至リ其ノ旨ヲ選擧長ニ屆出ヲ爲スベシ

②委員候補者ハ其ノ選擧ノ期間內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

③委員候補者ハ其ノ選擧ノ期間內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

④前項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

本人ニ通知シ選擧ノ選擧ニ立會ノ人ヲ置クベシ

⑧委員候補者死亡シ又ハ委員候補者ノ辭ス者ノ者ノ屆出ヲ選擧立會人ハ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

⑨農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區劃ノ規定ニ依ル選擧ハ其ノ選擧ノ日ノ前二日目ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

⑩選擧會場ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

⑪選擧會場ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

⑫投票分會ノ選擧長ノ指名ヲ爲シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

⑬第三項乃至第十一項ノ規定ハ投票立會人ニ之ヲ準用ス但シ選擧人名簿ノ閱覽ヲ爲サシメ投票ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ氏名ヲ告ゲシメ其ノ者ヲ除ク外投票ヲ爲サシメザルコトヲ得ズ

第二十五條ノ二十六　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十七　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十八　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ二十九　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十一　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十二　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十三　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十四　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十五　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十六　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十七　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十八　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ズ

②選擧長ハ選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシム

③選擧會ノ秩序ヲ保チ其ノ選擧ノ公正ヲ害スル行爲ヲ爲サントスル者ニ對シ其ノ行爲ヲ禁止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ選擧場ノ外ニ退出セシムル權限ヲ有スル者、選擧會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ選擧長ノ選任シタル者ニ限リ選擧會場ニ入ルコトヲ得

④第四項ノ屆出ヲ爲サントスル者ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ其ノ市町村長ニ屆出ヲ爲スベシ

第二十五條ノ三十九　①選擧長ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ選擧會ヲ開閉シ其ノ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

③前項ノ規定ニ依リ退出セシト
ヲ得但シ選挙長又ハ投票ヲ為サシム
場合ニ於テ投票ヲ為サントスル
第二十五條ノ八　①選挙人ハ選
②投票人名簿當日投票時間内ニ
ル者ヲ投票ニ来ラシメタルトキハ
③選挙長ハ選挙立會人立会ノ
ル投票ヲ為サシムル場ノ秩序ヲ紊
ル者ニ対シ投票ヲ為サシムル
ト
第二十五條ノ十　①投票ノ拒否
可ト同数ナルトキハ選挙長又
②投票分會ニ於テ投票拒否ノ
票分會長ハ假ニ投票ヲ為サシ
③前項ノ投票ニ選挙人ヲ為サシ
名又ハ名稱ヲ記載シ投函セシ
④投票分會長又ハ投票立會人
会員ハ投票分會長之ヲ決ス
第二十五條ノ十一　①市町村長
②問題ノ投票ノ日又ハ其ノ
票函ノ送致ヲ受ケタル日ニ
③選挙長ハ選挙立會人立会ノ
④選挙人ハ投票ノ受理如何ハ
ル投票ノ時間ヲ過ギタル者ハ
ヲ為サシム
②日ヲ委員候補者ノ氏名又ハ
ヲ為スコトヲ得
③日ヲ委員候補者ノ氏名ヲ於テ為シタル者ハ投票ヲ為
スコトヲ得ズ
④投票分會ニ於テ為シタル投票ノ
投票函ノ儘之ヲ選挙長ニ送致
第二十五條ノ九　①確定名簿ニ
ズ但シ選挙人名簿ニ登録セラ
會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラ
②確定名簿ニ登録セラレタル
ル者ナルトキハ投票ヲ為ス
ナルトキ亦同ジ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第六項ノ規定ニ依リ委員ノ職務ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ十四　投票ノ效力ハ選擧長之ヲ決スルニ可否同數ナルトキハ選擧長ノ決スル所ニ從フ

第二十五條ノ十五　①農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

第二十五條ノ十六　①農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキ

②前項ノ場合ニ於テハ當該選擧區ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ投票ヲ行フコトヲ要セサルトキ

④前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

第二十五條ノ十七　①市町村長必要ヅリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ十七　①市町村長ハ投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ十六　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スルモノトス

第二十五條ノ十八　①開票分會長ハ投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②開票分會ヲ設クルコトヲ得

③開票分會ヲ設ケタルトキハ市町村長ハ開票分會ノ數ヲ公示スル得

④開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ十九　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ十六　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ十七　①市町村長必要ヅリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ十八　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ十九　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ二十　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ二十一　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ二十二　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ二十三　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ二十四　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ二十五　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ二十六　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ二十七　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ二十八　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ二十九　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十一　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十二　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十三　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十四　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十五　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十六　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ三十七　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ三十八　①選擧長ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ該當スル者ハ其ノ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

②投票ノ管理ノ爲必要ナリト認ムルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

③開票分會長ハ開票ノ結果ヲ公示スル外東京都開票分會長ト稱シ之ヲ開閉ス其ノ指名ヲ以テスル

第二十五條ノ三十九　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ四十　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ四十一　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ四十二　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ四十三　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキ

③第一項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委員ノ定數ヲ超ヱサルトキハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

④前項ノ場合ニ於テハ當該選擧ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

⑤第三項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ豫メ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

第二十五條ノ四十四　①選擧長ハ選擧ノ當日ノ午前十時ヲ超ヱサルトキハ當該選擧區ノ有權者ノ數ヲ考慮シテ投票ヲ行フ者ヲ除ク）ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ

②前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フノ選擧ニ付テハ投票ニ關スル委

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第二十五條ノ十九　當選者ヲ定ムルタメ市町村長ハ直ニ當選者ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ公示シ且選擧錄ノ寫ノ寫（投票錄又ハ開票錄ノ寫）ヲ添ヘテ選擧又ハ當選ヲ證スベキ書類ヲ併セテ其ノ管轄ス行ヲ行フ

② 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ旨ヲ公示シ且選擧錄ノ寫ノ寫ヲ添ヘテ選擧又ハ當選ヲ證スベキ書類ヲ併セテ其ノ管轄ス行ヲ行フ

③ 第一項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ旨ヲ公示シ且選擧錄ノ寫ノ寫ヲ添ヘテ選擧又ハ當選ヲ證スベキ書類ヲ併セテ其ノ管轄ス行ヲ行フ

④ 第二項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ旨ヲ公示シ且選擧錄ノ寫ノ寫ヲ添ヘテ選擧又ハ當選ヲ證スベキ書類ヲ併セテ其ノ管轄ス行ヲ行フ

第二十七條　選擧ノ效力ニ關シ選擧ノ日ヨリ二週間以內ニ訴願ヲ爲シ又ハ地方長官ニ訴願スルコトヲ得

訴願ヲ爲シタル者ハ訴願ノ決定ニ不服ヲ有スル者ハ地方長官ニ訴願スルコトヲ得

訴願ノ決定ニ不服ヲ有スル者ハ訴願ノ決定ヲ爲シタル

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第二十九條　町村制第二十二條第六項及市制町村制第二十一條ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧ニ之ヲ準用ス但シ市制第二十二條ノ二ノ市町村制第二十二條ノ三ノ規定ニ依リ市町村農地委員會又ハ其ノ委員ノ選擧ニ關スル訴ヲ出頭セシメ又ハ證人ヲ呼出シ又ハ利害關係人ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條　市町村農地委員會ニ於テ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカノ一ニ付委員ナキトキハ會議ヲ開ク能ハズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條　市町村農地委員會必要ナリト認ムルトキハ專門ノ事項ヲ除ク外委員ヲシテ其ノ事務ノ處理ヲ擔任セシムルコトヲ得

第三十三條　①市町村農地委員會必要ナリト認ムル事項ヲ擔任セシムル爲委員ヲ指揮ス

②書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十四條　市町村農地委員會又ハ第三十二條第三十三條ノ事務ノ處理ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ諮詢シ其ノ意見ヲ聞クコトヲ得

第三十五條　市町村農地委員會ハ其ノ事務ノ處理ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村長ニ報告スルコトヲ得

第三十六條　①市町村農地委員會ノ會議ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得

②市町村農地委員會ノ會議ニ出席シ其ノ事務ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村長ニ報告スルコトヲ得

第三十七條　前條第一項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ會議ヲ開ク日ヲ農地委員ニ通知スベシ

第三十八條　小作官又ハ自作農創設維持其ノ他農地ニ關スル事務ニ從事スル官吏ノ何レカノ一ニ付委員ナキトキハ會議ヲ開ク能ハズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條　①市町村農地委員會ノ會議ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村長ニ報告スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テハ其ノ事項ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村ノ收入ト

第三十七條　前條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル事項ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村長ニ報告スルコトヲ得

第三十二條ノ二　①農地ノ交換分合其ノ他農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカノ一ニ付委員ナキトキハ會議ヲ開ク能ハズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十四條　市町村農地委員會又ハ第三十二條第三十三條ノ事務ノ處理ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ諮詢シ其ノ意見ヲ聞クコトヲ得

第三十五條　①市町村農地委員會ノ會議ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得

②市町村農地委員會ノ會議ニ出席シ其ノ事務ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村長ニ報告スルコトヲ得

第三十六條　前條第一項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ會議ヲ開ク日ヲ農地委員ニ通知スベシ

第三十七條　前條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル事項ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村ノ收入ト

第三十八條　小作官又ハ自作農創設維持其ノ他農地ニ關スル事務ニ從事スル官吏ノ何レカノ一ニ付委員ナキトキハ會議ヲ開ク能ハズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條　①市町村農地委員會ノ會議ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村長ニ報告スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テハ其ノ事項ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村ノ收入ト

第三十七條　前條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル事項ニ關シ必要ナリト認ムル事項ヲ市町村長ニ報告スルコトヲ得

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

②選擧委員會ハ郡道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ニ關シ地方長官ニ農地調整法第四十二條ノ十四第三項ノ議ノ一號乃至第三號ニ掲ゲタル者ニ付テハ其ノ推薦ニ基キ其ノ任ニ當ルベキ者ヲ指定スル官吏ヲ以テ之ニ充ツ

第四十一條　①選擧長ハ選擧會ニ關スル事務ヲ總理シ選擧ノ結果ヲ公示シ選擧ノ效力ニ關シ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ理由ヲ調査シ其ノ異議ノ申立ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定シ其ノ決定ヲ異議ノ申立人ニ通知スベシ

②選擧長ハ選擧會ニ關スル事務ニ付テハ方長官ニ同條第六項ニ規定スル委員會ノ委員ヲ使用スベシ

③選擧長ハ選擧ノ結果ヲ公示スベシ

第四十二條　①選擧長ハ選擧會ノ議ノ經過ヲ記載シタル調書ヲ作成シ之ニ選擧ノ日ヨリ十日以内ニ選擧人名簿ヲ調製シ之ニ署名シ選擧ノ日ヨリ十日以内ニ郡道府縣農地委員會ニ之ヲ送付スベシ

②選擧長ハ前項ノ調書ニ選擧ノ結果ヲ記載シタル書面ヲ添ヘテ之ヲ郡道府縣農地委員會ニ送付スベシ

第四十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ理由ヲ調査シ其ノ異議ノ申立ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定シ其ノ決定ヲ異議ノ申立人ニ通知スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ理由ヲ調査シ其ノ異議ノ申立ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定シ其ノ決定ヲ異議ノ申立人ニ通知スベシ

第四十四條　農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ付其ノ選擧權ヲ有スル者ノ數ニ關スル事項ハ郡道府縣農地委員會ノ議ニ基キ其ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四十五條　①郡道府縣農地委員會ハ其ノ委員ノ選擧ニ關シ地方長官ニ左ノ事項ヲ報告スベシ

一　選擧ノ期日

二　選擧ノ場合ニハ各選擧區ニ於テ選擧ヲ行フベキ議員ノ數

三　選擧ノ場所

四　選擧ノ方法

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ公示スベシ

第四十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ調査シ其ノ結果ヲ地方長官ニ報告スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ公示スベシ

第四十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第四十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第四十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第五十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第五十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第五十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第五十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第五十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第六十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第六十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第六十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第六十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第六十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第六十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第六十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第六十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第六十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第六十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第七十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第七十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第七十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第七十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第七十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第七十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第七十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第七十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第七十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第七十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第八十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第八十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第八十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第八十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第八十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第八十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第八十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第八十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第八十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第八十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第九十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第九十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第九十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第九十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第九十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第九十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第九十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第九十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第九十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第九十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百二十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百二十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百二十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百二十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百二十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百二十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百二十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百二十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百二十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百二十九條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百三十條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百三十一條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百三十二條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百三十三條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百三十四條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百三十五條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百三十六條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第百三十七條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ郡道府縣ノ公報ニ掲載シ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

②郡道府縣農地委員會ハ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スベシ

第百三十八條　①郡道府縣農地委員會ハ選擧ノ結果ニ關シ地方長官ニ報告スベキ事項ヲ市町村農地委員會ノ委員ノ過半數ノ議決

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第四十五條　①農地面積著シク少キ市町村ニシテ地方長官ガ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル指定スルモノニハ市町村農地委員會ヲ置カザル市町村ノ地區委員ニ關スル事務ヲ行フ農地委員會ヲ置クコトヲ得

②地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ地區委員會ヲ置クコトヲ得

第四十六條　①市町村ノ區域又ハ當該區域内ノ農地面積ガ著シク大キナル市町村其ノ他特別ノ事情ヲ有スル市町村ニ付テハ地方長官ハ當該區域ヲ二以上ノ地區ニ分チ各地區ニ地區農地委員會ヲ置クコトヲ得

②地方長官前項ノ規定ニ依リ地區農地委員會ヲ設ケタルトキハ其ノ地區ノ名稱ヲ公示スベシ

③本令中市町村農地委員會ニ關スル規定ハ地區農地委員會ニモ之ヲ適用ス

第四十七條　農林大臣又ハ地方長官ハ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四十八條　農地調整法及同法ニ基ク命令ノ公布其ノ他法令ニ依リタル爲スベキ事項ハ都道府縣知事ノ管轄ニ屬ス

第四十九條　本令中町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ同處理

三　農地調整法施行規則

改正　昭和二十一年一月二十八日農林省令第四號
昭和二十一年十一月二十二日農林省令第六十八號

第一條　市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ農地調整法第三條第一項ノ團體中同條第一項ノ規定ニ依ル農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スベキ團體ヲ指定スルコトヲ得

第二條　農地調整法第三條第一項ノ規定ニ依リ農地ノ所有者又ハ耕作者ガ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得ルハ疾病ノ外家族ノ死亡又ハ自己若ハ家族ノ就學其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザル場合トス

第三條　農地調整法第三條第一項ノ團體同項ノ事業ヲ爲サントスルトキハ市町村農地委員會ノ審議ヲ經テ規程ヲ定メ之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第四條　①農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一　創設又ハ維持セラルル者ハ農業ニ精進シ得ル見込アル者ナルコト

二　創設又ハ維持セラルル者ノ農地ノ面積ハ自作農創設特別措置法第三條第一項第三號、第二項及第三項ノ面積ヲ超エザルモノナルコト

但シ市町村農地委員會ガ相當ト認メタルモノ及自作農創設特別措置法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ賣渡スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

三　維持セラルル者ガ借替ヲ爲サントスル債務額ハ其ノ者ノ所有スル農地ノ農地調整法第六條ノ二乃至第六條ノ四ノ規定ニ依ル價格ヲ超エザルモノナルコト

四　資金ノ貸付ニ依ル場合ニ於テハ貸付利率ハ年三分二厘以下ニシテ償還期間ハ据置期間ヲ除キ原則トシテ二十四年ナルモノナルコト

五　代金割賦支拂ノ方法ニ依ル場合ニ於テハ前號ノ例ニ依ルコト

②農地調整法施行令第十條ノ事業ヲ行フ團體同條第九號乃至第十一號ノ事業ヲ行ハントスル場合ニ於テハ前項各號ニ依ルノ外左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一　取得シテ讓渡スベキ土地ニ在リテハ取得後五年內ニ、開發シテ讓渡スベキ土地ニ在リテハ開發完了後遲滯ナク自作農創設ノ爲ニ之ヲ讓渡スコト但シ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二　取得シテ讓渡スベキ土地又ハ開發シテ讓渡スベキ土地ハ前號ニ依ル讓渡ニ依リ自作農創設ヲ爲ス迄ノ期間其ノ土地ノ管理ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之ニ付物權ヲ設定シ其ノ他自作農ノ創設ノ障碍ト爲ルベキ行爲ヲ爲スコトヲ得ザルコト但シ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三　建設シ又ハ取得シテ讓渡スベキ自作地ノ利用ニ必要ナル施設ニ付テハ前二號ノ例ニ、其ノ他ノ自作地ノ利用ニ必要ナル施設ニ付テハ前號ノ例ニ依ルコト

第五條　農地調整法施行令第十條ノ事業ヲ行フ團體又ハ市町村農地委員會農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行ハントスルトキハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クベシ承認ヲ受ケタル事業ニ付重大ナル變更ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第六條　①農地ノ所有權、地上權、永小作權、質權、賃借權及使用貸借ニ依ル權利（自作農創設特別措置法第十六條又ハ第四十一條第一項ノ

DECLASSIFIED　E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E)　NND# 760050

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

規定ニ依ル賃貸又ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ除ク）ヲ取得シ農地ヲ目的トスル賃借權又ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ除ク）ヲ許可ヲ受ケシトスル者ガ農地調整法施行令第二條第一項ヲ記載シタル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ所在スル市町村ニ設置セラレタル農地委員會ニ提出スベシ

第八條　自作農創設特別措置法第十六條ノ農地ニ付テハ其ノ所有者ノ賃貸又ハ使用貸借ニ依ル權利ノ目的ニ供スル者ガ農地調整法第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケシトスル場合ニ於テハ其ノ賃貸人ノ賃借人ニ對シ賃借權ノ存續ヲ請求シ賃借人ニ對シ賃借權ノ消滅ヲ請求スル場合ニ於テハ其ノ賃貸人ノ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

議場委員會ノ議事ニ用フル選擧人名簿及其ノ抄本ノ
外之ヲ調製スベシ

第三十七條　市町村長ハ選擧人名簿ニ登錄シタル者ニ
別記樣式ノ一投票ヲ交付スベシ

第三十六條　點字投票ヲ交付スベキ者ハ其ノ旨ヲ市町村長ニ
申出ベシ

第三十五條　投票用紙ハ無記名投票ニ適スル白色ノ
用紙ニシテ其ノ一定ノ大サ及ビ形狀ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第三十四條　委員候補者ハ選擧人名簿ニ登錄シタル者
ニシテ其ノ住所ノ所在スル市町村ノ區域ニ住所ヲ有
スル者ニシテ其ノ者ノ住所ノ所在スル市町村ノ區域
ニ住所ヲ有スル者ニシテ其ノ者ノ住所ノ所在スル市
町村ノ區域ニ住所ヲ有スル者ニシテ其ノ者ノ住所ノ
所在スル市町村ノ區域ニ住所ヲ有スル者ニシテ其ノ
者ノ住所ノ所在スル市町村ノ區域ニ住所ヲ有スル者
ニシテ其ノ者ノ住所ノ所在スル市町村ノ區域ニ住所
ヲ有スル者ニシテ其ノ者ノ住所ノ所在スル市町村ノ
區域ニ住所ヲ有スル者ニシテ其ノ者ノ住所ノ所在
スル市町村ノ區域ニ住所ヲ有スル者ニシテ其ノ者
ノ住所ノ所在スル市町村ノ區域ニ住所ヲ有スル者
ニシテ其ノ者ノ住所ノ所在スル市町村ノ區域ニ
住所ヲ有スル者ニシテ其ノ者ノ住所ノ所在
スル市町村ノ區域ニ住所ヲ有スル者ニシテ
其ノ者ノ住所ノ所在スル市町村ノ區域
ニ住所ヲ有スル者ニシテ其ノ者ノ
住所ノ所在スル市町村ノ區域
ニ住所ヲ有スル者ニシテ
其ノ者ノ住所ノ所在
スル市町村ノ區域
ニ住所ヲ有スル
者ニシテ其ノ
者ノ住所ノ
所在スル
市町村
ノ區
域ニ
住所
ヲ有
スル
者ニ
シテ
其ノ
者ノ
住所
ノ所
在ス
ル市

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第三十八條　市町村農地委員會ノ選擧ニ關スル選擧錄、投票錄及開票錄ハ別記樣式ノ三乃至五ニ依リ之ヲ調製スベシ

第三十九條　委員候補者ノ屆出書及選擧ノ屆出書若シ推薦屆出書又ハ委員候補者タルコトヲ辭スル旨ノ申出書ハ別記樣式ノ六ニ依リ之ヲ調製スベシ

第四十條　第三十六條及前二條ノ規定ハ都道府縣農地委員會ノ選擧ニ之ヲ準用ス但シ第十九條乃至第三十五條中市町村長ヲ市町村長ト讀ムモノトス

第四十一條　①市町村農地委員會ヲ設置シタル市町村ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ市町村ノ農地ノ一ニ付テノミ農地委員會ノ委員ノ選任ニ付テノ農林大臣ノ承認ヲ受ケ當該市町村農地委員會ヲ廢止スルコトヲ得

一　農地面積著シク少キニ至リタルトキ

二　其ノ他特別ノ事情アルニ至リタルトキ

②前項ノ場合ニ於テハ市町村農地委員會ノ委員ノ選任ニ付テノ農林大臣ノ承認ニ關シテハ、都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス

第四十二條　長官ノ意見ヲ徵スルモノトス

第四十三條　①農地調整法第十七條ノ規定ニ依リ地方長官ガ東京都ノ區ノ區長ニ關スル規定ノ市町村組合ニシテ町村ノ區域ヲ管轄スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシメ

ヘシ

②前項ノ證票ハ別記樣式ノ七ニ依ル

第四十四條　本則中町村又ハ町村組合ニシテ農地ノ一ニ在リテハ農地委員會ノ事務ノ全部又ハ從場事務ヲ、町村組合又ハ組合管理者ニ、町村組合又ハ市長ニ準用スルモノトス

第三十八條　市町村農地委員會ノ選擧、投票錄及開票錄ハ別記樣式ノ三乃至五ニ依リ之ヲ調製スベシ

第三十九條　委員候補者ノ屆出書及推薦屆出書又ハ委員候補者タルコトヲ辭スル旨ノ申出書ハ別記樣式ノ六ニ依リ之ヲ調製スベシ

第四十條　第三十六條及前二條ノ規定ハ都道府縣農地委員會ノ選擧ニ之ヲ準用ス但シ第十九條乃至第三十五條中市町村長ヲ市町村長ト讀ムモノトス

第四十一條　①市町村農地委員會ヲ設置シタル市町村ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ市町村ノ農地ノ一ニ付テノミ農地委員會ノ委員ノ選任ニ付テノ農林大臣ノ承認ヲ受ケ當該市町村農地委員會ヲ廢止スルコトヲ得

一　農地面積著シク少キニ至リタルトキ

二　其ノ他特別ノ事情アルニ至リタルトキ

②前項ノ場合ニ於テハ市町村農地委員會ノ委員ノ選任ニ付テノ農林大臣ノ承認ニ關シテハ、都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス

第四十二條　長官ノ意見ヲ徵スルモノトス

第四十三條　①農地調整法第十七條ノ規定ニ依リ地方長官ガ東京都ノ區ノ區長ニ關スル規定ノ市町村組合ニシテ町村ノ區域ヲ管轄スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシメ

ヘシ

②前項ノ證票ハ別記樣式ノ七ニ依ル

第四十四條　本則中町村又ハ町村組合ニシテ農地ノ一ニ在リテハ農地委員會ノ事務ノ全部又ハ從場事務ヲ、町村組合又ハ組合管理者ニ、町村組合又ハ市長ニ準用スルモノトス

都市、大阪市、横濱市ノ區又ハ區長ニ之ヲ準用ス

附　則

第一條　この規則は、昭和二十一年勅令第五五六號附則第二項の市町村農地委員會の設置に關して、市町村長は昭和二十一年農林省令第五八號による報告に基いて選擧人名簿を調製することができる。この場合においては町村長は同令に基く農地委員の選擧に關して、昭和二十一年勅令第三一號附則第三項の規定による報告をなすべき者の報告を修正し又は職權で修正すること

ができる。

②前項の申請は、農地調整法第十七條ノ二第一項の規定による地方長官の許可を受けようとする者は第十四條各號に掲げる事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

③前項の場合において、市町村農地委員會は遅滯なく意見を附して

れを地方長官に進達することを要する。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

別記様式ノ二

市町村（地區）農地委員會證書ニ用フル證書人名簿抄本

番號	住所	生年月日	當該市町村（地區）內	當該市町村（地區）外	所有スル面積	耕作ノ務ニ供スル面積	氏名又ハ稱名

備考

一 決定裁決等ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ其ノ旨及修正ノ年月日ヲ欄外ニ記載シ職印ヲ捺印スベシ

二 番號欄ハ農地ヲ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者トソノ者ノ同居ノ戸主又ハ家族トヲ連續番號トスベシ

三 前號ニ依リ連續記載シタル場合ニ於テハ農地ノ面積ハ連續記載セルトヲリタルル者全員ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ニ供スル農地ノ合計面積ヲ其ノ最初ノ者ノ欄ノミニ記載シ他ノ者ノ欄ハ空欄トスベシ農地調整法第十五條ノ二第四項ノ特別ノ事由ニ因リ同居セザル者ニ至リタルル者アルトキハ其ノ所有スル農地ノ面積ハ前項ノ合計面積ニ加算スベシ

四 所有シ又ハ耕作ノ業務ニ供スル農地ノ面積ハ町，段，畝ヲ以テ示シ畝以下ハ切捨ツベシ

五 法人ニ在リテハ生年月日ノ欄ハ設立年月日ヲ記載スベシ

六 名簿ノ表紙及卷末ニハ左ノ通記載スベシ

別記様式ノ一

市町村（地區）農地委員會證書人名簿

番號	住所	生年月日	當該市町村（地區）內	當該市町村（地區）外	所有スル面積	耕作ノ務ニ供スル面積	氏名又ハ稱名

七 證書人名簿ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ從ヒ各別冊ヲ以テ調製スベシ

（表紙）

昭和何年何月何日現在調

農地調整法第十五條ノ二第三項第一號（第二號）（第三號）ニ依ル市町村（地區）（北海道）市（區）（地區）（郡）何町何村（何地區）

（総末）

此ノ證書人名簿ハ昭和何年何月何日ヨリ何日間何市役所（何町（村）役場）（何ノ場所）ニ於テ縱覧セシメタル昭和何年何月何日ヲ以テ確定（昭和何年何月何日作製）セリ

職　氏　名　印

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

備考

一 選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ本ヲ修正シタル旨及修正ノ年月日ヲ欄外ニ記載シ職印ヲ押捺スベシ

二 抄本ノ表紙及巻末ニハ左ノ通記載スベシ

（表紙）

昭和何年何月何日現在調

農地調整法第十五條ノ三第三項第一號（第二號）（第三號）＝依ル市町村（地區）農地委員會選挙人名簿抄本

何府（縣）（東京都）（北海道）何市（何區）（何地區）｝何郡

何町（何村）（何地區）｝

（巻末）

此ノ選挙人名簿抄本ハ昭和何年何月何日確定ノ選挙人名簿ニ依リ調製セリ

之ヲ調製セリ

職　氏　名　印

（縦府道都

郡市

村町

農地委員會（何地區農地委員會）

一 選挙會場ハ何市役所（何ノ場所）ニ之ヲ設ケタリ

二 左ノ選挙立會人ハ何ノ選挙人ニ之ニ投票ヲ勧ヤシタリ

住所　氏名

住所　氏名

三 選挙會ハ昭和何年何月何日午前（午後）何時ニ之ヲ開キタリ

四 選挙立會人中氏名ハ一旦參會シタルモ午前（午後）何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辞シタルトキハ選挙長ニ於テ臨時ニ當該區分ニ屬スル選挙人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ臨時ニ午前（午後）何時左ノ者ヲ選挙立會人ニ選任シタリ

住所　氏名

五 選挙長ハ選挙立會人ト共ニ投票ニ先チ選挙會ニ參會シタル選挙人名簿ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虚ナルコトヲ示シタルノ後内蓋ヲ鎖シ選挙立會人ノ列席ハ之ヲ置キタリ

六 選挙長ハ選挙立會人ノ面前ニ於テ選挙人ヲ選挙人名簿ニ對照シタル後用紙ヲ交付シタリ

七 選挙人ハ自ラ投票ヲ認メ選挙長及選挙立會人ノ面前ニ於テ之ヲ投函シタリ

八 左ノ選挙人ハ選挙人名簿ニ登錄セラレタルコトヲ確定裁決書ヲ所持シ選挙會場ニ到リタルニ依リ選挙長ハ之ニ投票ヲ勧ヤシタリ

住所　氏名

九 左ノ選挙人ハ點字ニ依リ投票ヲ勧ヤシトスル旨ヲ申シ立テタルヲ以

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

別紙様式ノ三選挙録

昭和何年何月何日執行

選挙会場ヘ何市区町村投票所

一 選挙長ハ選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ住所氏名ヲ朗読シ選挙人ハ自ラ投票ヲ記入シ何レモ選挙人ハ何レノ者ニ投票シタルカヲ問フベキ時刻迄ニ選挙場ニ到着シ選挙人名簿ニ登録セラレタル者ニ投票用紙ヲ交付シタリ

二 左ノ選挙立会人ハ何レモ選挙人ノ中ヨリ選挙長之ヲ選任シタリ

選挙会場ニ於テ選挙人ノ面前ニ於テ開キタル投票箱ニ投票ヲ投函シタル者ハ左ノ選挙人ノ立会ノ上投票用紙ニ氏名ヲ記入シ之ヲ折畳ミ投票箱ニ投入シタリ

選挙長ハ投票ノ終了ヲ宣シ投票用紙ヲ投票箱ニ投入シタル者ノ数ヲ調査シ投票ノ総数ヲ認メタリ

選挙長ハ投票ノ終了ヲ宣シ投票用紙ヲ開キ投票ノ総数ヲ調査シ左ノ事項ヲ記載シタリ

一 選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ数 何人

二 投票ヲ為サザリシ者ノ数 何人

三 投票ヲ為シタル者ノ数 何人

投票拒否ノ決定ヲ受ケタル者ノ数 何人

(イ)(ロ)(イ)

確定投票ニ依リ投票ヲ為シタル者 何人

(イ)(ロ)(イ)

何人

何人

何人

何人

何人

選挙人名簿ニ登録セラレタル者ニ於テ投票ヲ為サザリシ者

(イ)(ロ)(イ)

何人

何人

何人

丙

選挙長ハ投票ノ開始ニ当リ投票箱ニ何ラ入レザルコトヲ示シタル後之ヲ閉ジ鍵ヲ掛ケタリ

選挙長ハ投票ノ終了ニ当リ投票箱ニ投票ヲ投函シタル者ノ数ヲ調査シ投票ノ総数ヲ認メタリ

選挙長ハ投票ノ終了

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

十九 各投票分會長ヨリ投票函等左ノ如ク到著セリ （ハ）

第一（何々）投票分會ノ投票函ハ投票分會長職氏名及投票立會人氏名
携帯シ何月何日午前（午後）何時著之ヲ檢スル＝異狀ナシ

第二（何々）投票分會ノ投票函
二十一 昭和何年何月何日選擧長ハ」（總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタルヲ以テ當日（翌日）午前（午後）何時ヨリ開票ヲ開始シタリ

二十二 選擧長ハ選擧立會人立會ノ上送來投票函ヲ開キタリ

二十三 投票分會ニ於テ拒否ノ決定ヲ受ケタル者ニシテ投票ヲ爲サザル者左ノ如シ

住所 氏名
住所 氏名
住所 氏名
住所 氏名
受理セザリシモノ
一 事由何々
受理セシモノ
一 事由何々
擧長ハ左ノ通決定シタリ）

選擧長ハ右ノ投票ヲ調査シ選擧立會人左ノ通決定シタリ（選擧長ハ右ノ投票ヲ調査シ選擧立會人ノ決定ニ付シタル＝可否同數ナル＝依リ選

二十三 選擧長ハ（假ニ當シタル投票ニシテ受理スベキモノト決定シタル

住所 氏名

一 事由何々

住所 氏名

一 事由何々

住所 氏名

一 事由何々

住所 氏名

（ハ）（ロ）（イ）

二 委員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

何票
何票
何票

三 、、、、、、

何票

二 選擧立會人ノ決定ニ付シタル＝可否同數ナル＝依リ選擧長ニ於テ決定シタル投票數

一 有效ト決定シタルモノ

投票ノ封筒ヲ開披シタル上）總テノ投票ヲ混同シ選擧立會人ト共ニ之ヲ點檢シタリ

二十四 選擧事務ニ從事スル職氏名及職氏名ノ二人ノ各別ニ同一委員候補者ノ投票數ヲ計算シタリ

二十五 有效又ハ無效ト決定シタル投票ハ左ノ如シ

一 選擧立會人ニ於テ決定シタル投票數

一 有效ト決定シタルモノ

農地調整法第十五條ノ二第三項第一號ニ屬スル者 何票
同項第二號ニ屬スル者 何票
同項第三號ニ屬スル者 何票
一 無效ト決定シタルモノ

（ハ）（ロ）（イ）

何票
何票
何票

丙

一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

選擧長ハ此ノ選擧錄ヲ作リ選擧立會人ト共ニ玆ニ署名ス

昭和何年何月何日

選擧長　氏　　職

氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名
氏　　名

三十一　午前（午後）何時選擧會ノ事務ヲ終ラシタリ
三十二　左ノ者ハ選擧會事務ニ從事シタリ

何　　氏
何　　氏
何　　氏

（ハ）同項第三號ニ屬スル者

何　　氏
何　　氏

（ロ）同項第二號ニ屬スル者

何　　氏
何　　氏

（イ）農地調整法第十五條ノ二第三項第一號ニ屬スル者

三十　開票分會長ノ報告ノ結果ト選擧會ニ於テ信シタル投票總數左ノ如シ

（イ）農地調整法第十五條ノ二第三項第一號ニ屬スル者
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名
　　名

三十一　開票分會長ノ報告ノ結果ト選擧會ニ於テ信シタル無効ノ投票ノ數左ノ如シ

選擧長ハ此ノ選擧錄ヲ作リ選擧立會人ト共ニ玆ニ署名ス

選擧長　氏

三十二　午前（午後）何時投票ノ點檢ヲ終リタルヲ以テ選擧長ハ各委員
候補者ノ得票ヲ調ヒタリ
三十七　各委員候補者ノ得票數左ノ如シ

（イ）農地調整法第十五條ノ二第三項第一號ニ屬スル者

何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏
何　　氏

三十八　選擧長ハ點檢濟ノ有效無效及受理スベキ得票者毎ニ之ヲ區別シ
ヲ大別シ有效ノ決定ヲ以テ投票ニ在リテハ有效投票ニ於リテハ
ヲ一括シ更ニ有效無效受理
ス又タタメト決定シタル投票ニ之ヲ封筒ニ入レ選擧立會人ト共ニ封
分會毎ニ各委員候補者ノ得票ヲ調シタリ
ヲ調ヒタリ

選擧長ハ午前（午後）何時投票ノ點檢ヲ終リタルモノ

（イ）（ロ）（イ）無效ト決定シタルモノ
（ハ）（ロ）（イ）

丙

一　、、、、、、、
二　、、、、、、、

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

三 投票分會ヘ何々ノ事由ニ因リ投票立會人ノ決定ヲ以テ（投票立會人ニ對シテハ何々ノ事由ニ因リ投票立會人ノ決定ヲ以テ）

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

四 投票立會人中氏名ハ一且參會シタルモ午前（午後）何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタル場合ニハ投票分會長ハ臨時ニ投票立會人ヲ選擇シ名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ午前（午後）何時左ノ通選擇人ニ對シ其ノ職ヲ辭シタル旨ヲ記載スベシ

住　所　　氏　名

五 投票分會長ハ投票立會人ヲ選擇シ投票分會ニ參會シタル旨ヲ記載スベシ

六 投票分會長ハ投票立會人ノ面前ニ於テ投票ニ先チ投票分會ニ參會シタル旨ヲ示シタルトキハ後ノ欄ヲ空虛ナル儘ナラシメ投票函ヲ投票立會人ノ列席スル面前ニ於テ選擧人名簿ノ抄本（又ハ選擧人名簿ノ謄本）ヲ後（到著番號札ト引換ニ）投票用紙ヲ交付シタル旨ヲ投票立會人ヲ以テ認メ投票分會長及投票立會人ノ面前ニ於テ之ヲ

七 選擧人ハ自ラ投票ヲ投函シタル旨ヲ投票分會長及投票立會人ノ面前ニ於テ之ヲ

八 左ノ選擧人ハ選擧人名簿ノ抄本ニ投票ヲ爲サザリシ旨ヲ投票分會場ニ到リタルニ對シ投票分會長ハ投票立會人ノ面前ニ於テ之ヲ

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

九 左ノ選擧人ハ選擧人名簿ノ抄本ニ投票ヲ爲サザリシ旨ヲ投票分會長ハ投票立會人ノ面前ニ於テ之ヲ

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

十 左ノ選擧人ニ對シテハ何々ノ事由ニ因リ投票立會人ノ決定ヲ以テ（投票立會人ノ可否同數ナルニ依リ投票分會長ノ決定ヲ以テ）投票ヲ拒否シタリ

住　所　　氏　名

左ノ選擧人ニ對シテハ何々ノ事由ニ因リ投票立會人ノ決定ヲ以テ（投

三 投票分會ハ昭和何年何月何日午前（午後）何時ニ之ヲ開キタリ

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

投票分會長ハ開ク前々キ時刻ニ投票立會人中參會セザリシ者アルニ依リ投票立會人中於テ參會セザル者ノ屬スル會ノ屬分ニ關シ臨時ニ投票立會人ヲ選擧シ投票分會ノ屬スル者ノ中ヨリ臨時ニ左ノ者ヲ投票立會人ニ選任シタリ

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

三 投票分會ハ昭和何年何月何日午前（午後）何時ニ之ヲ開キタル事項

備考

樣式ニ掲グル事項ノ外選擧長ニ於テ選擧會ニ關シ緊要ト認ムル事項ヲ記載スベシ

別記樣式ノ四投票錄

昭和何年何月何日　道都府縣　市區町村

執行

選擧第一（何々）投票（分會）投票錄

一　投票分會ハ何市町村投票所（何ノ場所）之ヲ設ケタリ

二　左ノ投票立會人ハ何レモ投票分會ヲ開ク前々キ時刻迄ニ投票分會ニ參會シタル旨ヲ投票分會長ハ投票立會人ノ面前ニ於テ之ヲ

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

住　所　　氏　名

選擧立會人

職

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

票立會人可否同數ナル＝依リ投票分會長ノ決定ヲ以テ（投票分會長又ハ投票ヲ拒否シタル同選舉人＝於テ不服ヲ申立テタルトキハ其ノ選舉人ノ投票ヲ以テ）投票用紙ト共＝封筒ヲ交付シ假

立會人氏名＝於テ異議アリシトキハ其ノ理由ヲ投票用紙ノ裏ヲ以テ）投票ヲ拒否シタル選舉人ノ氏名

＝投票ヲ爲サシメタル

住　所

十一　左ノ選擧人＝對シテハ何々ノ事由＝因リ投票分會長ノ決定ヲ以テ

（投票立會人可否同數ナル＝依リ投票分會長ヲ以テ）

ヲ拒否シタル

住　所

十二　左ノ選擧人ノ誤リテ投票用紙ヲ汚損シタルトキハ其旨ヲ以テ更＝之ヲ請求シタルニ依リ其ノ相違ナキヲ認メ之ト引換＝投票用紙（封筒）ヲ交付シタル

氏　名

住　所

十三　左ノ選擧人ハ投票分會場＝於テ演說討論ヲ爲シ（喧騷＝渉リ）投票＝關シ協議ヲ爲シ（何々ヲ爲シ）投票分會場ノ秩序ヲ紊シタル＝依リ投票分會長＝從ハサルヲ以テ投票用紙及封筒）（到著番號札）ヲ返付セシメ之ヲ投票分會場外＝退出セシメタル

氏　名

住　所

十四　投票分會長ハ投票分會場外＝退出ヲ命シタル左ノ選擧人ハ最後＝入場シタルモノトス

氏　名

何人

何人

何人

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

議員	住所	氏名	
議員	住所	氏名	
議員	住所	氏名	

備考

欄式ニ掲グル事項ノ外投票分會長ニ於テ投票ニ關シ參考ト認ムル事項アルトキハ之ヲ記載スベシ

氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名

投票立會人　　投票分會長

職　　職

投票立會人　　投票分會長

昭和何年何月何日

別記様式ノ五號票錄

執行　昭和何年何月何日　行　縣府　道都　村町市　農地委員會（何地區農地委員會）

委員選擧第一（何々）開票分會開票錄

一　開票分會ハ（何市役所（何町村役場）（何ノ場所））ニ之ヲ設ケタリ

二　左ノ投票立會人ハ何レモ開票分會ヲ開クベキ時刻迄ニ開票立會人中參會セザリシ者アルニ依リ開票分會長ハ參會セザル者ノ屬スル區分ニ選擧人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ代理者ヲ選任シタリ

住所　氏名

住所　氏名

住所　氏名

假ニ區分ヲ投票數

投票人總數

議員

投票人總數

議員

（十五地調整法第三項第一號ニ第二號ニ屬スル者）

同條第一號ニ屬スル者

同條第三號ニ屬スル者

同票

同票

同票

同人

同人

同人

同票

同票

同票

三十六

三　開票分會ハ昭和何年何月何日午前（午後）何時ニ之ヲ開キタリ

四　開票立會人中氏名ハ一且參會シタルモ午前（午後）何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタル爲開票分會長臨時ニ開票分會ノ區劃内ニ於テ投票立會人名簿ニ屬スル者ノ中ヨリ代理者ヲ選任シタリ

五　開票分會ノ區劃内ノ各投票分會長ニ投票函等左ノ如ク到著セリ

第一（何々）投票分會ノ投票函ハ何時何分何日午前（午後）何時著之ヲ撤ス＝異狀ナシ

第二（何々）投票分會ノ投票函

第三　昭和何年何月何日開票分會長ハ開票分會ノ區劃内ノ投票分會ヲ以テ其ノ當日（翌日）午前（午後）何時ヨリ開票ヲ開始シタリ

六　昭和何年何月何日開票分會長ハ何レモ投票立會人中參會セザリシ者アルニ依リ投票立會人ヲ選擧シタリ

第一（何々）投票分會ノ投票函

七　開票分會長ハ（何市役所（何町村役場）（何ノ場所））ニ之ヲ設ケタリ

二　左ノ投票立會人ハ何レモ開票分會ヲ開クベキ時刻迄ニ開票立會人中參會セザリシ者アルニ依リ開票分會長ハ參會セザル者ノ屬スル區分ニ選擧人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ代理者ヲ選任シタリ

假ニ區分ヲ投票數

投票人總數

議員

投票人總數

議員

（十五地調整法第三項第一號ニ第二號ニ屬スル者）

同條第一號ニ屬スル者

同條第三號ニ屬スル者

同票

同票

同票

同人

同人

同人

同票

同票

同票

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

假ニ議ヲ開クベキ時期ニ至リ開票立會人中議員ナキトキハ議員ノ
開票分會長ノ參會セザル者ノ屬スル區分ニ屬シ選擧人名簿ニ登錄セラ

假ニ議ヲ開クベキ投票數　何人

投票總數ト投票人ノ符合スル　何人

投票總數ト投票人總數ト比シ何票多シ（少シ）（其ノ理由ノ明カナルモノハ之ヲ
記載スベシ）

八　投票分會ニ於テ拒否ノ決定ヲ受ケタル者ニシテ投票ヲ爲シタル者

住所　氏名
住所　氏名
住所　氏名

開票分會長ハ右ノ投票ヲ調査シ開票立會人左ノ通之ヲ決定シタリ
（開票分會長ハ右ノ投票ヲ調査シ開票立會人ノ決定ニ付シタルニ可否
同數ナルニ依リ開票分會長左ノ通之ヲ決定シタリ）

受理セシモノ

一　事由何々　住所　氏名
一　事由何々　住所　氏名

受理セザリシモノ

一　事由何々　住所　氏名

九　開票分會長ハ（假ニ議シタル投票ニシテモノト受理スベキモノト決定シタ
ル投票ノ封筒ヲ開披シタル上）總テノ投票ヲ混同シ開票立會人ト共ニ
之ヲ點檢シタリ

十　開票事務ニ從事スル職氏名及ビ職氏名ノ二人ハ各別ニ同一委員候補
者ノ得票數ヲ計算シタリ

十一　有效又ハ無效ト決定シタル投票ハ左ノ如シ

三十

一　無效ト決定シタルモノ

一　有效ト決定シタルモノ

何票　何票

何票
何票
何票
何票

三　投票總數

一　成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
二　
三　

何票
何票
何票

一　有效ト決定シタルモノ

何票
何票
何票

一　無效ト決定シタルモノ

何票
何票
何票

二　開票立會人ノ決定ニ付シタルニ可否同數ナル
三　
四　

何票
何票
何票

一　開票立會人ノ決定ニ付シタルニ可否同數ナル
二　開票分會長ノ決定ニ付シタルニ可否同數ナル者ハ於テ投票ス
　　號ノ區ニ屬スル者　第十五條第三項第一號ノ二號ニ屬スル者　同項第三號ニ屬スル者

何票　何票　何票　何票

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

（推薦）（氏　名）

住所
生年月日
推薦団体名　氏　名
（三號）
選挙】農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別（第一號）（第二號）（第
選挙人名簿ニ記載アル者ノ氏名住所生年月日ヲ掲ゲ事項ノ外問題分會長ニ於テ問題ニ關シ必要ト認ムル事
項ヲ調査シタルモノニ限ル）

備考

住所
生年月日
（推薦団体名）（氏　名）

選挙【昭和何年何月何日執行ノ市町村（地區）農地委員會委員ノ選
挙】農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別（第一號）（第二號）（第
三號）

住所
生年月日
推薦団体名　氏　名
（推薦団体名）（氏　名）

住所
生年月日
選挙人名簿ニ記載アル者ノ氏名住所生年月日ヲ掲ゲ事項ノ外問題分會長ニ於テ問題ニ關シ必要ト認ムル事
項ヲ調査シタルモノニ限ル）

備考

住所
生年月日
選挙【昭和何年何月何日執行ノ市町村（地區）農地委員會委員ノ選
挙】農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別（第一號）（第二號）（第
三號

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

農地委員會委員候補者 氏　名知　氏　名印

番地

昭和何年何月何日

同市（區）（町）（村）長　氏　名知

第十五條ノ二第三項各號（第一號）（第二號）（第三號）ノ選擧立會人（投票立會人）ポルニトヲ承諾候也

昭和何年何月何日

選擧長（投票分會長）（開票分會長）氏　名知

同　立會人ポルベキ者ノ屆出書ニ添附スベキ承諾書

昭和何年何月何日　氏　名印

選擧立會人（投票立會人）（開票立會人）承諾書

第十五條ノ二第三項各號ノ選擧ニ於ケル農地委員候補者ポルニトヲ承諾候也

昭和何年何月何日

農地委員會委員候補者

右別紙本人ノ承諾書相違無出候也

昭和何年何月何日

選擧長（投票分會長）（開票分會長）氏　名知

同　立會人ポルベキ者ノ屆出書ニ添附スベキ承諾書

昭和何年何月何日　氏　名印

選擧立會人（投票立會人）（開票立會人）承諾書

第十五條ノ二第三項各號ノ選擧ニ於ケル農地委員候補者ポルニトヲ承諾候也

昭和何年何月何日

農地委員會委員候補者

氏　名知　氏　名印

番地

昭和何年何月何日

何市（區）（町）（村）長　氏　名知

第十五條ノ二第三項各號（第一號）（第二號）（第三號）ノ選擧立會人（投票立會人）ポルニトヲ承諾候也

昭和何年何月何日

農地委員會委員候補者

氏　名印

住所

生年月日

（住所）

（生年月日）

推薦屆出者　氏　名

三號）

選擧〔昭和何年何月何日執行ノ市町村（地區）農地委員會委員ノ選擧〕農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別（第一號）（第二號）（第三號）

住所

生年月日

（推薦屆出者）（氏　名）

推薦屆出者　氏　名

三號）

選擧〔昭和何年何月何日執行ノ市町村（地區）農地委員ノ選擧〕農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別（第一號）（第二號）（第三號）

住所

生年月日

（ロ）同項（第二號ニ關スル者）

（イ）同項（第一號ニ關スル者）

（ハ）同項　第三號ニ關スル者　何票

氏　名

氏　名

十四　開票分會長ノ點檢濟投票ニ係ル有效無效及受理スベカラザル投票ニ在リテハ投票ノ種別ノ別ノ何有效ノ決定ヲ投票ニ在リテハ投票毎ノ之ヲ區別ノ無效ノ決定ヲ投票ニ在リテハ之ヲ類別ノ日各之ヲ一括シ更ニ有效無效及受理スベカラザル投票ニ在リテハ決定シタル投票ノ之ヲ封筒ニ入レ開票分會長ノ印ヲ施シタル上封ニ

十五　午前（午後）何時開票分會ノ事務ヲ結了シタル

十六　左ノ者ノ開票分會ノ事務ニ從事シタル

職　氏　名

職　氏　名

職　氏　名

開票分會長ノ此ノ開票錄ヲ作リ開票立會人ト共ニ玆ニ署名ス

昭和何年何月何日

住所

生年月日

氏　名

委員候補者

住所

生年月日

氏　名

（ロ）同項（第二號ニ關スル者）

何票

農地調整法第十五條ノ二第三項各號（第一號）（第二號）（第三號）

何市（區）（町）（村）長　氏　名知

右立候補届出候也

昭和何年何月何日

委員候補者　氏　名印

住所

生年月日

氏　名

委員候補者　氏　名

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

農地調整法第十七條ノ規定ニ依ル證書

別記樣式ノ七（用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ニ為ス）

（表面）

農地調整法第十七條　行政官廳必要ナリト認ムル農地其ノ他調整法第十七條ノ物件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スベキ場所ニ臨檢官吏ヲシテ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

農地調整法施行規則第四十三條　農地調整法第十七條ノ規定ニ依リ地方長官當該官吏ヲシテ臨檢檢査ヲ爲シ報告ヲ徵スベキ場合ニ於テハ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

備考　用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ニ為スベシ

第號昭和年月日交付

官　廳　氏　名

都道府縣印

（裏面）

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

四　農地調整法施行ニ關スル告示

昭和二十一年一月二十六日農林省告示第十四號
改正　昭和二十一年三月十四日農林省告示第六十八號
昭和二十一年十二月十日農林省告示第百四十三號

農地調整法第六條ノ二並ニ同法施行令第五條第六號及第十二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

一　農地調整法第六條ノ二ノ規定ニ依ル主務大臣ノ定ムル率

現況田ヲ　　四〇
現況畑ヲ　　四八

二　農地調整法施行令第五條第六號ノ規定ニ依ル農林大臣ノ定ムル場

一　一團地五十坪未滿ノ農地ニシテ市町村農地委員會ノ承認シタル

一　燒畑，切替畑ニシテ收穫ノ著シク不定ナル農地トシテ市町村農地委員會ノ認メタル

三　農地調整法施行令第十二條ノ規定ニ依ル農林大臣ノ指定スル價格

田　一反歩　米　一石當　金一〇〇　正味　六〇瓩當　三〇〇〇
畑　
　大麦　麥類　同　金一五〇　同　五三・五瓩當　一一・五瓩
　小麦　同　四四・四五　同　三六・三瓩　同　六〇瓩當　五・七瓩
　豆　同　四四・四五　同　四四・四五　同　
　雜穀　同　四四・四五　同　
　其ノ他ノ物　當該物ノ昭和三年ヨリ同十二年迄ノ十年間ニ於

ケル當該道府縣ノ價格ニ包含シタル金額ニ三・一〇三ヲ乘ジテ得タル價格ニシテ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル地方長官ノ指定スル價格

四　地方長官ガ特殊ノ事情ニ依リ第一號乃至第六號ニ掲ゲタル價格又ハ前號ニ依リ算定シテ得タル價格ヲ不適當ト認ムル場合ニ於テ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル價格ニ代ルベキ價格ヲ指定シタル價格ニ掲ゲタル價格ハ其ノ地方ニ於ケル農地ノ賃貸借ニ關スル慣行ヲ考ヘ本表第一號乃至第六號ニ掲ゲタル價格ニ包含セラルベキモノトス

農地調整法施行規則第四十三條　農地調整法第十七條ノ規定ニ依リ地方長官ガ當該官吏ヲシテ隨檢査ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
創項ノ證票ヘ別記樣式ノ七ニ依ル

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

自作農創設特別措置法

昭和二十一年十月二十一日
法律第四十三號

第一條　この法律は、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ廣汎に創設し、以て農業生産力の發展を圖ることを目的とする。

第二條　①この法律において、自作地とは、耕作の業務を營む者が所有權に基きその業務の目的に供してある農地をいひ、小作地とは、耕作の業務を營む者が賃借權、永小作權、地上權又は質權に基きその業務の目的に供してある農地をいふ。

②前項の農地が耕作者の同居の親族の所有に属する場合には、耕作の業務を營む者の戸主若しくは家族で命令で定めるものが有するものとみなつて同項に掲げる權利を有するものとみなす。

③前項の規定の適用については、若し家族又は耕作の業務を營むに必要なる農地を二以上の區域に分有するときは、耕作の業務を營む者の同居の戸主が命令で定める事業を營むものとみなつて前項の規定を適用する。

④この法律において、自作農とは、自作地に就き耕作の業務を營む個人をいふ。

第三條　①左に掲げる農地は、政府がこれを買收する。（その隣接市町村の區域内の地域で市町村農地委員會の承認を得たものを含む。以下「當該市町村の區域」といつて指定したものをいふ。）

一　農地の所有者がその住所のある市町村（その隣接市町村の區域内の地域で市町村農地委員會が都道府縣農地委員會の承認を得たものとして指定したものを含む。）外において所有する小作地

二　農地の所有者がその住所のある市町村（その隣接市町村の區域内の地域で市町村農地委員會が都道府縣農地委員會の承認を得たものとしてこれを指定したものを含む。）外において自作する小作地又は自作地の面積にこれを定める面積の四町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都道府縣別にこれを定めるときは、その面積を超えるときは、その小作地

②前項第二號又は第三號に規定する農地の面積は、その平均面積が同項第二號に規定する面積を超えるときは、その平均面積に代るべき面積として、各區域別に、第三號又は第三號に規定する面積を定めることができる。但し、その平均面積が同項第二號又は第三號の面積に代るべき面積を定めるものとみなされたときは、この限りでない。

③都道府縣農地委員會の承認を得て、當該都道府縣別の面積に代るべき面積を定めることができる。

④前項の規定により定められた面積は、小作地に就き、小作料の最高額を定めるときは、その小作料の最高額の面積に代るべき面積として、これを定める。

第四條　①農地の所有者がその住所のある市町村（その隣接市町村の區域内の地域で市町村農地委員會が都道府縣農地委員會の承認を得たものとしてこれを指定したものを含む。）外において自作する小作地の面積が、政府がこれを買收する場合、その面積を超えるときは、その面積

②第一項の農地の外、命令で定めるところにより、自作農の創設上

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

政府による買收をしない。

一　國又は公共團體が公用に供しているもの

二　都道府縣、市町村、都道府縣會、農業行政委員會の指定する區域内にあるもの

三　試驗研究又は農事指導の目的に供するもの

四　都市計畫法第十二條第一項の規定による土地區劃整理を施行する土地又は都市計畫法第十六條第一項の施設に必要な土地の境界内にある農地で農業委員會の承認を得て指定したもの

五　農地で所有權その他の權原の目的を變更することを相當とする農地で市町村農業委員會の承認を事由に因つてその目作地に就きその定めをなしたる農地の目的に供したもの

六　自作農が疾病その他命令で他人の耕作を禁ずることができない場合、市町村農業委員會が農業法人の耕作を認め、且つその目的に照らし適當と認めるもの

七　新開墾地、燒畑、切替畑等耕作を相當と認めるもの

富と認めるもの

第六條　①政府が第三條の規定による買收をしない農地は、買收すべき農地並びに買收の時期及び對價を定めるに當つて、市町村農業委員會の定める農地賣收計畫によらなければならない。

②農地賣收計畫においては、左の各號の一に該當する農地について、第三條の規定を適用しないものとする。

一　國又は公共團體が公用に供しているもの

二　都道府縣、市町村、都道府縣會、農業行政委員會の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの

三　試驗研究又は農事指導の目的に供する農地で地方長官の指定するもの

四　都市計畫法第十二條第一項の規定による同法第十六條第一項の施設に必要な土地の境界内にある農地で地方長官の指定する區域内にあるもの

五　近く土地使用の目的を變更することを相當とする農地で市町村農業委員會の承認を得て指定したもの

六　自作農が疾病その他命令で他人の耕作を禁ずることができない場合、市町村農業委員會が農業法人の耕作を認め、その目作地に就きその定めをなしたる農地の目的に供したもの

七　新開墾地、燒畑、切替畑等耕作を相當と認めるもの

第七條　①農地賣收計畫に基づき買收された農地の所有者に對する對價は、その農地の賣收時の現況による適正な價格とする。

②農地賣收計畫の作成に當つては、農業委員會は、農業法人の耕作を認めるもの、農業行政委員會の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの、農業法人の耕作を認めるもの、新開墾地、燒畑、切替畑等耕作を相當と認める

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

③前項の登録は、当該農地の所在地、地番、地目（土地台帳の地目が現況と異なるときは、その他の事項を有する者は、当該農地を有する者の氏名又は名称及住所

一　自作農となろうとする者の耕作する農地を集團化し、且つ当該地方の農業の耕作者の農地を買受けるに依る農地の適正にすること。

二　自作農となろうとする者の耕作する農地に つき出租の割合を適正にすること。

④市町村農地委員会は、農地買收計畫を定めるに は、農地買收計畫につき同條第五項の期間内に異議のない旨の日から十日間市役所又は町村役場において同條第四項の規定による縱覽の申立があつたときは、市町村農地委員会の申立があつたときは、遅滯なく當該農地買收計畫について都道府縣農地

ならないこと。

⑤市町村農地委員会は、前項の規定による縱覽を終つたときは、市町村農地委員会の申立があつた場合において同條第三項の規定による異議の申立があつたときは、遅滯なく當該農地買收計畫について都道府縣農地

委員會の承認を受けなければならない。

第九條　①第三條の規定による買收の時期は、政令で定める日とする。

②買收すべき農地の所有者に對し買收令書を交付しなければならない。但し、當該農地の所有者が知れないとき、その他令書の交付をすることができない場合には、命令の定める方法により、これをしないときは、令書の交付に代えて、第二項各號に掲げる事項を公告し、令書の交付

第十條　①前條の規定による買收計畫に定められた農地について、當該農地を有する者は、當該農地を有する者は、市町村農地委員会に對し異議を申立てることができる。但し、同條第五項の期間を經過して異議を申立ることができない。

②市町村農地委員会は、前項の申立を受けたときは、前條第五項の期間内に決定をしなければならない。

③前項の決定に對し不服ある申立人は、都道府縣農地委員会に訴願をすることができる。但し、同項の期間満了後十日を經過したときは、

四　買收の時期

三　對價

對價

第十一條　①買收すべき農地の所有者に對する對價は、田にあつては當該賃貸借料の四十（農地調整法第六條ノ三第一項の規定による率があるときは、その率）、畑にあつては當該賃貸借料に四十八（同條同項の規定による地方長官の定めた率）を乘じて得た額（同條同項の規定による地方長官の定めた率があるときは、その率）を乘じて得た額）の範圍内において、市町村農地委員会が地方長官の認可を受けて定めた額による。但し、特別の事情に因り長官が定めた額が、その額を超えないときは、その額による。

②市町村農地委員会は、農地買收計畫を定めるには、左の事項を勘案して市町村農地委員會が地方長官の認可を受けて當該農地につき租税公課その他の負担を考慮して定めたものとする。

一　自作農となろうとする者の農地を買受ける機會を公正にすること。

二　農地につき出租の割合を適正にすること。

三　農地買收計畫を定めるに は、農地の所有者に對し、その事項を勧告すること。

四　買收すべき農地の所有者が、その事項を受理したときは、同項の書

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

代くるべきものとする。

②令書には、左の事項を記載しなければならない。

一　第六條第五項各號に掲げる事項

二　對價の支拂の方法及び時期

三　其の他必要な事項

③地方長官は、令書の交付又は第四項但書の公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地につき先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、命令の定めるところにより、その他遅滞なく、公告をし、通知に代えることができる。

第十條　第三條、第六條及び前條の規定の適用による。但し、市町村農地委員會が當該農地について登錄した當該農地の地積の面積を以てその面積とする。

第十一條　第六條乃至第九條の規定による農地の買收に關する公告があつたときは、その當該農地について、當該權利を有する者は、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地の買收に關する公告の際に於ける買收の目的たる農地について、命令の定めるところにより、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十二條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③地方長官は、令書の交付又は第四項但書の公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十三條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十四條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十五條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十六條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十七條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十八條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第十九條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十一條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十二條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十三條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十四條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十五條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十六條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十七條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十八條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第二十九條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十一條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十二條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十三條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十四條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十五條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十六條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

⑤第三項の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

⑥前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

第三十七條　①第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

②前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地について、その公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際に於ける買收の目的たる農地について先取特權、質權又は抵當權を有する者に對し、その對價を當該權利を有する者が知れないときは、その公告をし、通知に代えることができる。

③第三條の規定による買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。但し、當該權利を有する者が知れないときは、その他遅滞なく、公告をし、通知をすることができる。

④前項の場合において、その先取特權、質權又は抵當權の目的たる農地

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第十四條　第三條の規定により買收した不服ある者は、通常裁判所に出訴することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた後一箇月を經過したときは、この限りでない。

第十五條　①第三條の規定により買收された農地の權利を有する者が左に掲げる行爲をしたときは、政府は、市町村農地委員會に對して第十六條の規定により賣渡をすることを申込むことができる。

一　賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所

二　賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

三　對價

四　賣渡の時期

⑤農地賣渡計畫については、第六條第五項「第十九條第一項」とあるのは、「第十八條第四項」と、前條第十九條　①政府は、特別の事情があるときは、他の命令で定める國體で自作農創設の事業を行はうとする農地を市町村農業會その他命令で定める農業團體に賣渡すことができる。但し、令書の交付又は第九條第十七條の規定により賣渡すのに、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をすることができる。

②政府は、前條の事情があるときは、第三條の規定によつても買收した農地を市町村農業會その他命令で定める團體に賣渡すことができる。

③前項の賣渡の相手方は、前條の規定により賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積、賣渡の時期及び對價を定めなければならない。

④市町村農地委員會は、且つ公告の日から十日間市役所又は町村役場において賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

⑤農地賣渡計畫については、第六條第五項「第十九條第一項」とあるのは、「第十八條第四項」と、前條第十七條　①政府が、第十六條の規定により賣渡すべき農地を定めたときは、�lなく、その旨を公告し、且つ賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

②農地賣渡計畫に對する異議の申立があつた場合において、賣渡の適否に關する異議の申立をした者で利害關係を有する者は、農地委員會の定める農地賣渡計畫に對する異議を申立てることができる。

③前項の賣渡の相手方は、前條の規定により賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積、賣渡の時期及び對價を定めなければならない。

④市町村農地委員會は、且つ公告の日から十日間市役所又は町村役場において賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

⑤農地賣渡計畫については、第六條第五項「第十九條第一項」とあるのは、「第十八條第四項」と、前條第十七條の規定により賣渡すべき農地を定めたときは、市町村農地委員會は、遅滯なくその旨を公告し、且つ賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

第十六條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②前項の賣渡の申込をしようとする者が、第十六條第一項の規定により賣渡すべき農地の權利を有する者が、その他の權利を有する者が左に掲げる行爲をしたときは、政府は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をすることができる。

一　賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所

二　賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

第十七條　①政府は、第三條の規定により買收した農地を市町村農業會その他命令で定める團體に賣渡すことができる。但し、令書の交付又は第九條第十七條の規定により賣渡すのに、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をすることができる。

②前項の賣渡の相手方は、前條の規定により賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

第十八條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②前項の賣渡の申込をしようとする者が、第十六條第一項の規定により賣渡すべき農地の權利を有する者が、その他の權利を有する者が左に掲げる行爲をしたときは、政府は、市町村農地委員會に對して賣渡の申請を相當と認めたときは、政

第十四條　第三條の規定により買收した農地の對價に對して不服ある者は、通常裁判所に出訴することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた後一箇月を經過したときは、この限りでない。

第十五條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②前項の賣渡の申込をしようとする者が、第十六條第一項の規定により賣渡すべき農地の權利を有する者が、その他の權利を有する者が左に掲げる行爲をしたときは、政府は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をすることができる。

一　賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所

二　賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

第十六條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②農地賣渡計畫に對する異議の申立があつた場合において、賣渡の適否に關する異議の申立をした者で利害關係を有する者は、農地委員會の定める農地賣渡計畫に對する異議を申立てることができる。

③前項の賣渡の相手方は、前條の規定により賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

④市町村農地委員會は、且つ公告の日から十日間市役所又は町村役場において賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

⑤農地賣渡計畫については、第六條第五項「第十九條第一項」とあるのは、「第十八條第四項」と、前條第十七條の規定により賣渡すべき農地を定めたときは、市町村農地委員會は、遅滯なくその旨を公告し、且つ賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

第十七條　①政府は、特別の事情があるときは、第三條の規定により買收した農地を市町村農業會その他命令で定める團體に賣渡すことができる。但し、令書の交付又は第九條第十七條の規定により賣渡すのに、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をすることができる。

②前項の賣渡の相手方は、前條の規定により賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

第十八條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②前項の賣渡の申込をしようとする者が、第十六條第一項の規定により賣渡すべき農地の權利を有する者が、その他の權利を有する者が左に掲げる行爲をしたときは、政府は、市町村農地委員會に對して賣渡の申請を相當と認めたときは、政

第十四條　第三條の規定により買收した農地の對價に對して不服ある者は、通常裁判所に出訴することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた後一箇月を經過したときは、この限りでない。

第十五條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②前項の賣渡の申込をしようとする者が、第十六條第一項の規定により賣渡すべき農地の權利を有する者が、その他の權利を有する者が左に掲げる行爲をしたときは、政府は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をすることができる。

一　賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所

二　賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

第十六條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②農地賣渡計畫に對する異議の申立があつた場合において、賣渡の適否に關する異議の申立をした者で利害關係を有する者は、農地委員會の定める農地賣渡計畫に對する異議を申立てることができる。

③前項の賣渡の相手方は、前條の規定により賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

④市町村農地委員會は、且つ公告の日から十日間市役所又は町村役場において賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

⑤農地賣渡計畫については、第六條第五項「第十九條第一項」とあるのは、「第十八條第四項」と、前條第十七條の規定により賣渡すべき農地を定めたときは、市町村農地委員會は、遅滯なくその旨を公告し、且つ賣渡計畫を縱覽に供しなければならない。

第十七條　①政府は、特別の事情があるときは、第三條の規定により買收した農地を市町村農業會その他命令で定める團體に賣渡すことができる。但し、令書の交付又は第九條第十七條の規定により賣渡すのに、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をすることができる。

②前項の賣渡の相手方は、前條の規定により賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

第十八條　①第三條の規定により賣渡すべき農地を有する者で同條に規定する農地を買の受けようとする者は、市町村農地委員會に對して賣渡の申込をしなければならない。

②前項の賣渡の申込をしようとする者が、第十六條第一項の規定により賣渡すべき農地の權利を有する者が、その他の權利を有する者が左に掲げる行爲をしたときは、政府は、市町村農地委員會に對して賣渡の申請を相當と認めたときは、政

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

を経過したときは、この限りでない。

②前項の場合において、第七條第二項乃至第四項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前條第五項」とあるのは「第十八條第四項」と読み替へるものとする。

第二十條　①第十六條の規定による賣渡は、地方長官が第十八條第五項によつて準用する第八條の規定による承認があつた農地賣渡計畫に基づき賣渡の相手方に賣渡農地売渡書を交付しなければならない。

②農地書には、左の事項を記載しなければならない。

一　第十八條第四項各號に掲げる事項

二　對價の支拂の方法及び時期

三　その他必要な事項

第二十一條　①前條の規定による賣渡農地書の交付があつたときは、その農地書に記載された賣渡の時期に、當該農地の所有權は、その農地書に記載された賣渡の相手方に移轉する。

②前項の規定により取得した農地の對價については、第十四條の規定を準用する。

第二十二條　①第十六條の規定による賣渡があつた農地につき第十二條第二項の場合において、その權利を有する者が當該農地の賣渡の相手方でないときは、當該權利（當該權利が地役權であるときは、市町村農地委員會が當該農地を耕作する。）のための妨げになるものと認定した地代額に限る。）は、當該農地の賣渡の時期に消滅する。

②政府は、前項の規定により消滅する權利を有する者に對し

權利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。但し、その者が第六條第五項の規定による公告のあつた後第十二條第一項の規定により消滅した權利を取得した者であつて、この限りでない。

③前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による權利の消滅に因つて通常生ずべき損失とする。

④第二項の補償金額は、市町村農地委員會が、地方長官の認可を受けてこれを決定する。

⑤市町村農地委員會は、前項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けべき者に對してこれを通知しなければならない。

⑥第四項の補償金額の決定に對して不服ある者は、通常裁判所に出訴することができる。但し、前項の通知を受けた日から二十日を經過しなければ、この限りでない。

⑦第一項の規定により消滅する權利の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、第十三條第一項及び第二項の規定を準用する。

第二十三條　①政府が第十六條の規定により農地を賣り渡す場合において、市町村農地委員會は、地目、面積、等位等が當該農地と近似する小作地と當該農地との交換に關し、當該小作地の所有者に對して、必要な事項を指示することができる。

②前項の指示は、交換により當該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地について、その所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならない。

③第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

十日以内に当該指示に係る交換に關して市町村農地委員會と協議した
けれども、
④前項の場合に於て、協議がまとまらないときは、市町村農地委員會は、都道府縣農地委員會の裁定の
申請をすることができる。
⑤前項の規定による裁定があつたときは、その定めるところにより、前項の通知
の所有者に対し、その限りでない。
第二十四條　④市町村農地委員會が第一項の指示を受けたときは、遅滞なく、その旨
を當該指示に係る農地の所有者及び所有者でない賃貸人に通知しなければ
ならない。
⑤前項の指示は、地番、地目及び面積その他農地の所在、
⑥第一項の規定による裁定の申請は、その旨を記載した書面を提出してしなければならない。
⑦市町村農地委員會は、第一項の指示をしたときは、遅滞なく、その旨
を當該指示に係る農地の所有者及び所有者でない賃貸人に通知しなければ
ならない。
⑧前項の通知をうけた者は、その通知の日から十日を經過した日
から、市町村農地委員會に異議を申し
立てることができる。但し、前項の通知
をうけた日から十日を經過した日
⑥第一項の規定による指示を受けた者は、同條第五項及び
前條の規定を準用する。この
場合に於て、第二十三條第三項中
「市町村農地委員會」とあるのは、「協議し」と、同條第四項
中「市町村農地委員會は、都道府縣農地委員會に異議を申し
立てることができる」とあるのは「第
一項の指示を受けた者は、市町村農地委員會の裁定」と讀み替へるものと
する。
第二十六條　第十六條の規定に違反した場合には、その者に対し、
六月以内の期間を定めて、その違反を是正すべき旨を命ずる。
②前項の規定により是正すべき旨を命ずるときは、あらかじめ、
農地法第五十四條の規定による農業委員會の意見を聴かなければならない。
③前項の規定による命令を受けた者は、その命令の日から
十日以内に當該農地を有する者に對し、その命令の日から
十日以内に當該農地を有する者に對し、その命令の日から
十日以内に當該農地を有する者に對し

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

②前項の一定の期合は、中央農地委員會が、これを定める。但し、三分の一を超えてはならない。

③前項に規定するものの外第一項の規定の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八條　①第十六條の規定に依る農地の賣渡を受けた者又は其の相續人が當該農地に就いての自作をやめたときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に對し、當該農地の賣渡を受けた者の取つぐべき價格を賣り戻すべきこと

を申し入れなければならない。

②前項の申し入れがあつたときは、その時にその賣渡が成立する。この場合に於ける賣渡の價格は、第十六條第三項の規定を準用する。

③第二十九條　①第十六條の規定により政府が買收した農業用施設用地、上地又は建物

又は建物の賣渡を受けようとするときは、市町村農地委員會に對し賣渡を申込むべきこと

②第十五條の規定により政府が買收した農業用施設用地、上地又は建物の賣渡について、第十八條乃至第二十八條の規定を準用する。この場合には第十八條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條」とあるものとする。

第三十條　政府は、自作農を創設するため必要があるときは、農地以外の土地で農地の開發に供しようとすることができる。

一　農地以外の土地で農地の開發に供しようとする土地で農地の所有に屬する

二　政府の所有に屬する土地で農地の開發に供しようとするものに關

する權利を定める。但し、

②前項の一定の割合は、中央農地委員會が、これを定める。

三分の一を超えてはならない。

③前項に規定するものの外第一項の規定の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八條　①第十六條の規定に依る農地の賣渡を受けた者又は其の相續人が當該農地に就いての自作をやめたときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に對し、當該農地の賣渡を受けた者の取つぐべきこと

を申し入れなければならない。

②前項の申し入れがあつたときは、その時にその賣渡が成立する。この場合に於ける賣渡の價格は、第十六條第三項の規定を準用する。

③第二十九條　①第十六條の規定により政府が買收した農業用施設用地、上地又は建物

又は建物の賣渡を受けようとするときは、市町村農地委員會に對し賣渡を申込むべきこと

しなければならない。

②第十五條の規定により政府が買收した農業用施設用地、上地又は建物の賣渡について、第十八條乃至第二十八條の規定を準用する。この場合には第十八條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條」とあるものとする。

第三十條　政府は、自作農を創設するため必要があるときは、農地以外の土地で農地の開發に供しようとすることができる。

一　農地以外の土地で農地の開發に供しようとする土地で農地の開發に供しようとするものに關する權利を定める。但し、

二　政府の所有に屬する土地で農地の開發に供しようとするものに關

する權利を定める。但し、

四九

ものを買收する。

②都道府縣農地委員會は、未墾地買收計畫を定めたときは、遅滯なく其の旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買收

の所在地の市役所又は町村役場において、

四九

ものを買收する。

②都道府縣農地委員會は、未墾地買收計畫を定めたときは、遅滯なく其の旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買收

の所在地の市役所又は町村役場において、

ものを買收する。

②都道府縣農地委員會は、未墾地買收計畫を定めたときは、遅滯なく其の旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買收

の所在地の市役所又は町村役場において、

ものを買收する。

②都道府縣農地委員會は、未墾地買收計畫を定めたときは、遅滯なく其の旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買收

の所在地の市役所又は町村役場において、

四九

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一　買收し、又は使用する土地、建物、立木又は工作物の所有者

二　買收し、又は使用する土地について、その所在、地番、地目

及び面積、權利について、その種類、立木について、その樹種、

數量及び所在の場所、工作物について、その種類及び所在の場所

三　對價

四　買收の時期又は使用の時期及び期間

五　未墾地買收計畫について、第七條第一項及び第八條第七項

の場合において、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、

「都道府縣農地委員會」と、第七條第一項及び第八條第七項

方長官」と、第七條第一項及び第八條第七項中「前條第五項」

とあるのは、「第三十一條第四項各號」と、第十一條中

「承認」とあるのは、「認可」と、第三十一條第四項各號

書を定めるために必要があるときは、その土地に立ち入つて、

その者に、他人の土地に立ち入ることを

は檢査の障害となる物を移轉し、若しくは

但し、これは因つて生じた損害は、こ

の政府が第三十條の規定による買收

場合には、前項の規定を準用する。この

「その委員又は委員會の事務に從事

と讀み替へるものとする。

第三十三條　①政府は、第三十條の規定による買收又は使用に係る土地、

第三十八條に規定する場合を除いて「都道府縣農地委員

會」とあるのは「市町村農地委員會」とあるのは、

「第五項各號」とあるのは、この場合

「第六條乃至第九條」

（第三十八條第二項において準用する第九條、

第三十一條第五項及び第六條第三項

七條及び第八條並びに第三十一條第五項若しく

くるものとし、第十條中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」

が第三十八條に規定する場合を除いて、「都道府縣農地委員

（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）又は工作物に

所有者又は占有者に、その物件を收去させることができる。

②前項の場合において、當該物件を收去することにより、當該物件

を從來用ひた目的に供することのできないときは、當該物件の所有者

は、命令の定めるところにより、政府に對してその買收を請求する。

③前項に規定する買收の對價は、地方長官が、時價を參酌して定める。

五〇

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

会」と読み替う。政府が第三十条第二項の規定による場合に、前条に於いて準用する第六条第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一条第一項の規定による公告に代えて、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 前項の場合には、第七條第二項及び第三十一條第一項の規定は、第三十一條第一項及び第三十二條第一項の規定中「農地委員会」とあるのは「市町村農地委員会」と、第三十一條第二項中「都道府縣農地委員会」とあるのは「市町村農地委員会」と讀み替へるものとする。

第三十六條　① 第三十一條第三項及び第三十三條第四項の規定による買收の場合を除く外、第三十一條第三項の規定による買收の場合には、その買收の當時の土地の價格を基として算出した價格、地上權又は永小作權、賃借權、使用貸借による權利、永作權その他の使用に因つて當該權利を有する者に對し當該土地の使用が三年以上に亘るとき、又はその使用が土地の所有者、命令の定めるところにより難となるときは、當該權利を有する者又は買收を請求することができる。

② 前項の規定は、政府が、第三十一條第三項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して三年を經過した日に於ける當該權利、土地、立木若しくは工作物を從來用ひたと目的に供することが著しく困難又は土地、立木若しくは工作物の買收を請求することができる。

③ 第一項の場合には、第三十三條第四項の規定による買收の場合を除く外、土地の使用が三年以上に亘るとき、又はその使用が土地の所有者、命令の定めるところにより難となるときは、當該權利を有する者又は買收を請求することができる。

② 前項の場合には、第七條第二項の規定による買收の場合を除く外、土地、立木若しくは工作物の買收を請求することができる。

第三十七條　① 第三十條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十二條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十八條　① 政府が第三十條第二項の規定による公告をしたとき、又は第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十二條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十九條　① 政府は、第三十條の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十条　① 政府は、第三十条第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十一條　① 政府は、第三十條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十二條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十三條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十四條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十五條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十六條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十七條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十八條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十九條　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十条　① 第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

② 第三十一條第一項の規定による公告があつた場合に於いて、その買收に係る固有一筆の面積が三十坪を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定による公告をしたときは、その旨を市町村農地委員会に通知することができる。

第三十一條　① 第三十一

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第三十七條の規定による買收若しくは使用又は第三十三條第二項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による買收の場合において、工作物その他の物件に關し所有權及び權利を有した者に限る。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

③第三項の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

第三十七條の規定による買收若しくは使用又は第三十三條第二項に於て準用する場合を含む。）若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による買收の場合において、工作物その他の物件に關し所有權及び權利を有した者に限る。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

第四十一條　①政府は、第三十條第一項の規定により買收した土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）、第三十條第一項の規定により買收した土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）、第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による買收又は同條第一項第二號に規定する土地を含む。）の規定による收去又は使用の制限又は禁止の命令中命令の公告の後當該土地を買收した者は、當該土地の所有權を有する者に對し、その土地の價格に支障を及ぼすと認められる權利を有する者は、買收又は使用に支障を及ぼすと認められる權利を有する者は、工作物若しくは立木を損壞し、當該土地の形質を變更し、又は當該農業用施設、工作物若しくは立木を撤去して、若しくは牧畜をしてはならない。

②前項の規定による買收又は使用に關する訴訟は、第十七條、第十八條、第二十三條第二項及び第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

第四十二條　①第三十條第一項の規定により買收した土地、第十七條、第十八條、第二十三條第二項及び第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による買收の場合において、工作物その他の物件に關し所有權及び權利を有した者に限る。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

②前項の規定による買收又は使用に關する訴訟は、第十七條、第十八條、第二十三條第二項及び第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

③第一項の補償金額については、第三十二條第三項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による公告の後當該物件に關し權利を有した者に限る。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

第四十三條　①政府は、第三十條第一項の規定により買收した土地、第十七條、第十八條、第二十三條第二項及び第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による買收の場合において、工作物その他の物件に關し所有權及び權利を有した者に限る。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

②第一項の規定による買收又は使用に關する訴訟は、第十七條、第十八條、第二十三條第二項及び第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

③第一項の補償金額については、第三十二條第三項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による公告の後當該物件に關し權利を有した者に限る。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

第四十四條　①政府は、第三十條第一項の規定により買收した土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）、第三十條第一項の規定により買收した土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）、第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による買收又は同條第一項第二號に規定する土地を含む。）の規定による收去又は使用の制限又は禁止の命令中命令の公告の後當該土地を買收した者は、當該土地の所有權を有する者に對し、その土地の價格に支障を及ぼすと認められる權利を有する者は、買收又は使用に支障を及ぼすと認められる權利を有する者は、工作物若しくは立木を撤去して、若しくは牧畜をしてはならない。

②前項の規定による買收又は使用に關する訴訟は、第十七條、第十八條、第二十三條第二項及び第三十六條第一項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

③第一項の補償金額については、第三十二條第三項（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による公告の後當該物件に關し權利を有した者に限る。）の規定による收去（第三十七條第二項に於て準用する場合を含む。）の規定による補償金の額に關する訴訟は、その收去の日から六箇月を經過した後でなければ、これを提起することができない。

第四十五條　①第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

ると認めるときは、この法律による市町村農地委員会の權限に屬された事項を都道府縣農地委員會に屬させたときは、都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項は、地方長官が、この法律により、同項の規定を適用して、この場合において、第三十三條第二項中「市町村農地委員會」とあるのは「都道府縣農地委員會」と、同項第一號中「市町村の區域」とあるのは「都道府縣の區域」とあるのは「地區農地委員會の設けられている地區」と、「隣接市町村の區域」とあるのは、「隣接市町村の區域內の地域又は他の地區農地委員會の設けられている地區」と讀み替へるものとする。

第四十八條　この法律中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會について準用する。

②前項の場合には、同項の規定による權限に屬せられたる事項は、主務大臣が、これを處理し、この法律により、農地委員會の設けられている地區の區域內の地域を管轄する地區農地委員會に處理せしめたる事項は、地方長官が、この法律により、農地委員會の設けられている地區の區域內の地域を管轄する地區農地委員會に處理せしめたる事項は、主務大臣に對し、その事項の處理の經過及び結果を報告しなければならない。

③主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項を都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會の權限に屬する事項を市町村農地委員會に對し、地方長官に對し、それぞれ必要な指示をすることができる。

④前項の場合には、同項の規定による指示は、主務大臣が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項について、地方長官の權限に屬する事項については、地方長官が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項については、主務大臣に對し、その事項の處理の經過及び結果を報告しなければならない。

第四十五條　主務大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、農地委員會に對し、その權限に屬する事項の處理に關し、必要な報告を徵することができる。

第四十六條　政府は、第三條、第十五條、第四十六條、第四十八條、第三十三條第二項、第三十六條の土地又は物件に關し必要な勸告を爲すことができる。

第四十七條　主務大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、農地委員會に對し、その權限に屬する事項の處理に關し、必要な指示をすることができる。

第四十八條　政府は、第三條、第十五條、第四十六條、第四十八條、第三十三條第二項、第三十六條の土地又は物件の管理に關し、又は使用する土地、權利、又は立木、工作物その他の物件の管理に關し、必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、市町村農地委員會の權限に屬する事項の一部は、命令の定めるところにより、市町村その他命令で定めたるものに、これを行はせることができる。

第四十七條　①主務大臣又は地方長官は、自作農の創設上特に必要があ

ると認めるときは、この法律により、農地委員會の權限に屬された事項を都道府縣農地委員會に處理せしめることができる。

②前項の場合には、同項の規定による權限に屬せられたる事項は、主務大臣が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項については、地方長官が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項については、主務大臣に對し、その事項の處理の經過及び結果を報告しなければならない。

③主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項を都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會の權限に屬する事項を市町村農地委員會に對し、地方長官に對し、それぞれ必要な指示をすることができる。

④第二項の場合には、同項の規定による指示は、主務大臣が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項については、地方長官が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項については、主務大臣に對し、その事項の處理の經過及び結果を報告しなければならない。

第四十四條　主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項を都道府縣農地委員會に處理せしめたる事項は、主務大臣が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項については、地方長官が、この法律により、農地委員會の權限に屬する事項については、主務大臣に對し、その事項の處理の經過及び結果を報告しなければならない。

第四十五條　主務大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、農地委員會に對し、その權限に屬する事項の處理に關し、必要な報告を徵することができる。

第四十六條　政府は、第三條、第十五條、第四十六條、第四十八條、第三十三條第二項、第三十六條の土地又は物件の管理に關し、又は使用する土地、權利、又は立木、工作物その他の物件の管理に關し、必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、市町村農地委員會の權限に屬する事項の一部は、命令の定めるところにより、市町村その他命令で定めたるものに、これを行はせることができる。

第四十七條　①主務大臣又は地方長官は、自作農の創設上特に必要があ

大條又は第三十七條の規定により買收し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他物件の對價、第十三條及び第二項の規定による補償金は、第十二條第二項又は第三十九條第一項の買收による補償金に、第三十九條第二項又は第三十九條第二項の規定による交付すべき對價金を以てこれを支拂ひ、必要な額を限度として政府は、政府の規定により交付するため、

②前項の規定による交付の方法、

③前項の規定による交付をなすことができる。

④第二項の規定により交付する證券の交付價格は、時價を參酌して大藏大臣が、これを定める。

第四十四條　第三十三條第一項、第三十三條第二項、第三十四條、第三十六條、第三十八條（第二十五條の規定による買收）若しくは第四十一條の規定による九條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十三條第二項（第四十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による賣渡（第二十三條第一項（第四十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による賣渡を含む。）の規定による賣渡に關し、必要な報告を徵することができる。

第四十五條　主務大臣は、第三條、第十五條、第四十六條、第四十八條、第三十三條第二項、第三十六條の土地又は物件の管理に關し、必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、市町村農地委員會の權限に屬する事項の一部は、命令の定めるところにより、市町村その他命令で定めたるものに、これを行はせることができる。

第四十七條　①主務大臣又は地方長官は、自作農の創設上特に必要があ

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第四十九條　この法律中町村又は市町村長に關する規定は、町村の事務の全部又は役場事務を共同處理する町村組合のある地にあつては町村組合又は組合管理者に、町村制を施行しない地にあつては町村長のに、市又は市長に關する規定は、東京都の區のある區域、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市にあつては区長に、これを適用する。

第五十條　左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

一　第三十二條第二項（第三十七條において準用する第三十二條第二項）において準用する第三十二條第一項の規定による當該官吏の調査　書類、移轉又は除却を拒み、妨げ又は忌避した者

二　第四十二條の規定に違反した第三號又は第三號の業務に關し前條第二號又は第三號の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する。その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

三　第四十五條の規定に違反した者

第五十一條　法人の代表者又は法人又は人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に關し前條第二號又は第三號の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

附　則

この法律施行の期日は、勅令で定める。

第三條第一項の規定による農地の買收は、昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買收計畫を定めることができる。

第一條乃至第五號に掲げる農地は、命令の定めるところにより、市町村農地委員會の定める買收の時日は、勅令で定める。

二　鑛山又は炭坑附近のもの

一　新開墾地、燒畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地

三　前二號に於けるものの外農林大臣の指定する農地

第四條　自作農創設特別措置法施行令（案）

第一條　自作農創設特別措置法第二條第三項の特別の事由は、左に掲げるものとする。

一　病氣

二　就學

三　召集

四　遷轉による公務就任その他の事由で市町村農地委員會が、一時同居しないことをやむなくさせたと認めて都道府縣農地委員會の承認を受けたもの

第二條　市町村農地委員會は、前條の事由を認めて指定しようとするときは、當該隣接市町村に設けられた市町村農地委員會の同意を得て地方長官の指定する期日までに都道府縣農地委員會に承認を申請しなければならない。

第三條　自作農創設特別措置法第三條第四項の命令で定める農地は左に

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

第五條　一、自作農について自家労力によつてその農地の耕作をすることができる場合に限り有償の一部を他に譲渡する場合、又は他に譲渡しないで遊休する場合、又は耕作者の一部を他に譲渡する場合、市町村農地委員会が、自作創設特別措置法第三項の規定による買収計画を定める。

二、法人その他の団体について、その生産の減少を来すことが明らかな場合、又は耕作者の一部を他に譲渡する場合、当該農地の近傍類似の農地の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定める。

三、法人その他の団体について、その生産の減少を来すことが明かな場合、その業務が法人その他団体の主たる業務の運営に極めて重大な影響を及ぼすと認める場合

第六條　自作農創設特別措置法第五條第二項の命令で定める農地の譲渡、賃貸借組合、養蚕行組合、その他耕作者の組織する組織の指定するものとする。

第七條　自作農創設特別措置法第六條の命令で定める農地の譲渡は、左に掲げるものとする。

一　就農

二　召集

三　還暦に達する公務就任その他の事由で市町村農地委員会の承認を受けたもの

第八條　自作農創設特別措置第五條第七項の命令で定める農地は、左に掲げる農地とする。

一　地割慣行のある農地

二　鎮山又は災害防止の農地で面積の僅少なもの

三　前二號に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第九條　市町村農地委員会は自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による農地買收計畫及び同法第十八條の規定による農地賣渡計畫を遅滞なく定め

るものとし遅くとも昭和二十三年十月三十一日までに、自作農創設特別措置法第十條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第十一條　地方長官は、自作農創設特別措置法第六條の規定による認可をしようとするときは、都道府縣農地委員会の意見を聴かなければならない。

第十二條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第十三條　政府の所有に屬する農地で市町村農地委員会が自作農創設の目的に供することを適當と認めたものは、農林大臣が、これを雜種財産とし、農林大臣委員会に於て農業用施設、宅地又は雜種財産として適當と認めたものは、農林大臣より買收する。

市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第十五條第十五條の規定による認可を受けたときは、その他の雜種財産の買收は、農林大臣が、農地委員会の意見を聴かなければならない。

第十四條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第十五條　自作農創設特別措置法第十五條第二項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の近傍類似の農地の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定めるに当たり、當該農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第十六條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第十七條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第十八條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第十九條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第二十條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第二十一條　地方長官は、自作農創設特別措置法第六條の規定による認可をしようとするときは、都道府縣農地委員会の意見を聴かなければならない。

第二十二條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第二十三條　政府の所有に屬する農地で市町村農地委員会が自作農創設の目的に供することを適當と認めたものは、農林大臣が、これを雜種財産として、農林大臣委員会に於て農業用施設、宅地又は雜種財産として適當と認めたものは、農林大臣より買收する。

市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第十五條第十五條の規定による認可を受けたときは、その他の雜種財産の買收は、農林大臣が、農地委員会の意見を聴かなければならない。

第二十四條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第二十五條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第二十六條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第二十七條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第二十八條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第二十九條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第三十條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第三十一條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第三十二條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第三十三條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第三十四條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第三十五條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第三十六條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第三十七條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第三十八條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第三十九條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第四十條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第四十一條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第四十二條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第四十三條　政府の所有に屬する農地で市町村農地委員会が自作農創設の目的に供することを適當と認めたものは、農林大臣が、これを雜種財産として、農林大臣委員会に於て農業用施設、宅地又は雜種財産として適當と認めたものは、農林大臣より買收する。

市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第十五條第十五條の規定による認可を受けたときは、その他の雜種財産の買收は、農林大臣が、農地委員会の意見を聴かなければならない。

第四十四條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第四十五條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第四十六條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第四十七條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第四十八條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第四十九條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第五十條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第五十一條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第五十二條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第五十三條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第五十四條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第五十五條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第五十六條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第五十七條　市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價を定める場合、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第五十八條　自作農創設特別措置法第六條第二項の規定による買収の時價は、當該採草地の近傍類似の農地の時價を超えないものとする。

第五十九條　自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定による買収の時價は、市町村農地委員会が、自作農創設特別措置法第三項の規定による買収の時價を超えない範囲内で、その譲渡を定め、又は同項但書の規定により農地の買収を定めるに当たり農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

ものとみなす。

特別な事由があるときは、その用途又は目的の廃止があるまで、農林大臣の管理に属しないものであるときは、農林大臣の管理に移るものとする。

前項の規定による用途若しくは目的の廃止又は管理の移転があつたときは遅滞なくその旨を大臣に通知しなければならない。

第十五條　自作農創設特別措置法第十六條第一項の政府の所有に属する農地で第十三條第一項の規定により買い戻すべき農地の所有者に対し、その者が所有する農地のうち、その者の同居の戸主若しくは家族の三親等以内の親族の事由により買い戻すべき農地の面積は同項第一号に掲げる面積を超えるときは、同条第一項の規定にかかわらず、その者が所有する農地のうち、その者の同居の戸主及び家族並びに第一項第三号に掲げる面積（同條第三項の規定により算入されたものを除く。）の合計が、その者の世帯の人数に応じ、都道府県知事が定める面積を超えるときは、その超える面積の農地を買い戻すべき農地とする。

前項の規定の適用については、自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による買い戻しの面積（同條第三項の規定により算入されたものを除く。）を超えないものとする。

前項の規定の適用については、同居の者の世帯の人数で第一條に規定するものとみなす。

又はその者の戸主若しくは家族で第一條に規定する農地を耕作する者と同居しないその者の戸主若しくは家族が所有する農地は、その者が所有する農地とみなす。

特別な事由があるときは、市町村農地委員会は、自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による買い戻しの面積を超えるときは、同条第一項の規定にかかわらず、その者が所有する農地のうち、その者の同居の戸主若しくは家族の三親等以内の親族の事由により買い戻すべき農地は、その者が所有する農地のうち、その者の同居の戸主若しくは家族の三親等以内の親族の規定による買い戻しの面積を超えるときは、その超える面積の農地を買い戻すべき農地とする。

（富山県知事の他の圏域の買受けた農地に代るべき農地）

第十六條　自作農創設特別措置法第三條第三項第五号の規定による買い戻しの面積は、同居の戸主及び家族並びに第一項第三号に掲げる面積（同條第三項の規定により算入されたものを除く。）の合計が、その者の世帯の人数に応じ、都道府県知事が定める面積を超えるときは、その超える面積の農地を買い戻すべき農地とする。

前項の規定の適用については、自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による買い戻しの面積は、同居の戸主及び家族並びに第一條

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

に就いての耕作の業務をやめようとしないときは、當該農地は左に掲げる買受の申込をしないときは、當該農地を買受に掲げる順序による者に売渡す。

一　自作農創設特別措置法第三條の規定により買收した農地に就き同法第十八條の規定による時效による買收した農地に就いて耕作の業務を營むもの

二　自作農創設特別措置法第三條の規定により買收した農地に就き耕作の業務を營む小作農が耕作の業務を營む小作農及び常該農地を所有してゐた者で耕作の時期における當該農地を賃借權を有するもの及び常該業務に從事する家族の勞働力に比べて著しく不足してゐるもの

三　市町村農地委員會において自作することを相當と認めたもの

四　前項第一號の規定の適用については、自作農創設特別措置法第二十三條の規定により買收した農地に就き同法第二十五條の規定により交換に因つて取得した農地に就き同法第二十五條の規定により交換に因つて取得した者の業務を營む小作農又は同法第二十五條の規定により買收した農地に就き耕作の業務を營む小作農とみなされた者で耕作の時期における當該農地を賃借權を有するもの

政府の賃貸借を終了した者で耕作の時期における當該農地に就き政府の賃貸借を終了した者

五　前項の場合において農地委員會がこれを賃貸借を終了したものとみなす。

第十九條　自作農創設特別措置法第十四條第一項の規定により政府が賃貸借を終了した者で耕作の時期における當該農地に就き政府の賃貸借を終了した者

正でないときは第十四條第一項の規定により賃貸借を終了したものとみなす。

農地は市町村農地委員會がこれを賃貸借を終了したものとみなす。

ある者と認めた者に対しては第五條の規定による賃貸借を終了したものとみなす。

前項の場合において農地委員會がこれを賃貸借を終了したものとみなす。

第十九條　自作農創設特別措置法第三條の規定により買收した農地（前號に規定する農地を除く。）又は同法第三條の規定により買收した農地で第一號に掲げる者に売渡すべき相手方と定めたもの

一　自作農創設特別措置法第三條の規定により買收した農地に就き同法第二十五條の規定により交換に因つて取得した農地で同法第二十五條の規定により買收したものの時效による買收した農地に就いて耕作の業務を營むもの

二　自作農創設特別措置法第三條の規定により買收した農地に就き耕作の業務を營む小作農が耕作の業務を營む小作農及び常該農地を所有してゐた者で耕作の時期における當該農地を賃借權を有するもの及び常該業務に從事する家族の勞働力に比べて著しく不足してゐるもの及び買收の時期における當該農地を賃借權を有するもの

三　市町村農地委員會において自作することを相當と認めたもの

四　前項第一號の規定の適用については、自作農創設特別措置法第二十三條の規定により買收した農地に就き同法第二十五條の規定により交換に因つて取得した農地に就き同法第二十五條の規定により買收した者で耕作の時期における當該農地を賃借權を有するもの

五　前項第三號第五項第一號、第三號若しくは第五號の規定により買收した農地（前號に規定する農地を除く。）又は同號第一號に掲げる者に売渡すべき相手方と定めたもの

項第六號の規定により買收した農地に就き同法第三條の規定により買收した農地で第一號に掲げる者に売渡すべき相手方と定めたもの

六　自作農創設特別措置法第三條の規定により買收した農地（前號に規定する農地を除く。）又は同號第一號に掲げる者に売渡すべき相手方と定めたもの

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

おける当該農地の所有者その他の者で自作農としてこれを譲り渡らなければならない。

ハ　前項の規定による賣渡を受けた自作農創設特別措置法第三項、第五項、第十一條第二項及び第十六條第二項の規定による賣渡を受けた者が、その賣渡を受けた日から起算して十年を経過する日までの間に、その賣渡を受けた農地を賣り渡そうとする場合において、その賣渡を受けた者が、その賣渡を受けた農地を自己の耕作の用に供しないと認められるときは、その賣渡を受けた者に対し、その賣渡を受けた農地を買い戻すことを命ずることができる。

ニ　農業用施設について賃借權又は使用貸借による權利が存する場合の規定は、その賣渡を受けた者が、これらの權利を有する者で同法第十六條の規定による賣渡を受けたものの、これらの權利を有する者で同法第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者で當該農地の利用上當該農業用施設を必要とするものとする。

三　土地又は建物について賃借權、使用貸借による權利が存する場合の規定は、その賣渡を受けた者で同法第十六條の規定により賣渡を受けたものとする。

第二十五條　政府が自作農創設特別措置法第三十七條の買收し、若しくは使用した土地（當該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。）又は第三十三條第一項の決定のあつた立木を含む。以下本條において同項第四號に規定する賣渡又は賃貸の相手方に対し、第二十條第三項（同法第三十七條第二項（同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による權利永小作權又は賃借權に基づく農地の賃渡を受けた者（以下「賃借人」と讀み替える。）に対しても同條の規定による賣渡の申出をしなければならない。

前項の竹木の價額は、時價を參酌して政令で定める。

都道府縣農地委員會が自作農創設特別措置法第三十一條の規定による權利、立木、建物その他の工作物の對價を定める。中央農地委員會は、その賣渡を受けた者が、賣渡の日から起算して十年を経過する日までの間に、その賣渡を受けた農地を自己の耕作の用に供しないと認めるときは、その賣渡を受けた者に対し、その賣渡を受けた農地を買い戻すことを命ずることができる。

隈りでない。

と當該竹木の價額との合計額を超えてはならない。但し、特別の事情に因つて都道府縣農地委員會が地方長官の認可を受けたときは、この限りでない。

第一項に規定する賣渡又は賃貸は、當該土地の上にある立木の買收又は使用の時から起算して一年以内に、その賣渡又は賃貸の相手方に対し、その賣渡又は賃貸を行なつたときは、命令で定める時は、命令で定める期限までに、その一時支拂の方法によるものとする。但し、當該土地の申出のあるときは、その對價の全部又は一部についてのみ一時支拂の方

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

法による。

第二十八條　市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第二項の規定により農地以外の土地、權利、立木、建物その他の工作物の對價を定める場合には、第二十五條の規定を準用する。

第二十九條　自作農創設特別措置法第四十條の他の法令中命令で定める制限又は禁止の規定は、左に掲げるものとする。

一　河川法第十九條

二　河川附近地制限令第四條

三　河川豫定地制限令第三條、第四條及び第九條

四　國立公園法第八條

五　國立公園法施行令第十六條第一項

六　砂防法第四條（同法第三條において準用する場合を含む。）

七　史蹟名勝天然紀念物保存法第三條及び第四條

八　史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第二條

九　森林法第二十六條及び第三十二條

十　牧野法第一條ノ八

十一　牧野法施行令第一條

十二　地方長官が、東京都官制第三條、北海道廳官制第二條、北海道廳官制第十二條第六條において準ずる命令中開墾に關する制限

第三十條　自作農創設特別措置法第四十一條第一項の命令で定める制限は、左に掲げる者を除き、命令で定める者

一　自作農として農業に精進し得る見込のある者の組織する團體

二　自作農創設特別措置法第三十條第一項の規定により組織する同條第三號に

五九

規定する農地の買收の當時該當農地を所有していたる者又はその相續

三　農地開墾營團

四　都道府縣

五　市町村（市町村組合を含む。）

六　都道府縣農業會

七　市町村農業會

八　農業會行政組合

九　前各號に掲げる者の外、農林大臣が自作農創設のため特に認める者

第三十一條　自作農創設特別措置法第四十一條第一項の規定による買收の時期は、農地又は買收又は賣渡をする旨の通知書が到達した日から起算して三月を經過した日とする。

第三十二條　政府は、自作農創設特別措置法第四十一條第一項の規定により買收した土地を賣渡の目的物とするときは、遅滞なく、當該土地を賣り渡さなければならない。

前項の規定による賣渡については、自作農創設特別措置法第二十七條及び第三十二條の規定を準用する。

第三十三條　政府の所有に屬する土地物件で都道府縣の一に該當するものとして定めるものは、これを雜種財産とし、農林大臣が、これを管理する。

五九

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

一　農地の開墾に供することを相當とすること
二　農地の開墾に供する土地の土壌
三　當該土地の開墾に供することを相當
三　開墾後における土地の利用に供する
四　自作農創設特別措置法第三十條の規定による買收した農地、賃借權、使用貸借による權利、永小作權、
　　又は建物その他の工作物
四　自作農創設特別措置法第三十條の規定による買收した農地、賃借權、使用貸借による權利、永小作權、
　　地上權又は入會權を有する者に對し代ゑん金を拂つたこと
　　賣の渡し、又は賃貸することを相當とする土地（當該土地の上にある
　　立木を含む。）

前項の場合には、第十三條第二項乃至第四項及び第十四條乃至第十三條第五項乃至第七項の規定を準用する。この場合には「地方長官」とあるのは「農林大臣」と讀替えるものとする。

第三十四條　政府は、その所有に屬する農地買收計畫の定めるところにより、賣渡の時期までに、第十三條第一項の決定のあつた國有財産を自作農創設特別措置法第三項第五項、第二十條、第二十一條及び第十八條の規定による買收農地の賣渡しについては、第二十一條第一項の規定による賣渡しとみなす。この場合において第十七條中「市町村農地委員會」とあるのは「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは「國」と讀み替えるものとする。

前項に規定する國有財産の賣渡しについては、國有財産法施行令第三十三條第三項第二號の規定による買收農地の賣渡しの價格で國有財産たる農地その他の物件で國有財産たる農地その他の物件の賣渡しの價格は、これを管理する。

第三十六條　自作農創設特別措置法第二項、第三十六條若しくは第二十八條の規定による買取による政府が取得した農地、これを管理する。

第三十七條　政府は、第十二條第二項、第三十六條若しくは第二十八條の規定による買取による政府が取得した農地、これを管理する。

第三十七條　自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十條第一項、第十七條の規定を準用する。

第三十八條　第十二條第一項乃至第四項の規定による買收、賣渡、賃貸、使用貸借、賃借權、使用貸借による權利の設定、移轉、消滅、變更、存續期間の伸長、解約、解除、買戻、代ゑん金の拂渡、賃借權の存續期間の伸長、賃借權の解除、賃借權の放棄、賃借權の譲渡、賃借權の轉貸、賃借權の消滅

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NNDG# 760050

七　前各號に掲げるものの外農林大臣の指定する第三十九條　自作農創設特別措置法及び同法中九條　自作農創設特別措置法中の公布と同一の方法による公告は、中央農地委員會のする場合にあつては省令の公布場合に於て、地方長官又は都道府縣農地委員會のする場合の公布場所に於て、北海道廳令又は北海道廳令の公布と同一の方法によつて、市町村農地委員會の定める場合にあつては、市町村又は町村役場の掲示場に掲示して、これをしなければならない。

第四十條　自作農創設特別措置法中主務大臣とあるのは、農林大臣とする。

第四十一條　自作農創設特別措置法の規定の適用については、地區農地委員會のする規定は、地區農地委員會に、「當該隣接市町村」とあるのは、地區農地委員會に、「又は隣接市町村」に改げられた地區に設けられた地區に設けられた地區の下に「又は自作農創設特別措置法第四十七條第四號」を加える。

準用する。

第四十二條　この勅令中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつては、第二條中「當該隣接市町村」とあるのは「當該隣接市町村」に改げられたものとして、この場合において、第二條中「當該隣接市町村」とあるのは「當該隣接市町村農地委員會」、又は當該地區に隣接する地區に設けられた市町村農地委員會」と讀み替えるものとする。

第四十三條　この勅令中市町村又は町村長に關する規定は、地區農地委員會の事務の全部又は一部を共同處理する町村組合のある場合には、町村制を施行しない地にあつては、市町村農地委員會は同法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて設ける時期として農地買收計畫を定めることの可否について議決しなければならない。

第四十四條　農地法の一部を次のように改正する。

第十五條　農業委員會の一部を次のように改める。

第十六條第五號の次に左の一項を加える。

六　自作農創設特別措置法第七條第一項第三號の下に「又は自作農創設特別措置法第十六條第一項」に改め、第十條中「同法第十六條第四號」を加える。

第十七條第四號　農地調整法施行令の一部を次のように改正する。

第二條及び第七條中「又は」を「若しくは」に改める。

第十一條　農林大臣は自作農創設上特に必要があるときは、地區農地委員會に、この勅令により都道府縣農地委員會の權限に屬せしめた事項を地方長官又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、自作農創設特別措置法第四十七條第四項の規定を準用する。

第四十二條　この勅令中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつて、第二條中「當該隣接市町村」とあるのは「當該隣接市町村農地委員會」、又は當該地區に隣接する地區に設けられた市町村農地委員會」と讀み替えるものとする。

第四十三條　この勅令中市町村又は町村長に關する規定は、地區農地委員會の事務の全部又は一部を共同處理する町村組合のある場合には、町村制を施行しない地にあつては、市町村農地委員會は同法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて設ける時期として農地買收計畫を定めることの可否について議決しなければならない。

第四十四條　農地法の一部を次のように改正する。

第十五條　農業委員會の一部を次のように改める。

第十六條第五號の次に左の一項を加える。

六　自作農創設特別措置法第七條第一項第三號の下に「又は自作農創設特別措置法第十六條第一項」に改め、第十條中「同法第十六條第四號」を加える。

第十七條第四號　農地調整法施行令の一部を次のように改正する。

第二條及び第七條中「又は」を「若しくは」に改める。

第十一條　農林大臣は自作農創設上特に必要があるときは、地區農地委員會に、この勅令により都道府縣農地委員會の權限に屬せしめた事項を地方長官又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、自作農創設特別措置法第四十七條第四項の規定を準用する。

第四十二條　この勅令中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつては、第二條中「當該隣接市町村」とあるのは「當該隣接市町村農地委員會」、又は當該地區に隣接する地區に設けられた市町村農地委員會」と讀み替えるものとする。

第四十三條　この勅令中市町村又は町村長に關する規定は、地區農地委員會の事務の全部又は一部を共同處理する町村組合のある場合には、町村制を施行しない地にあつては、市町村農地委員會は同法附則第二項の規定により昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて設ける時期として農地買收計畫を定めることの可否について議決しなければならない。

第四十四條　農地法の一部を次のように改正する。

第十五條　農業委員會の一部を次のように改める。

第十六條第五號の次に左の一項を加える。

六　自作農創設特別措置法第七條第一項第三號の下に「又は自作農創設特別措置法第十六條第一項」に改め、第十條中「同法第十六條第四號」を加える。

第十七條第四號　農地調整法施行令の一部を次のように改正する。

第二條及び第七條中「又は」を「若しくは」に改める。

第十一條　農林大臣は自作農創設上特に必要があるときは、地區農地委員會に、この勅令により都道府縣農地委員會の權限に屬せしめた事項を地方長官又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、自作農創設特別措置法第四十七條第四項の規定を準用する。

第四十二條　この勅令中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつて